

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1604 2006/08/16 (事故発生地) 埼玉県	LPガス圧力調整器(自動切替式) HS-80S (株)穂高製作所 使用期間：約6年	LPガス圧力調整器の切替レバーの付け根からガスが漏れていた。 (製品破損)	当該器の樹脂部分(フラム取り付けボルト)の成形初期の不良部品が混入し、その後の締め付け応力により、微小なひび割れが発生し、さらに当該品のリングに樹脂のバリが付着していたことから、ガス流路ができ、ガス漏れしたものと推定される。 (A2)	平成10年6月から平成12年9月までに製造された対象ロットについて交換することとした。また、製造工程では、シール部等への異物付着がないよう再徹底を行う。	国の行政機関 (受付:2006/10/13)
2006-1715 2006/09/10 (事故発生地) 高知県	LPガス圧力調整器(自動切替式) TM-8 (株)穂高製作所 使用期間：約5年6か月	LPガス圧力調整器の切替レバーの付け根からガスが漏れていた。 (製品破損)	当該器の樹脂部分(フラム取り付けボルト)の成形初期の不良部品が混入し、その後の締め付け応力により、微小なひび割れが発生し、ガス流路ができ、ガス漏れしたものと推定される。 (A2)	平成10年6月から平成12年9月までに製造された対象ロットについて交換することとした。	国の行政機関 (受付:2006/10/24)
2007-3800 2007/10/06 (事故発生地) 宮城県	ガスオープン(LPガス用) 使用期間：約22年	料理講習会会場に設置されたガスオープンに点火したところ、爆発し、軽い火傷を負った。 (軽傷)	当該機器に異状は認められず、点火操作時に既に器具栓が開いていたことから、参加者或いは主催者が器具栓を開けたまま放置したため滞留したガスに爆発着火したものと推定される。 なお、当該機器は約22年使用の立ち消え安全装置のない製品であった。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/10/17)
2006-1142 2006/07/21 (事故発生地) 沖縄県	ガスオープン(LPガス用) 使用期間：約30年	ガスこんろが点火せず、ライターで点火したところ、ガスオープン庫内に滞留したガスに引火し、1人が右足に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろを使用しようとしたところ、こんろの器具栓と間違えてオープンの器具栓を開けてしまったことから、オープン庫内に滞留したガスにこんろの火が引火したものと推定されるが、器具の老朽化が激しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/08/29)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4409 2007/11/09 (事故発生地) 福岡県	ガスオープン（都市ガス用） 使用期間：約25年	高校で、調理実習中にガスオープンの前扉を開けて点火したところ、炎があふれて顔に軽度の火傷を負った。 (軽傷)	当該器は点火・燃焼・ガス漏洩等の異常は認められず、庫内にガスが溜まり、ガスオープンバーナーの着火により、溜まったガスに異常着火し、炎が大きくなったものと推定されるが、ガスが庫内に溜まった原因は特定できなかった。 なお、約25年使用の立ち消え安全装置のない製品であった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/11/19)
2007-2189 2007/06/18 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ 使用期間：不明	グリルの取っ手を分解して洗っていたところ、ステンレス板で小指の付け根に裂傷を負った。 (軽傷)	被害者がグリル取っ手組立のビスを外し、分解洗浄したため、ステンレス板で裂傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「工具を使用して分解したり、修理・改造を行うことはお客様ご自身では絶対に行わないでください。」と記載している。 (E1)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、ホームページで「分解禁止」の注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/07/06)
2006-2941 2007/01/19 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ 使用期間：不明	木造平屋の飲食店の調理場から出火して、台所の壁や天井約5平方メートルを焼き、経営者らが顔や右手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/23)
2007-0243 2007/03/14 (事故発生地) 宮崎県	ガスこんろ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約60平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0379 2007/04/19 (事故発生地) 宮崎県	ガスこんろ 使用期間：不明	住宅から出火して、全焼し、家人が左手指に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/23)
2007-0473 2007/04/23 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2007-0481 2007/04/24 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ 使用期間：不明	木造3階建ての別荘から出火し、約120平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2007-0551 2007/05/05 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者がガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0572 2007/04/30 (事故発生地) 山梨県	ガスこんろ 使用期間：不明	7階建て集合住宅の1室の台所を含む 約7平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/05/10)
2007-1476 2007/06/01 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約 120平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/06/08)
2007-1947 2007/06/15 (事故発生地) 島根県	ガスこんろ 使用期間：約9年	ガスこんろになべをかけ油を入れた ところ、炎が上がリ、こんろ下に敷い ていたシートの裏面の紙テープが燃え た。 (被害なし)	当該こんろにガス漏れ・点火不良が認められないこ とから、被害者が鍋に油を入れた際、油が鍋を伝って 流れ落ち、こんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/06/21)
2007-2740 2007/08/03 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、台所 付近など約32平方メートルを焼いた 。 (拡大被害)	ガスこんろで汁物を調理中であつたが、火を消さず に外出したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火 災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/07)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2758 2007/07/18 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ 使用期間：約1年	揚げ物を調理中、油から出火して、こんろの一部と換気扇を焼損し、こんろ周辺の壁面を焦がした。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぶら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/08/08)
2007-3665 2007/09/20 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ 使用期間：約12年	使用中のガスこんろから出火した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぶら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/03)
2007-2820 2007/05/29 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ 使用期間：不明	ガスこんろ(2口)でなべを加熱中、左側こんろ奥から発火し、こんろ下部へ延焼した。 (製品破損)	点火ボタン及び機器の底面、機器の下に敷かれた新聞紙が焼損しているが、出火に至った原因は特定できなかった。 なお、取扱説明書に「機器の下に新聞紙やビニールシートなどの可燃物を敷かないでください」と警告している。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。なお、ホームページで注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/08/10)
2006-2364 2006/11/20 (事故発生地) 三重県	ガスこんろ(1口タイプ、都市ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約170平方メートルを全焼し、1人が死亡した。 (死亡)	1口ガスこんろを壁の近くに設置していたため、木製の壁がこんろの熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した壁が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/14)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3667 2007/02/23 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：約11年	ガスこんろのグリルで魚を調理後、火を消し忘れたために発煙したので、水をかけて消火した。2時間後、こんろに点火したところ、爆発して火傷を負った。 (軽傷)	被害者が、ガスこんろのグリルを消し忘れたために発火して器具が焼損し、水を掛けて消火していたが、焼損していた左こんろの器具栓のシール用パッキン部からガスが漏れているのに気付かず、約2時間後、確認のためにグリルを再点火させたため、滞留していたガスに引火し、爆発したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/06)
2007-1881 2007/06/17 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造平屋の納屋から出火し、同納屋約132平方メートルと隣接する木造2階建て住宅約163平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者は投網を整備するため、ガスこんろにニスとガソリンの混合物を入れた鍋をかけたまま放置したことから、鍋の混合物が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/19)
2006-0421 2006/05/14 (事故発生地) 香川県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、住宅を全焼し、1人暮らしの家人が死亡した。 (死亡)	ガスこんろを消し忘れたために、周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/05/17)
2006-0577 2006/06/03 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造平屋店舗から出火して、約50平方メートルを全焼し、隣接する木造平屋住宅の一部を焼き、1人が軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/06/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0809 2006/07/06 (事故発生地) 徳島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火し、約１００平方メートルをほぼ全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/07/12)
2006-1175 2006/08/28 (事故発生地) 徳島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て集合住宅の一室から出火し、約１６２平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろにやかんをかけたまま放置したため、アルミ製やかんが溶解し、火災に至ったものと推定された。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/08/31)
2006-1642 2006/10/16 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	住宅から出火し、台所の天井板など約５平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/19)
2006-1659 2006/10/16 (事故発生地) 高知県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て店舗兼住宅から出火して、約１３０平方メートルを全焼し、隣家約６５平方メートルも焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1661 2006/10/16 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅から出火し、約120平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/23)
2006-1802 2006/10/24 (事故発生地) 熊本県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	天ぷらなべから出火した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら油をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/31)
2006-1805 2006/10/26 (事故発生地) 岩手県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、台所約3平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意と見られる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、展示会等の機会に、こんろ使用時には台所を離れないように、お客様に注意喚起をする。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/31)
2006-1859 2006/10/31 (事故発生地) 熊本県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅の台所から出火し、天井など約5平方メートルを焼き、家人が顔や両腕に火傷を負った。 (重傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/07)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1944 2006/11/08 (事故発生地) 秋田県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅で天ぷらなべから出火し、内壁 0.1平方メートルなどを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろにフライパンをかけたまま放置したため、 フライパンの油が過熱し、火災に至ったものと推定 される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/11/14)
2006-1991 2006/11/12 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約125 平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろにやかんをかけたまま放置したため、や かんが過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/11/16)
2006-2064 2006/11/15 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て店舗兼住宅から出火し て、約230平方メートルを全焼し、 隣接する民家2軒の物置小屋などを焼 いた。 (拡大被害)	ガスこんろに固形ラード脂を溶かすためにラード缶 をかけたまま放置したため、缶のラードが過熱し、火 災に至ったものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/11/22)
2006-2231 2006/11/27 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て飲食店から出火し、約 111平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/12/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2234 2006/11/29 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約50平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため、鍋が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/06)
2006-2441 2006/12/15 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	3階建て集合住宅の一室から出火し、ガスこんろ周辺を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/19)
2006-2544 2006/12/18 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、台所の壁約1.7平方メートルを焦がし、家人が煙を吸い込むなどの軽傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろにフライパンをかけたまま放置したため、フライパンの油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/22)
2006-2588 2006/12/20 (事故発生地) 佐賀県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋の店舗から出火し、約24平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/27)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2600 2006/12/21 (事故発生地) 島根県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	住宅から出火して、台所部分14平方メートルを焼き、家人が顔に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろにフライパンをかけたまま放置したため、フライパンの油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/28)
2006-2633 2006/12/24 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て工場兼住宅から出火し、2階部分約10平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-2656 2006/12/22 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約221平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2660 2006/12/27 (事故発生地) 福井県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	鉄筋4階建て集合住宅の一室から出火して、台所のガスこんろ付近を焦がし、家人が煙を吸い病院に搬送された。 (軽傷)	炊飯器を誤ってガスこんろの上に置き、火をつけたため、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2674 2006/12/31 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約9.9平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろにフライパンをかけたまま放置したため、フライパンの油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2711 2007/01/01 (事故発生地) 秋田県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、台所部分約1.4平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)
2006-2737 2006/12/26 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	鉄骨平屋店舗の調理場から出火し、換気扇や内壁など約0.3平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)
2006-2741 2006/12/28 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、住宅を全焼、隣接する住宅4棟の壁などを焦がし、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2748 2006/12/30 (事故発生地) 山梨県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	住宅から出火して、換気扇や壁の一部を焦がし、家人が煙を吸うなどした。 (軽傷)	ガスこんろでもちを焼いたまま放置したため、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)
2006-2761 2006/12/31 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約22平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者がこんろの火を消さずに放置したため過熱し、周辺の可燃物に引火して、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/12)
2006-2796 2007/01/04 (事故発生地) 大分県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋5店舗棟続きの1店舗から出火し、5店舗を全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/16)
2006-2804 2007/01/12 (事故発生地) 宮崎県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/16)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2934 2007/01/15 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、台所などを焼き、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/23)
2006-2970 2007/01/18 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約40平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/24)
2006-2971 2007/01/19 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約19平方メートルを全焼し、家人が頭や手に軽傷の火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/24)
2006-2972 2007/01/19 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、同住宅約95平方メートルと乗用車をほぼ全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/24)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2997 2007/01/17 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	住宅から出火し、台所の壁など約4平方メートル焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/25)
2006-3013 2007/01/24 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅約47平方メートルと隣接する木造2階建て住宅計約92平方メートル全焼し、家人がのどに軽いけがを負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/25)
2006-3015 2007/01/18 (事故発生地) 山形県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、127平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/26)
2006-3045 2007/01/19 (事故発生地) 香川県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅の1階台所付近が燃えた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/01/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3053 2007/01/25 (事故発生地) 岐阜県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て母屋から出火して、約300平方メートルを全焼し、隣接する木造2階建て離れ約150平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぶら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/29)
2006-3112 2007/01/27 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	鉄筋2階建て作業員詰め所から出火して、台所など約74平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/31)
2006-3171 2007/01/25 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅の台所付近で、家人が全身火傷で死亡した。 (死亡)	ガスこんろの火が付いたままであり、周辺に燃えた衣服の残査物しかないことから、ガスこんろの火が衣服に燃え移ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/02)
2006-3173 2007/01/27 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	鉄筋5階建て集合住宅の一室から出火して、室内を全焼し、家人1人が死亡、1人が意識不明の重体になった。 (死亡)	調理中にガスこんろの火が衣類に着火し、さらに周囲の可燃物に延焼し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3181 2007/01/11 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造平屋住宅から出火して、約40 平方メートルを全焼し、家人1人が死 亡した。 (死亡)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、 周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定され る。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/02)
2006-3193 2007/01/30 (事故発生地) 宮崎県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	住宅から出火して全焼し、家人1人 が死亡した。 (死亡)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意による事故であるため、措置は とらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/05)
2006-3274 2007/02/05 (事故発生地) 青森県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	鉄筋2階建て雑居ビルの店舗から出 火し、台所部分約3平方メートルを焼 いた。 (拡大被害)	ガスこんろにやかんをかけたまま放置したため、周 囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される 。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/07)
2006-3324 2007/02/08 (事故発生地) 山形県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、約2 0平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3366 2007/02/06 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約102平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/14)
2006-3369 2007/02/07 (事故発生地) 福井県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	住宅に併設する木造2階建て車庫から出火し、2階にある台所約45平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/14)
2006-3386 2007/02/07 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て店舗兼住宅から出火して、約140平方メートルを全焼し、家人2人が顔などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/15)
2006-3391 2007/02/12 (事故発生地) 高知県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、台所の壁や天井計約10平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を焼いていて放置したため、グリルに溜まっていた魚等の脂に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3392 2007/02/12 (事故発生地) 大分県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	飲食店の調理場から出火して、ガス こんろ周辺の壁の一部を焦がし、店長 と客が顔や腕などに軽症の火傷を負っ た。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/15)
2006-3460 2007/02/10 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、約 112平方メートルを全焼し、隣接す る木造倉庫の一部を焼き、隣家の勝手 口やふる場などの窓ガラスが割れた。 (拡大被害)	フライパンを乾かすために空焚きしていたとこ ろ、放置してしまったため、輻射熱により周囲の可燃 物が過熱され発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/20)
2006-3461 2007/02/12 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、1 階部分を半焼した。 (拡大被害)	天ぷら油を廃棄しようとガスこんろに天ぷら鍋をか けたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至っ たものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/20)
2006-3462 2007/02/13 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、約 165平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、 周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定され る。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/20)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3521 2007/02/17 (事故発生地) 和歌山県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約60平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに煮込み料理の鍋をかけたまま放置したため、鍋が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/26)
2006-3624 2007/02/23 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火して、網戸などを焼き、家人が火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/02)
2006-3634 2007/02/11 (事故発生地) 滋賀県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅で、天ぷら油が燃えるばやがあった。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/02)
2006-3641 2007/02/10 (事故発生地) 秋田県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て店舗兼住宅から出火して、同建物を全焼、近隣の店舗計5棟約2640平方メートルを全焼し、家人が顔や手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3652 2007/02/27 (事故発生地) 岩手県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：約３年	木造平屋住宅から出火して、３９２平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/05)
2006-3675 2007/02/24 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火し、同住宅と離れの計２棟約１８０平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/06)
2006-3678 2007/03/02 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火し、約２００平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろを使用して火を消し忘れたため、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/06)
2006-3720 2007/03/04 (事故発生地) 大分県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：約１０年	木造平屋住宅から出火して、約１２０平方メートルを全焼し、家人が顔などに重症の火傷を負った。 (重傷)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意と見られる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/07)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3721 2007/03/05 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約１０平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/07)
2006-3731 2007/03/02 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約７９平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/08)
2006-3838 2007/03/07 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火し、約１８８平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/14)
2006-3845 2007/03/10 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て店舗兼住宅から出火して、約１１４平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま外出したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意と見られる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3873 2007/02/23 (事故発生地) 島根県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	台所から火災が発生し、家屋が全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/16)
2006-3935 2007/03/17 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火して、約１６０平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/20)
2006-4009 2007/03/21 (事故発生地) 岐阜県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋の離れから出火し、約６０平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/26)
2006-4048 2007/03/18 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋店舗兼住宅から出火して、約９０平方メートルを全焼し、家人が両手などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま外出したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-4071 2007/03/27 (事故発生地) 秋田県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	飲食店で、調理場の換気扇などを焼き、経営者が顔と両手に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し出火したことから、被害者が消火しようとして水をかけたことで大きくなった炎が周囲に燃え広がり、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/03/29)
2006-4076 2007/02/23 (事故発生地) 島根県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：約 2 年	天ぷら火災で全焼事故が発生した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/29)
2006-4082 2007/03/26 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造 2 階建て住宅から出火して、同住宅と物置小屋 2 棟の計約 1 6 5 平方メートルを全焼したほか、敷地内の別の住宅の壁の一部を焼き、家人 2 人がのどに火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/03/30)
2006-4083 2007/03/27 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	鉄筋 6 階建て集合住宅の一室から出火し、約 1 0 0 平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/03/30)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0066 2007/03/28 (事故発生地) 山形県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約200平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/03)
2007-0068 2007/04/01 (事故発生地) 山梨県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅と隣接する木造2階建て納屋の2棟計約175平方メートルを全焼し、家人2人が死亡した。 (死亡)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/03)
2007-0074 2007/04/01 (事故発生地) 大分県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	ホテルの木造平屋の管理棟から出火し、約200平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/04)
2007-0075 2007/04/02 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て店舗兼住宅から出火し、住宅と店舗の一部計約200平方メートルと隣接する木造平屋の空き家約45平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/04)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0077 2007/04/02 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	鉄筋２階建て住宅から出火し、１階部分約２０平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/04)
2007-0101 2007/03/28 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	鉄筋３階建て医院兼住宅から出火して、２階を全焼、３階の一部を焼き、家人２人が擦り傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろのグリル部で魚を焼いていて、その場を離れたため、魚の脂に火がつき排気口から炎が立ち上がって火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/05)
2007-0157 2007/03/30 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約７０平方メートルを全焼し、家人が顔面及び左前腕に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/06)
2007-0159 2007/03/31 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅兼店舗から出火し、厨房部分約２５平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0161 2007/04/03 (事故発生地) 岐阜県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、台所約13平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	フライパンでてんぷらを調理中、フライパンを移動する際に油をこんろの火の上に漏らしたため、油に引火し、火災に至ったと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/06)
2007-0206 2007/04/05 (事故発生地) 福島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約230平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)
2007-0214 2007/04/06 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、同室約40平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)
2007-0252 2007/04/05 (事故発生地) 山形県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅の台所から出火して、壁など約3平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/12)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0275 2007/04/12 (事故発生地) 岩手県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約170平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろにやかんをかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/16)
2007-0309 2007/04/13 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約135平方メートルを全焼し、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/17)
2007-0367 2007/04/14 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	住宅から出火して、台所の天ぷらなべなどを焼き、家人1人が指に軽い火傷、1人が煙を吸った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/23)
2007-0371 2007/04/16 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造平屋から出火し、2棟約108平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0376 2007/04/19 (事故発生地) 秋田県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約240平方メートルを全焼し、家人が煙を吸い軽傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/23)
2007-0411 2007/04/21 (事故発生地) 青森県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、台所部分約48平方メートルを焼き、家人1人が足の裏などに軽いけがを負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/24)
2007-0416 2007/04/22 (事故発生地) 宮城県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅から出火し、台所の壁及び天井の一部、レンジフードと吊り戸棚の一部を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/24)
2007-0432 2007/04/22 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火し、台所の天井の一部を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものとみている。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0435 2007/04/14 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	調理中のガスこんろ付近から出火し、住宅が全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/04/25)
2007-0448 2007/04/23 (事故発生地) 岐阜県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約160平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろにやかんをかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/26)
2007-0452 2007/04/07 (事故発生地) 熊本県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約70平方メートルを全焼し、家人1人が死亡、1人が軽傷を負った。 (死亡)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/26)
2007-0455 2007/03/24 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約79平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/27)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0456 2007/03/25 (事故発生地) 高知県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	鉄筋2階建て住宅から出火し、同住宅115平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/27)
2007-0463 2007/04/11 (事故発生地) 佐賀県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約140平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに中華鍋をかけたまま外出したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/27)
2007-0470 2007/04/21 (事故発生地) 徳島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	鉄筋2階建て住宅から出火して、台所付近約6平方メートルを焼き、家人が手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2007-0471 2007/04/22 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約124平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0482 2007/04/26 (事故発生地) 香川県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、母屋と離れ約300平方メートルを全焼し、隣接する木造2階建て店舗兼倉庫約35平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2007-0488 2007/04/29 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約138平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2007-0536 2007/04/26 (事故発生地) 山口県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	雑居ビルの店舗から出火し、同店約30平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	天ぷら油を廃棄しようとガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)
2007-0539 2007/04/30 (事故発生地) 秋田県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅で、ガスこんろにかけた天ぷら鍋から出火し、こんろと換気扇の一部などを焼いた。 (拡大被害)	天ぷら油を廃棄しようとガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0550 2007/05/04 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	公民館から出火して、台所のガスこんろ近くにあったふきんなどを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)
2007-0576 2007/05/07 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅に併設する店舗から出火し、店舗の壁や天井など約3平方メートルを焦がした。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/10)
2007-0593 2007/05/07 (事故発生地) 長崎県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅の台所付近から出火し、約2.5平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/11)
2007-0594 2007/05/09 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約12.0平方メートルを全焼、隣接する住宅の屋根や壁の一部を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0647 2007/05/06 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、台所の壁などを焼き、家人1人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/15)
2007-0648 2007/05/09 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、約39平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/15)
2007-0660 2007/05/10 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、143平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/16)
2007-0663 2007/05/13 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	住宅から出火して、ガスこんろの上にあった天ぷらなべを焼き、家人がのどに軽い火傷を負った。 (軽傷)	天ぷら油を廃棄しようとガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/16)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0699 2007/05/12 (事故発生地) 山口県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て住居の台所付近から出 火し、約20平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/05/17)
2007-0867 2007/05/13 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造平屋住宅から出火して、約72 平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱 し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/05/21)
2007-0871 2007/05/17 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て集合住宅から出火して 、1棟約55平方メートルを全焼し、 住人3人が煙を吸ってのどに軽い火傷 を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/05/21)
2007-0872 2007/05/17 (事故発生地) 宮城県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	住宅から出火して、全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/05/21)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0928 2007/05/14 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約120平方メートルを全焼し、隣接する住宅の外壁も焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろにフライパンをかけたまま放置したため、フライパンの油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/22)
2007-0963 2007/05/15 (事故発生地) 山形県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	ビル1階の飲食店から出火し、天井約21平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/24)
2007-0965 2007/05/18 (事故発生地) 山梨県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約176平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を調理中に外出したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/24)
2007-0996 2007/05/21 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、台所など約16平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろにフライパンをかけたまま放置したため、フライパンの油が過熱し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1013 2007/05/23 (事故発生地) 和歌山県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約 2 年	ガスこんろのグリルの排気口から火が出て、本体の一部が破損し、壁のタイルにすすがついた。 (拡大被害)	被害者がこんろとグリルのボタンを間違えて点火し、グリル内に残っていた油汚れに着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、本事案をホームページに掲載し、注意喚起することとした。	製造事業者 (受付:2007/05/29)
2007-1051 2007/05/22 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造平屋の物置から出火して、約 1 2 0 平方メートルを全焼し、農機具や軽ワゴン車も焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろにてんぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/30)
2007-1053 2007/05/24 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造平屋住宅から出火して、同住宅約 3 3 平方メートルと、隣接する木造 2 階建て空き家約 5 0 平方メートルを全焼し、家人が煙を吸って軽いけがをした。 (軽傷)	ガスこんろにてんぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/30)
2007-1384 2007/05/27 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造 2 階建て住宅から出火して、全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろにてんぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し出火したが、足マット(綿製品)を鍋に被せて火を消し、マットを庭に出したが、火が消えたと思い込みマットを室内に入れたところ再燃、付近の可燃物に着火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1584 2007/06/07 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約８３平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/13)
2007-1595 2007/06/10 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅兼店舗から出火し、約２５平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/14)
2007-1854 2007/06/12 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：約３年	住宅から出火して、同住宅の一部を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/15)
2007-1857 2007/06/13 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火して、約１６０平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	グリルで焼きおにぎりを調理中、そのまま外出したため過熱し、おにぎりや受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1866 2007/06/10 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅を全焼し、家人１人がのどや手足に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/18)
2007-1900 2007/06/16 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約60平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者がガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/20)
2007-1951 2007/06/16 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約66平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに中華鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/22)
2007-1974 2007/06/15 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	2階建て住宅から出火して全焼し、家人１人が顔などに火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2083 2007/06/23 (事故発生地) 秋田県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、約191平方メートルを全焼し、家人2人が火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/02)
2007-2126 2007/06/27 (事故発生地) 香川県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造平屋住宅から出火して、約130平方メートルを全焼し、隣接する離れの壁などを焦がした。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/03)
2007-2128 2007/06/28 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、台所の天井など約40平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/07/03)
2007-2140 2007/06/30 (事故発生地) 岐阜県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	2階建て住宅兼店舗から出火して、天井約12平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/07/04)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2155 2007/07/03 (事故発生地) 岩手県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	住宅から出火して、台所の壁など約1.6平方メートルを焼き、家人2人が手などに火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろにフライパンをかけたまま放置したため、フライパンの油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/05)
2007-2197 2007/06/30 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約2年	木造2階建て住宅の台所付近から出火し、約15平方メートルと隣接する住宅2棟の壁などの一部を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/07/09)
2007-2198 2007/07/05 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	3階建て集合住宅の一室から出火し、室内を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/09)
2007-2275 2007/07/07 (事故発生地) 山口県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、約135平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2007-2297 2007/07/06 (事故発生地) 奈良県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：約8年	ビルトインこんろのグリルで魚を調理中、グリルの排気口から炎が上がった。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/07/17)
2007-2383 2007/07/18 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅と物置約170平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/24)
2007-2431 2007/07/24 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約120平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/26)
2007-2433 2007/07/24 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：不明	木造平屋の離れから出火し、台所と居間の天井を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろにフライパンをかけたまま放置したため、フライパンの油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2601 2007/07/25 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	スーパーの店舗から出火し、調理場 の天井や壁など約10平方メートルを 焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/07/27)
2007-2718 2007/07/30 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、約1 50平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろにやかんをかけて寝てしまったため、空 焚き状態になり過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火 災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/06)
2007-2737 2007/08/02 (事故発生地) 和歌山県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造平屋住宅の台所付近から出火し 、同住宅と隣接する鉄筋2階建ての離 れ約132平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま外出したため過熱し、 周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定さ れる。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/07)
2007-2760 2007/08/01 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	鉄筋2階建て集合住宅の一室から出 火して、同室約25平方メートルを焼 き、家人1人が全身に火傷を負って重 体になった。 (死亡)	ガスこんろに鍋をかけたまま被害者が眠ってしまった ため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至っ たものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2761 2007/08/01 (事故発生地) 山梨県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	飲食店において、従業員が天ぷら油が入った鍋を火に掛けたまま、別の作業を行っていたところ、油から出火し、店舗4軒と3階建て住宅計約400平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/08)
2007-2770 2007/07/22 (事故発生地) 香川県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	台所のガスこんろ付近3平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろでお湯を沸かしていたが、そのまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/08/08)
2007-2778 2007/08/07 (事故発生地) 岩手県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、同住宅128平方メートルと隣接する木造2階建て納屋28平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろでお湯を沸かすためにやかんを掛け、そのまま放置したため、こんろの上部に掛けてあったふきんが熱風によりこんろ上に落下し着火、近くの可燃物に燃え広がり火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/09)
2007-2826 2007/08/08 (事故発生地) 香川県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約100平方メートルを全焼し、隣接する住宅の壁や倉庫の一部を焼き、家人が顔や首などに火傷を負った。 (重傷)	天ぷら油を廃棄しようとしてガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2871 2007/08/08 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約4 6平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/15)
2007-2878 2007/08/13 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約1 16平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/16)
2007-2892 2007/08/08 (事故発生地) 宮城県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不明	住宅から出火し、網戸と換気扇を焼 いた。 (拡大被害)	ガスこんろにやかんをかけたまま放置したため、や かかんが空焚き状態となり過熱し、こんろ脇の窓の網戸 に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/17)
2007-2922 2007/08/19 (事故発生地) 宮崎県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不明	住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、 周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定さ れる。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/21)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2936 2007/08/20 (事故発生地) 山形県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、台所の天井や壁など約30平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/22)
2007-2985 2007/08/21 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、158平方メートルを全焼し、家人1人が両足に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/24)
2007-2994 2007/08/10 (事故発生地) 福井県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約2年	2階建て店舗兼住宅から出火して、台所の天井と壁の一部を焼損し、家人が火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/08/24)
2007-3045 2007/08/25 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	鉄筋3階建て集合住宅の一室の台所から出火し、壁や床、換気扇などを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3143 2007/08/27 (事故発生地) 岩手県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅から出火し、台所の壁や天井など約2平方メートルを焦がした。 (拡大被害)	ガスこんろに片手鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/29)
2007-3195 2007/08/15 (事故発生地) 佐賀県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅から出火して全焼し、家人1人が火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/08/31)
2007-3202 2007/08/25 (事故発生地) 福島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	集合住宅の一室の台所から出火して、ガスこんろ付近や天井など約12平方メートルを焼き、家人1人が両腕に軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者が湯を沸かすためにガスこんろに鍋をかけていたところ、うたた寝をして放置したため、鍋が空焚き状態となり過熱され、さらに時間の経過とともにバーナーの熱によってゴムホースが溶融して漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意による事故とみられるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/03)
2007-3256 2007/09/01 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約130平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3288 2007/09/03 (事故発生地) 徳島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	鉄筋コンクリート3階建て集合住宅の一室から出火して、同室を半焼し、家人が煙を吸ってのどに火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろにやかんをかけたまま寝てしまったため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/06)
2007-3335 2007/09/02 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	鉄筋2階建て住宅から出火し、台所約28平方メートルを焦がした。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/10)
2007-3409 2007/09/10 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約124平方メートルを全焼した (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/13)
2007-3448 2007/07/31 (事故発生地) 青森県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約12年	ガスこんろの点火ボタン部分から発火した。 (製品破損)	こんろのバーナー内の口元部に多量の煮汁跡があり、バーナー本体の口元部とノズルに熱変色があったことから、調理中の多量の煮こぼれによりバーナー炎孔が一時的に塞がれ、バーナー口元部から炎があふれたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書で「使用中は機器から離れず、正常に燃焼している事を確認頂く」旨を注意喚起している。	製造事業者 (受付:2007/09/18)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3449 2007/07/31 (事故発生地) 青森県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約 2 年	ガスこんろのグリルを使用中、機器に接続していたガスホースから炎が出た。 (製品破損)	当該器のグリル庫内に調理物及び水入れ皿内の油脂が燃焼した形跡があり、グリル後方の背板周辺の塗装が熱変色していたことから、グリルを長時間使用したことにより水入れ皿の水分が蒸発し、庫内の油脂分が燃焼し、グリル庫内が異常過熱され、器具の下にあったゴム管が接触していたため、亀裂が入りガスが漏洩し、引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、ホームページでグリル使用に関する注意喚起を実施する。	製造事業者 (受付:2007/09/18)
2007-3460 2007/09/09 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	平屋住宅から出火し、同住宅と倉庫、隣接する住宅計 3 棟を全焼し、隣接する住宅 2 棟の一部を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意による事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/19)
2007-3461 2007/09/13 (事故発生地) 宮城県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	住宅から出火し、ガスこんろ付近を焼き、家人がのどや顔、腕などに火傷を負った。 (重傷)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるが、業務機会を通じて、グリル使用時には、その場を離れないようお客様に注意喚起を行う。また、グリルに過熱防止装置や消し忘れタイマー等を搭載した商品を販売し、火災防止を図る。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/19)
2007-3462 2007/09/13 (事故発生地) 福井県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造平屋住宅から出火し、4 3 平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、特に措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3478 2007/09/15 (事故発生地) 鳥取県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、天井部分など約28平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/20)
2007-3479 2007/09/18 (事故発生地) 秋田県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/20)
2007-3510 2007/09/14 (事故発生地) 滋賀県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約1年10か月	木造2階建て住宅から出火し、約160平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルに点火したまま放置したため、グリル内の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/21)
2007-3553 2007/09/18 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	店舗で天ぷらなべから出火し、こんろの周辺などを焼いた。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3633 2007/09/28 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造2階建て店舗から出火し、2階調理場付近の壁約6平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/10/02)
2007-3634 2007/09/29 (事故発生地) 青森県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	鉄筋4階建て集合住宅の一室から出火して、同室の台所付近の壁や天井約2平方メートルを焼いた。 (軽傷)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、こんろの近くにあった樹脂製のまな板が熱せられ着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/10/02)
2007-3675 2007/09/28 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造平屋住宅から出火し、約105平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/10/05)
2007-3722 2007/10/08 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	木造平屋住宅から出火して、台所の壁や天井約18平方メートルを焼き、家人1人が顔やひじに軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、特に措置しない。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/10/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3779 2007/10/09 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火し、１７ ９平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/10/16)
2007-3811 2007/10/13 (事故発生地) 宮城県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/10/17)
2007-3846 2007/10/12 (事故発生地) 佐賀県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	２階建て住宅から出火し、全焼した 。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/10/19)
2007-3847 2007/10/15 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火し、台所 付近２２平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、 鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/10/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3861 2007/10/17 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約80平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/22)
2007-4152 2007/10/24 (事故発生地) 徳島県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅の台所付近から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろの周囲のタイルが一部破損して欠落していたために、欠落した箇所の内壁板がガスこんろの熱により炭化し、当日の加熱によって炭化した内壁板が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/30)
2007-4339 2007/11/06 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約160平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/13)
2007-4344 2007/10/07 (事故発生地) 滋賀県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約150平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4502 2007/11/16 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、全焼し、家人が左手に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/26)
2007-4538 2007/11/22 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	住宅から出火して、台所の壁や天井など約4平方メートルを焼き、家人がのどに軽い火傷を負った。 (軽傷)	煮物を作るために、ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/27)
2007-4638 2007/11/21 (事故発生地) 長崎県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	2階建て住宅から出火して、全焼し、家人が両足に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/29)
2007-4640 2007/11/25 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約133平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿に溜まっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/29)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4649 2007/11/09 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約4年	集合住宅の一室から煙が出ており、ガスこんろにかけた鍋が焦げていた。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま外出したため、鍋が過熱し焦げたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/29)
2007-4650 2007/11/20 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約5年11か月	ガスこんろのグリルから出火した。 (製品破損)	ガスこんろのグリルを消し忘れたため、水入れ皿に付着していた油脂が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/29)
2007-4771 2007/11/29 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約220平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	卓上ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため、鍋に残っていた油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/12/07)
2007-4898 2007/11/15 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約2年	調理後のガスこんろのグリルから出火し、機器内部を焼損した。 (製品破損)	器具からガス漏れは認められず、被害者が調理の後、グリルを消し忘れたため、グリル受け皿に溜まった油脂に着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/12/14)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2868 2007/01/12 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約1 15平方メートルを全焼した。台所付 近が激しく燃えていた。 (拡大被害)	ガスこんろ後方のベニヤ製の壁が熱により炭化し、 当日の加熱により、炭化した壁が低温発火し、火災に 至ったものと推定される。 (E3)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置は とらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/01/19)
2006-3115 2007/01/28 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋の集会所から出火し、台所 部分の外壁約0.16平方メートルを 焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろの周りの壁の表面をステンレスで覆って いたが、ガスこんろと壁の距離が短かったため、壁が ガスこんろの熱によって炭化し、当日の加熱により、 炭化した壁が低温発火したものと推定される。 (E3)	被害者の施工不良とみられる事故であるため、 措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/01/31)
2006-3502 2007/02/19 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約90 平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろを表面がステンレスで内側がベニヤ板で ある壁面に接近して設置していたため、壁面が長年に わたってガスこんろの輻射熱を受けて炭化し、当日の 加熱により、炭化した壁面が低温発火し、火災に至っ たものと推定される。 (E3)	被害者の設置不良とみられる事故であるため、 措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/23)
2007-0474 2007/04/23 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、2 階部分約45平方メートルを焼き、棟 続きの住宅の2階部分約45平方メー トルも焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろを壁に近接して設置していたため、長期 使用中に壁面の木がこんろの熱により炭化し、当日の 長時間のガスこんろ使用による加熱により炭化した壁 面の木が低温発火し、火災に至ったものと推定される 。 (E3)	被害者の設置・施行不良とみられる事故である ため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/05/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2751 2006/12/30 (事故発生地) 沖縄県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	こんろを使用中に火が燃え広がり、木造平屋住宅約80平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	認知症の被害者がガスこんろに炊飯器をかけて火をつけたため、出火したものと推定される。 (F2)	製品に起因する事故でないため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)
2006-3291 2007/02/07 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造2階建て二軒長屋から出火して、約150平方メートルを全焼し、隣接する民家3棟の壁や雨どいを焼き、家人1人が死亡、隣人が軽傷を負った。 (死亡)	ガスこんろの近くにいた痴呆症の被害者の衣服に、こんろの火が燃え移ったものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/08)
2006-1016 2006/08/01 (事故発生地) 山口県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	ガスこんろになべをかけ、目を離れた間に「ボン」と音がして炎が上がった。ガスの元栓を閉めたが炎が消えず、座ぶとん、スポンなどを被せた後、水をかけ消火した。 (製品破損)	こんろ左側部分が煤け、操作部が焼損していたが、機器左側には発火源となるような部品はなく、再現試験でも再現できなかったことから、原因を特定することはできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/08/09)
2006-2411 2006/12/06 (事故発生地) 香川県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約2年	ガスこんろの右側バーナーを消火するための操作ボタンが押し込めなくなり、火を消すことができなかったため元栓を閉じて消火した。翌日、点検しようとして左側バーナーに点火したところ炎があがり、ガスこんろの一部を焼損した。 (製品破損)	器具内に漏れていたガスに左側バーナーの火が引火したものと推定されるが、ガスが漏れた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/12/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2551 2006/12/18 (事故発生地) 新潟県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火し、約３０平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろからの出火と推定されるが、損傷が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/25)
2006-2634 2006/12/24 (事故発生地) 佐賀県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造２階建て住宅から出火して、約１６０平方メートルを全焼し、家人１人が死亡、友人も背中と腰に火傷を負った。 (死亡)	被害者が１階の台所でガスこんろを使用し出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-3016 2007/01/20 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約８０平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろを使用したまま放置したため、火災に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/26)
2006-3036 2007/01/01 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ(ＬＰガス用) 使用期間：不明	集合住宅の一室でガスこんろを使用して調理後、たばこに火をつけたところ爆発し、約６０平方メートルを焼き、１人が顔などに軽い火傷を負い、１人が煙を吸い込み病院に搬送された。 (軽傷)	当該器の点火つまみは「止」状態であり、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3160 2006/00/00 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：約 1 0 か月	ガスこんろに点火後、中火以上の火力で 2 0 分以上使用すると、火力調節ノブが回りにくくなる。 (被害なし)	事故状況が再現できず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2007/02/01)
2006-3496 2007/02/17 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	鉄筋平屋住宅から出火して、約 7 2 平方メートルを全焼し、家人 1 人が死亡した。 (死亡)	ガスこんろで調理中に調理器が過熱し、火災に至ったと考えられるが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/22)
2006-3600 2007/02/22 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	台所付近から出火し、家人 1 人が死亡した。 (死亡)	ガスこんろから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/02/28)
2006-3966 2007/03/20 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ(L P ガス 用) 使用期間：不 明	鉄筋 2 階建て住宅から出火して、約 2 0 0 平方メートルを全焼した。ガスこんろからの出火と思われる。 (拡大被害)	事故当日の使用環境がわからないため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/03/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0013 2007/03/02 (事故発生地) 鳥取県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	ガスこんろにアルミ製片手なべをのせて湯を沸かしていたところ、突然なべが飛び、折れたなべの柄の金属部分で右手の平に裂傷を負った。 (軽傷)	事故品及びアルミ製片手なべの外観から、五徳に置かれていたなべの上から下向きに大きな力が加わったものと推定されるが、事故品にガス爆発の痕跡がなく、また、試験の結果、ガス漏れの可能性もないことから、事故の原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/04/02)	消費者センター
2007-0262 2007/04/06 (事故発生地) 福島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、約391平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を焼いて取り出した後、そのまま放置したため、グリル内の油脂等に着火して排気口から炎が上がり、火災に至ったものと推定されるが、被害者が操作ボタンを切ったとの供述をしていること、また、事故品の焼損が著しく、操作ボタンが点火状態であったかを確認できないため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/04/13)	製品評価技術基盤機構
2007-0546 2007/05/02 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不 明	木造平屋住宅兼作業所から出火して、同住宅160平方メートルと隣接する平屋の事務所など計4棟を全焼し、さらに1棟を半焼、3棟の屋根や壁などを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	ガスこんろ付近から出火したものと考えられるが、焼損が著しく原因の特定は出来なかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/05/08)	製品評価技術基盤機構
2007-0951 2007/04/30 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約1年	調理中のこんろから炎が上がり、そばに置いてあった消臭剤が燃え、こんろ置き台の壁の一部とガス栓のプラスチックツマミの一部が焼損した。 (拡大被害)	当該ガスこんろにはガス漏れ等の不具合は認められず、左側こんろに煮こぼれ跡はあるものの、器具にはススの付着・焼損痕はみられず、調理中に煮こぼれが発生し、一時的に炎が大きくなったものと推定されるが、消臭剤とガス栓ツマミの焼損の原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/05/23)	国の行政機関

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2700 2007/07/30 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約50平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろから出火したものとみているが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/03)
2007-3450 2007/08/07 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：不明	ガスこんろで煮物を調理中、約1時間後に機器後面の給気口から炎が出た。 (製品破損)	当該機器及びゴム管との接続部にガスの漏洩はなく、燃焼状態も異常は認められず、ゴムホース接続口付近からグリル本体後部に焼損した跡があることから、当該機器後方から炎が吹き付けられたものと推定されるものの、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/09/18)
2007-4226 2007/10/03 (事故発生地) 栃木県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約7年	ガスこんろの後方から出火した。 (被害なし)	ガスこんろ本体にガス漏洩はなく、ゴム管口と機器本体との接続部にガス漏洩が確認されたことから、ゴム管口の接続が不十分であったためガスが漏れ、こんろの火が引火したものと推定されるが、接続が不十分であった原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/02)
2007-4227 2007/10/15 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ(L P ガス用) 使用期間：約3年	ガスこんろを点火したところ、大きな炎が立ち上がり、髪の毛とまつ毛を焦がし、目に軽い火傷を負った。 (軽傷)	当該機器にガス漏れなどの異状はなく、鍋を置いていない状態で、大バーナー(内炎式)を点火しても大きな炎の立ち上がりは再現せず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4496 2007/11/07 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（LPガス用） 使用期間：約1か月	ガスこんろのグリルの受け皿を掃除中、右手中指を切った。 (軽傷)	当該受け皿は、打抜き後の面押し加工が施されており、バリも無く、また、被害者の清掃時と同様の操作を行ってみたが、負傷するような状況が認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/22)
2007-2919 2007/08/16 (事故発生地) 奈良県	ガスこんろ（LPガス用、1口） 使用期間：不明	木造平屋の集合住宅の一室から出火して、同室約18平方メートルを全焼し、隣室の一部に延焼、家人1人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろにやかんをかけ、点火したが着火せず、点火操作を繰り返したため、周囲に溜まっていたガスが、爆発着火したものと推定されるが、焼損が著しく、点火しなかった原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/21)
2006-3900 2007/03/10 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ（LPガス用、1口こんろ） 使用期間：不明	木造2階建ての住宅から出火して、同住宅と隣家2棟計約185平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	当該ガスこんろの焼損が最も大きかったことから、火元はガスこんろと推定しているが、焼損が激しいため、出火原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/19)
2006-2442 2006/12/15 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ（LPガス用、2口） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約40平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2716 2007/01/03 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ（LPガス用、3口） 使用期間：不明	木造3階建て店舗兼住宅の台所のある2階部分から出火し、2、3階部分175平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/01/10)	製品評価技術基盤機構
2006-2109 2006/11/23 (事故発生地) 岩手県	ガスこんろ（LPガス用、グリル付） 使用期間：不明	住宅から出火して、同住宅と作業小屋を全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	ガスこんろのグリルで魚を焼いていたまま放置したため、グリル内に溜まっていた油脂等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2006/11/28)	製品評価技術基盤機構
2006-2662 2006/12/28 (事故発生地) 岩手県	ガスこんろ（LPガス用、グリル付） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、台所の壁約2平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルに点火したまま放置したため、グリル内の油脂類に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/01/05)	製品評価技術基盤機構
2007-0339 2007/04/16 (事故発生地) 大分県	ガスこんろ（LPガス用、グリル付） 使用期間：不明	台所付近から出火し、木造平屋住宅約20平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を焼いたまま長時間放置したため、排気口から噴き出した炎が周囲の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/04/18)	製品評価技術基盤機構

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4483 2007/05/27 (事故発生地) 和歌山県	ガスこんろ（LPガス用、グリル付） 使用期間：約2年	ガスこんろ付近から出火し、こんろ付近の壁約2平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルに点火したまま放置したため、グリル内の油脂等に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/21)
2006-2148 2006/11/23 (事故発生地) 新潟県	ガスこんろ（LPガス用、グリル付き） 使用期間：不明	ガスこんろにかけたままの天ぷら鍋から炎が上がり、壁の一部を焦がした。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/30)
2007-3950 2007/10/19 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（オープン付） 使用期間：約8年	ガスこんろ下部のオープンの燃焼スイッチが入ってしまい、中に収納していた電子レンジ、空のペットボトルなどが焼けて発煙した。 (拡大被害)	当該機器のスイッチは、押し回しでONになる構造であることから、自然にスイッチが入ることはなく、外部要因によってスイッチが入ったものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 なお、当該機器は普段から使用しないため、電子レンジ等を収納していた。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	輸入事業者 (受付:2007/10/25)
2007-4764 2007/11/16 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（ビルトイン型） 使用期間：約2年	ガスこんろで焼き網を使って調理中、火の粉が出たので口で息を吹いたところ、火が上がった。 (被害なし)	被害者が天ぷら油の吹きこぼれ等を拭き取りせず使用していたところ、当日、焼き網で調理した際に生じた火の粉が、汁受け皿に溜まっていた油に着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/12/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2993 2007/08/07 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ（ビルトイン型）（都市ガス用） PKD-35EG-L パロマ工業（株） 使用期間：約8か月	キャビネットの扉を開けて、物を取り出そうとしたところ、ガスこんろ底面の孔に手の甲が触れて裂傷を負った。 (軽傷)	当該品の底面に使用していないビス用孔があり、手に触れやすい状態であったため、右手甲が触れてけがを負ったものと推定される。 (A1)	他に同種事故は発生しておらず、特に措置はとらなかった。 なお、ビス用孔の周囲をエンボス（高さ6mm）により、手に触れにくい状態に設計変更することとした。	製造事業者 (受付:2007/08/24)
2007-1351 2007/05/24 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（都市ガス） 使用期間：不明	鉄筋3階建てビルの店舗から出火して、同店舗の天井や壁約3平方メートルを焼き、店員1名が煙を吸い軽いけがを負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/06/01)
2006-3121 2007/01/11 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ（都市ガス用） RTS-3NAS-L リンナイ（株） 使用期間：不明	ガスこんろの炎が消えず、機器の一部が焼損した。 (製品破損)	当該機は使用期間は不明であるが、経年劣化による腐食が著しく、ガス通路部及びバーナー内部は、ゴキブリの死骸と鉄錆で閉鎖されていたため、点火時にガスが一部バーナーを通過せずにバーナー周辺にあふれ、異常燃焼に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。 なお、ガス販売業者は、業務機会を通じ、経年劣化しているガス機器の安全周知を継続して実施することとした。	国の行政機関 (受付:2007/01/31)
2007-0937 2007/05/08 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ（都市ガス用） DC318SA（ハーマンブランド） （株）ハーマンプロ（大阪府） 使用期間：約19年	ガスこんろ内部のガス管に穴が開き、ガスが漏れ、着火した。 (製品破損)	被害者がこんろバーナー部で焼き網を使い、魚焼き等をしたため、魚からの油・塩分等が機器内に入ったこと及び煮こぼれ等が発生した際、掃除を的確に行っていなかったため、ガス管に腐食が生じ、穴が開き、ガス漏れして、着火に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 消防機関 (受付:2007/05/22)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1882 2006/11/06 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：約15年	ガスこんろを使用中に開閉つまみ付近から出火し、つまみの一部が焼損した。 (拡大被害)	ビルトインこんろ分解クリーニングでガス経路の導管を外そうとしたところ、無理な力が導管支持板にかかり変形したことから、組み立て時に無理に導管を接続することになり、Oリングに変形や傷が発生したため、漏れたガスの火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (D1)	ガス販売業者は業務機会時にガス使用上の安全周知を行い、火災・ガス漏れ複合型警報機の普及を推進する。	国の行政機関 (受付:2006/11/09)
2006-1881 2006/11/03 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：約2年	ガスこんろを使用中に開閉つまみ付近から出火し、つまみが焼損した。 (製品破損)	鍋の煮汁等の吹きこぼれによるバーナーキャップの劣化、及び炎口の閉塞のため、バーナーの内圧が高くなり、ダンパー部よりガスが溢れ、溢れたガスに引火したため、ダンパー周辺のパネル・つまみ・器具栓などが焼損したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2006/11/09)
2007-3647 2007/09/29 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	7階建て集合住宅の一室から出火し、同室の台所の壁約5平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	被害者がガスこんろの上に電気製品を乗せ、こんろの火を付けたことから火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/03)
2006-1906 2006/11/02 (事故発生地) 山梨県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、全焼して隣接する事務所の一部を焦がし、家人が右手足に火傷などを負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/10)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2150 2006/11/24 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火し、同室約40平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/30)
2006-2259 2006/12/01 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	3階建て集合住宅の一室から出火し、同室約60平方メートルを全焼して、家人と直上階の住人2人が煙を吸うなどの軽傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/07)
2006-2408 2006/12/04 (事故発生地) 愛媛県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	住宅で、こんろから漏れたガスにより、中毒になったとみられる男性が倒れていた。 (軽傷)	立消え安全装置のないこんろで不着火または吹きこぼれによってガスが漏れていたが、ガス漏れ警報器は設置されておらず、被害者が風邪のためガス臭に気付かなかったため、ガス中毒（一酸化炭素中毒）になったものと推定される。 (E2)	ガス販売業者は、業務機会に安全使用周知をし、立消え安全装置付きの機器への取替促進及びガス警報器の普及拡大をすすめる。	国の行政機関 (受付:2006/12/15)
2006-2591 2006/12/23 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、150平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/27)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2667 2006/12/29 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、同住宅と隣接する木造平屋の空き家計2棟約90平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災になったものと推定される。 (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2749 2006/12/30 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	木造平屋飲食店から出火して、約80平方メートルを全焼し、隣接する木造平屋建て住宅を半焼し、家人が頭と両手に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)
2006-2848 2007/01/09 (事故発生地) 新潟県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約119平方メートルを全焼し、家人が足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が加熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/18)
2006-2867 2007/01/11 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	鉄筋コンクリート6階建てビル内の飲食店から出火し、調理場部分約9平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2873 2007/01/15 (事故発生地) 島根県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	雑居ビルの飲食店で、天ぷら油に火が入り、従業員2人が火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)
2006-3370 2007/02/08 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	4階建て集合住宅の一室から出火して、約2平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/14)
2006-3482 2007/02/13 (事故発生地) 山梨県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅の台所付近から出火して、約60平方メートルを全焼し、隣接する住宅を半焼、家人が頭部に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに使用中に放置したため、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/21)
2006-3595 2007/02/21 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	鉄筋4階建て病院兼住宅から出火して、住宅部分の台所など約33平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3671 2007/02/26 (事故発生地) 新潟県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約3年	ガスこんろのグリルを使用中、こんろ付近から出火した。 (拡大被害)	器具からのガス漏れは認められず、事故発生時にグリルを使用中であったこと、また、グリル部の焼損が著しく焼網に炭化した魚が残っていたことから、被害者がグリルの手入れをせず、さらに魚を焼き過ぎたため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/06)
2006-3733 2007/03/03 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約85平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため、鍋が過熱して周囲の可燃物燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/08)
2006-3752 2007/03/07 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	鉄筋3階建て集合住宅の一室から煙が出た。 (被害なし)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に着火して火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意による事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/09)
2006-3870 2007/03/14 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	集合住宅の一室の台所で、こんろで空炊きされたなべから煙が上がった。 (被害なし)	被害者が鍋をガスこんろにかけたまま外出したため、鍋が過熱して出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/16)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3965 2007/03/20 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約140平方メートルを全焼し、家人が胸などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/23)
2007-0248 2007/04/06 (事故発生地) 岩手県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	住宅から出火し、台所の天井を焦がした。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/11)
2007-0308 2007/04/12 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	木造2階建ての料亭から出火して、店舗約220平方メートルと隣接する木造2階建て住宅約150平方メートルを焼き、調理師が顔と手に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/17)
2007-0317 2007/04/15 (事故発生地) 山口県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	2軒長屋から出火し、木造平屋住宅約50平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/18)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0433 2007/03/01 (事故発生地) 広島県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約2年	ガスこんろのグリル内の魚に火がつき、こんろのゴム管とガス栓が焼損し、壁の一部も焼損した。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/25)
2007-0434 2007/04/09 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約4年	ガスこんろ付近から出火し、ガスソフコードと器具の後面、器具後方の壁面が焦げた。 (拡大被害)	被害者がガスこんろを消し忘れたため、こんろの下にとくろを巻いた状態になっていたガスホースが焦げ、穴が開き、漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/25)
2007-0573 2007/04/30 (事故発生地) 新潟県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	住宅から出火して、台所のこんろ付近や天井など約2平方メートルを焼き、家人1人が手に火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/10)
2007-0591 2007/05/05 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	鉄筋3階建てビルの飲食店から出火し、厨房の壁面や天井など約6平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2007-0869 2007/05/17 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	住宅兼店舗で、台所のこんろから煙が出て、家人1人が煙を吸ってのどに軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろのグリルで魚を焼いたまま放置したため過熱し、魚が焦げて家中に煙が充満したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、業務機会を通じて、グリル使用时には、その場を離れないように消費者に対して注意喚起を行う。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/21)
2007-1073 2007/05/26 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、建物の内部を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を焼いたままその場を離れたため、グリル内の油脂等が燃え上がり、グリルの背面・前面から炎が出て周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/31)
2007-1385 2007/05/29 (事故発生地) 三重県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	鉄筋3階建てビルの飲食店から出火して、台所のこんろ周辺約6平方メートルを焼き、経営者が顔や手などに火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/05)
2007-1410 2007/06/02 (事故発生地) 徳島県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	鉄筋3階建て集合住宅の一室から出火して、同室約32平方メートルをほぼ全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに中華鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1992 2007/06/24 (事故発生地) 宮城県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	社員寮の台所から出火して、ガスこんろ1台のほか、台所の壁と換気扇を焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/26)
2007-1997 2007/06/21 (事故発生地) 香川県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約110平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろにご飯を入れた鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/26)
2007-2002 2007/05/26 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：約2年	ガスこんろのトッププレートを外して内部を拭いていたところ、指に裂傷を負った。 (軽傷)	被害者が、当該機器内の煮こぼれを掃除しようと拭いていたところ、本体枠上部の折り曲げ部で指を切ったものと推定される。 なお、取扱説明書及びホームページには「ガス機器をお手入れされる際は、必ず手袋をして行ってください。手袋をしないでお手入れをすると機器の突起物などでけがをする場合があります。」と記載している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/06/26)
2007-2063 2007/06/26 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約120平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガスこんろのグリルで魚を調理したまま放置したため、魚の油脂や受け皿にたまっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/29)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2281 2007/06/21 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約3年	ガスこんろにやかんをのせて点火後、こんろの後の換気扇のスイッチを入れようとしたところ、着衣に着火し、火傷を負った。 (軽傷)	当該機器内部にガス漏洩はなく、燃焼状態も異常ないことから、ガスこんろを使用中に、バーナー付近に衣類を近付けたため着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/13)
2007-2637 2007/06/15 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約5年	中火で調理をしていたところ、突然、ガスこんろの炎が大きくなった。 (被害なし)	当該機器にガスの漏洩はなく、燃焼状態も正常であり、煮こぼれ跡があったことから、調理中、煮こぼれが生じたため、一時的に炎が大きくなったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/31)
2007-2660 2007/07/29 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約20年	ガスこんろに点火後、器具栓（点火つまみ）付近から火が出て、こんろとゴム管の一部を焼損した。 (拡大被害)	当該機器のバーナー内部に入った煮こぼれが20年以上の使用により、腐食し、粉・小塊状の錆となり、器具を移動させた際に、堆積してガス通路が塞がれたため、バーナーの口元からガスが漏洩し、こんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書に使用中、正常に燃焼していること確かめ、ガス漏れに気付いたら販売店等に連絡する旨の注意喚起を行っている。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/08/01)
2007-2830 2007/07/03 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	ガスこんろが点火しにくいので確認したところ、点火つまみと配線、天板裏に焼損痕があり、機器内部からガスが漏れいしていた。 (製品破損)	被害者が当該機器の左側こんろの汁受け皿右側をバーナーヘッドへ乗りあげてセットしたか、左用と右用の汁受け皿を逆にセットしたことにより、炎が汁受け皿の下側に潜り込み、点火つまみ軸の内部組立部のポリアセタール製部品を溶融させ、シール性が損なわれたため、ガスが漏れたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、ホームページで火災等の原因となるため、左右の受け皿を間違えないようにセットすることを注意喚起した。	製造事業者 (受付:2007/08/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2950 2007/08/16 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	飲食店の厨房から出火し、配電盤のカバーを焼き、従業員が火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/23)
2007-2983 2007/08/18 (事故発生地) 富山県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	木造3階建て店舗兼住宅から出火し、壁や天井などを焼いた。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、特に措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/24)
2007-3506 2007/09/11 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約25年	木造2階建て住宅の台所付近から出火して、約200平方メートルを全焼し、隣接する民家3軒の一部を焼き、家人2人が火傷などの軽傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに鍋をかけたまま放置したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/21)
2007-3737 2007/08/26 (事故発生地) 熊本県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約2年	ガスこんろの左側下部から発火した。 (製品破損)	被害者がガスこんろを使用中、多量の煮こぼれが発生したため、バーナーの炎孔が一時的に閉塞され、ガスが逆流してバーナー口元部に炎が溢れたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3918 2007/10/05 (事故発生地) 新潟県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約4年	ガスこんろのグリルから煙が上がり、グリル内部を焼損した。 (製品破損)	被害者が、グリルを予熱するため点火したまま放置したため、グリル庫内に付着していた油脂等が燃焼し、焼損に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/24)
2007-3955 0000/00/00 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	天ぷら調理中のなべの油に火が入り、住宅が半焼した。 (拡大被害)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/26)
2007-4297 2007/11/08 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約6年7か月	ガスこんろを使用中、ガスホースに着火し、ガスホースとこんろの一部が焼損した。 (拡大被害)	当該機器のグリル底部にガスホースの焼損した痕跡が認められることから、ガスホースがグリル底部に接触し、グリルに水を入れて使用していなかったため、グリルの熱の影響を受けガスホースが炭化し、ガスが漏洩し、こんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/11/09)
2007-4448 2007/11/15 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：不明	9階建て集合住宅の8階の一室で鍋が焦げ、煙が充満した。 (被害なし)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/20)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4588 2007/11/13 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	揚げ物を調理中、調理油に火が入り、建物を全焼し、1人が重度の火傷を負った。 (重傷)	ガスこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/27)
2007-4897 2007/11/24 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：約6年	ガスこんろから出火して、台所周辺が焼損した。 (拡大被害)	被害者が、右側こんろを点火する際、誤ってグリルに点火し、その後消し忘れたため、受け皿に溜まった油脂に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/12/14)
2007-4955 2007/12/14 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	2階建て住宅で、なべを火にかけてそのまま目を離している間に空だきして焦げた。 (被害なし)	ガスこんろに鍋をかけたまま外出したため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/12/18)
2006-1871 2006/10/22 (事故発生地) 千葉県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：約11年	ガスこんろがすぐ消えるので、修理して使用したところ、点火スイッチ付近から出火し、スイッチ部分が焦げた。 (製品破損)	ガスこんろを修理しようと分解して組み立てたところ、器具栓フランジ部のパッキンを入れ忘れたため、漏れたガスにこんろの火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (E4)	ガス販売業者はガス栓を閉止し、後日当該品を撤去した。なお、定期保安巡回等の業務機会を通じて、ガス器具の安全使用の周知を図っている。	国の行政機関 (受付:2006/11/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3999 2006/10/19 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：約13年	ガスこんろを使用中、右こんろバーナーの火が消え、再点火したところ点火ボタンが奥まで入り、その後点火ボタンの周辺より火が出た。 (製品破損)	右こんろ点火ボタン裏の器具栓周辺に、ゴキブリの糞・尿が多量に付着し、器具栓内のメインロッド摺動部にも侵入していたため、これらの異物によってリングのシール性が低下し、ガスが漏れ、点火ボタンを焼損させたものと推定される。 (F1)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/03/26)	国の行政機関
2007-3451 2007/08/26 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：約2年	左こんろを点火したところ、バーナー以外のところから炎が出ていた。 (被害なし)	被害者は当該ガスこんろをほとんど使用しておらず、左こんろのパイロットバーナーにはくもの巣が確認されたことから、正常な点火作動ができず、点火パイロットノズル付近で燃焼したものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。 。なお、ホームページに事例を掲載し、注意喚起を行っている。 (受付:2007/09/18)	製造事業者
2006-3632 2007/02/27 (事故発生地) 石川県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅で、家人が胸や腹などに火傷を負い、翌日に死亡した。 (死亡)	被害者が台所で調理中にガスこんろの火が衣服に着火したものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/03/02)	製品評価技術基盤機構
2006-2071 2006/11/06 (事故発生地) 三重県	ガスこんろ(都市ガス用) 使用期間：不明	台所付近から出火し、台所と居室約20平方メートルを焼損した。 (拡大被害)	左右バーナー及びグリルの器具栓が使用状態(開)にあったかを、押しボタンと連動するロッドのリング跡で確認したところ、器具栓は全て閉の位置にあり、ガスこんろは使用されていないことから事故の原因を特定することはできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/11/22)	消防機関

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3023 2006/12/14 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約5年	ガスこんろ前面にある予備ガス栓に炊飯器のガスコードを接続後、こんろの右バーナーを点火したところ、機器本体左側の一部を焼損した。 (拡大被害)	こんろの左側の器具栓及び点火器が焼損しているが、ガス入り口から予備ガス栓までと予備ガス栓からガスコードにガス漏れはなく、ガス漏れ箇所が特定できず、分解された残存部品からも原因の特定はできなかった。 (G1)	ガス販売会社は使用時に機器の異常を感じたら、直ちに使用を中止し、機器購入店等に連絡するよう周知を行うこととした。	製造事業者 (受付:2007/01/26)
2006-3118 2006/12/18 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約1年	調理中にガスこんろから発火し、点火ボタンと換気扇を焼損した。 (拡大被害)	事故器内部の配管及びアダプター等の接続部からのガス漏れの痕跡は認められず、器具栓内部の部品の欠陥等もないため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/31)
2006-3330 2007/01/30 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約1年	集合住宅の一室から爆発音が生じ、台所のガスこんろが激しく変形し、食器戸棚のガラスなどが割れた。 (拡大被害)	器具の各部に異常は認められず、被害者がこんろに点火した際、着火しなかったため、ツマミを開状態のまま放置しガスが漏れ、何らかの着火源から引火したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/02/13)
2007-0354 2007/04/06 (事故発生地) 熊本県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約10か月	ガスこんろのグリル（水を入れないタイプ）で魚を焼いたところ、「ボン」と音がし、グリル扉のガラスが粉々に割れた。 (製品破損)	耐熱強化ガラス製のグリル扉ガラスに欠けや傷等が付き、グリル使用による加熱でガラスが割れたものと推定されるが、ガラスに傷等がついた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因は不明であるが、部品や組み付け時の取扱いについて品質管理の強化を行った。	消費者センター (受付:2007/04/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-2188 2007/06/09 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約2年10か月	ガスこんろのグリルで、ポテトを焼いていたところ、突然グリルの扉のガラスが割れた。 (製品破損)	当該品は、耐熱強化ガラス製であり、その表面にうち傷、擦り傷等があったため、使用による繰り返し加熱で破損に至ったものと考えられるが、どの時点で傷等が生じたのか、原因の特定はできなかった。なお、取扱説明書には「ガラスはみがき粉、金属たわしなどを使わないでください。ガラスが割れる原因になります。」と表示している。 (G1)	事故原因は不明であるが、ホームページでガラスの取り扱いについて注意喚起することとした。	製造事業者 (受付:2007/07/06)
2007-2925 2007/06/19 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（都市ガス用） 使用期間：約1年	ガスこんろで調理中、火力調節レバーを「強」から「中」にしたところ、爆発音がして大きな火が出、体毛が焼けた。 (軽傷)	当該機器にガス漏れはなく、燃焼状態にも異常がなく、再現試験においても同様な事象は起こらなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/08/21)
2006-1438 2006/09/25 (事故発生地) 新潟県	ガスこんろ（都市ガス用、グリル付） 使用期間：約4年7か月	ガスこんろを使用して約5分後に、こんろの裏側から発火した。 (拡大被害)	ガスこんろの下にガスホースを這わせていたところ、ガスホースの一部がコンロ底部に接触した状態で約4年間使用したため、ガスホースがこんろの熱により炭化し、炭化したガスホースから漏れたガスにこんろの火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	ガス販売業者は、被害者にガス機器と接続具の正しい設置について周知し、定期保安巡回等の業務機会を通じ、接続具の正しい設置や経年劣化による取替の必要性を周知する。	国の行政機関 (受付:2006/09/27)
2007-3549 2007/08/05 (事故発生地) 山口県	ガスこんろ（都市ガス用、グリル付） 使用期間：約10年	グリルで魚を焼いていたところ、本体排気口より発火した。 (製品破損)	調理の際、グリルの水受け皿に水を入れていなかったが、少量だったため、加熱により皿内の脂・調理物が燃え異常過熱となり、機器下に回り込んでグリル皿に接していたゴムホースにき裂が入り、ガスが漏洩し、こんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/09/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-4275 2007/10/28 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ(都市ガス用、グリル付) 使用期間：不明	ガス漏れ・煙感知器の音がしたので台所に行くと、ガスこんろから黒い煙と炎が上がっていた。 (拡大被害)	調理後ガスこんろの火を消し忘れたため過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/11/07)
2006-3972 2006/01/15 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ(都市ガス用、ビルトインこんろ) 使用期間：約23年	調理後に、オープン一体型ガスこんろが爆発し、こんろ部分の天板が変形した。 (製品破損)	事故発生当時はガス臭がしており、機器本体の天板が変形し、バーナーの汁受け皿が飛散していることから、機器内部で少量のガス漏れがあり、何らかの火に引火したものと考えられるが、ガス漏れの原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2007-3684 2007/09/04 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ(都市ガス用、ビルトイン型) C3G68KNZRG(東京ガスブランド：HR-A463K-HR) (株)ハーマンプロ 使用期間：約7年	ガスこんろで調理中、白煙が出て機器の一部が焦げた。 (製品破損)	バーナーの製造工程でバーナー接続箇所のカシメ不良品が混入し、約7年間の使用に伴う熱影響によってバーナー接続箇所に隙間ができ、こんろ使用時にバーナー接続箇所から少量のガスが漏れ、漏れたガスに引火し、近傍の高圧コード及び熱電対コードを焦がしたものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であり、拡大被害のおそれはないことが確認できたことから、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/10/05)
2007-0467 2006/11/01 (事故発生地) 鹿児島県	ガスこんろ(都市ガス用、ビルトイン型) 使用期間：約6か月	新築した家に入居した直後から、調理のたびに頭痛などの症状が出て、幻覚症状も出るようになった。医者にガスの不完全燃焼による抑うつ反応と診断された。 (重傷)	被害者の要望もあり見本品であった厨房セット(ガスこんろ、都市ガス用、ビルトイン、3口)を無料で新築住宅へ設置した。その後、ガス施工業者(LPGガス)が工事を実施し、都市ガス用のガスこんろと気づかず配管したため、都市ガス用のガスこんろでLPGガスを燃焼させて使用することとなり、不完全燃焼が発生したものと推定される。 (D1)	施工業者等が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/05/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0281 2007/04/05 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（都市ガス用、ビルトイン式） 使用期間：約13年6か月	ガスこんろのバーナーとグリルを使用中、ビニールの焦げるような臭いがし、グリルの機械内部から発火した。 (製品破損)	グリル器具栓の電磁弁取付部にOリングが装着されていなかったため、当該部よりガスが漏れて引火したものと推定される。 なお、Oリングが装着されていなかった原因については、事故の数日前にサービス店が修理作業を行っており、この時にOリングの装着を忘れた可能性が考えられる。 (D2)	補修用性能部品に注意チラシを同梱し、修理業者に対する注意喚起を行った。	消防機関 国の行政機関 (受付:2007/04/16)
2006-2233 2006/11/28 (事故発生地) 岐阜県	ガストーブ（LPガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約250平方メートルを全焼し、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	サイドボードから落下した紙等の可燃物にガストーブの火が着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/06)
2006-2256 2006/12/01 (事故発生地) 新潟県	ガストーブ（LPガス用） 使用期間：約14年	ガストーブに点火したが着火せず、再度点火したら爆発し、2人が火傷などを負った。 (軽傷)	ガストーブに接続されたガスホースが長かったことから、ガスホースを足で引っかけたためストーブとの接続部が緩み、漏れたガスにストーブの火が引火し、爆発したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2006/12/07)
2006-2351 2006/12/05 (事故発生地) 福岡県	ガストーブ（LPガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅を全焼し、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガストーブとガスホースの接続部分が不完全な状態でガストーブを使用したため、漏れたガスにストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-4003 2007/03/12 (事故発生地) 北海道	ガストーブ（LPガス用、FF式） 使用期間：約18年	集合住宅の一室で、家人が一酸化炭素中毒になった。 なお、ガストーブ（FF式）の排気筒が外れていた形跡があった。 (軽傷)	当該機の排気管は、パッキンが約18年の使用で経年劣化し、ストップリングが欠如し、更に排気筒が外れていたため、室内に一酸化炭素が流入したものと推定されるが、排気筒の外れた原因の特定はできなかった。 (G1)	ガス販売業者は当該建物の他の居室について、給排気筒点検、一酸化炭素測定、一酸化炭素警報器設置状況を確認し、入居者へ書面で注意喚起し、併せて他の類似物件等の点検を実施している。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)
2007-2655 2007/06/22 (事故発生地) 岩手県	ガストーブ（LPガス用、FF式） 使用期間：約10か月	FF式ガストーブのホースエンドと自在プラグの接続部分からガスが漏れていた。 (被害なし)	当該器のTU接続部（ねじ込み部）よりガス漏れていたことから、ガスイントレットのシール剤の塗布量が少なかったため、自在プラグとネジ接続部のシールが不十分になり、組付け直後の各漏れ検査では異常なかったものの、後日、シール剤が硬化した後に微量なガス漏れが発生したものと推定されるが、事故発生後に応急措置が施されたため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因は不明であるが、製造工程におけるシール剤のボンド塗布量等について、徹底指導を行った。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/08/01)
2007-2963 2007/07/13 (事故発生地) 埼玉県	ガストーブ（LPガス用、赤外線） 使用期間：約33年	使用中の赤外線ストーブの上に洗濯物を干していたところ、洗濯物が落下して引火し、家人が消火しようとして火傷を負った。 (重傷)	衣類を乾かすため、ストーブの上に干していた洗濯物が落下したため引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書には、赤外線ストーブ使用時には洗濯物等、落下する恐れのあるものを乾燥目的で使用しないように注意喚起を行っている。	製造事業者 (受付:2007/08/23)
2006-2664 2006/12/28 (事故発生地) 愛媛県	ガストーブ（LPガス用、放射式） 使用期間：不明	ガストーブの火が衣服に引火し、女性が胸や腹部に火傷を負って死亡した。 (死亡)	ガストーブの前で暖をとっていたところ、衣類に着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2255 2006/11/27 (事故発生地) 神奈川県	ガスストーブ(都市ガス用) 使用期間：不明	使用中のストーブから出火し、電気カーペットが焦げた。 (拡大被害)	ガスストーブとガスホースを接続したところ、ストーブのホースエンドに確実に差し込んでいなかったため、漏れたガスにストーブの火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	ガス販売業者は、業務機会を通じ、ガス機器とゴム管の接続は、赤い刻印まで確実に差し込み安全バンドを末端まで取り付けるよう周知し、ヒューズ付きガス栓への取替を促進する。	国の行政機関 (受付:2006/12/07)
2006-3039 2006/12/29 (事故発生地) 大阪府	ガスストーブ(都市ガス用) 使用期間：不明	ガスストーブから出火し、床の一部と壁の一部を焼損した。 (拡大被害)	ガス栓とストーブを接続しているガスホースが全焼していることから、ガスストーブとガスホースの接続が不十分であったため、接続部から漏れたガスにストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/26)
2006-3317 2007/02/10 (事故発生地) 兵庫県	ガスストーブ(都市ガス用) GH-3100G(ブランド:大阪ガス 型式:43-285) 鳥取三洋電機(株) 使用期間:約38年	住宅で、家人2人が一酸化炭素中毒で死亡した。 (死亡)	窓を全閉し、換気扇を停止したまま、当該ストーブを長時間使用したため、ストーブから発生した一酸化炭素により中毒に至ったものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	平成19年2月11日付けのホームページ及び同年2月14日付けの新聞にて注意喚起し、テレビCM・新聞広告をし、チラシを配布し、顧客にDMを送付の上、訪問して、安全使用の周知、ストーブの点検、安全型機器への取替を勧めている。	製品評価技術基盤機構 製品評価技術基盤機構 国の行政機関 (受付:2007/02/13)
2006-3331 2007/02/05 (事故発生地) 徳島県	ガスファンヒーター(LPガス用) 使用期間:約2年	使用中のガスファンヒーターから異音が生じ、排気口から小さな火が出たため、消火器で消火した。 (製品破損)	被害者が、ガスファンヒーターのガス接続部に専用接続具を使用しなかったため、接続部からガスが漏れファンヒーターの火が引火し火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/02/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3113 2007/01/27 (事故発生地) 長崎県	ガスファンヒーター（ LPガス用、開放式） 使用期間：不明	鉄筋2階建て店舗兼住宅から出火し、約38平方メートルを焼き、家人が手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ふすまの開け閉めなどにより、ゴムホースの接続部分に外力がかかって緩み、ガスが漏れて溜まっている状況のなかでガスファンヒーターの点火動作を行ったことから、爆発したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 国の行政機関 (受付:2007/01/31)
2006-3122 2007/01/11 (事故発生地) 埼玉県	ガスファンヒーター（ 都市ガス用、開放式） 使用期間：約2年	ガスファンヒーター付近から出火し、ガスホースとファンヒーターの一部を焼損した。 (製品破損)	被害者がガスファンヒーターを交換した際、当該機器はガスコンセント接続であったにもかかわらず、ホースエンド用ゴム管を接続したため、漏れたガスが機器内に吸い込まれ、バーナーの火に着火し、機器が焼損したものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/31)
2006-4005 2007/03/15 (事故発生地) 東京都	ガスファンヒーター（ 都市ガス用、開放式） 使用期間：約4か月	使用中のガスファンヒーターから異臭がし、機器の一部を焼損した。 (製品破損)	ファンヒーターの接続口にはガスコード専用プラグが付いていたが、被害者が編巻ラセン管を接続具として使用したため、接続口と編巻ラセン管との間に隙間が発生し、ガスが漏れ、漏れたガスが機器内に吸い込まれて、バーナーの火に着火し、機器が焼損したものと推定される。 (E3)	被害者の施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)
2007-0247 2007/04/04 (事故発生地) 香川県	ガスフライヤー（LP ガス用） 使用期間：不明	鉄筋2階建て娯楽施設から出火し、約240平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ガスフライヤーからの出火とみているが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3034 2006/12/27 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま(ＢＦ式) SR80S2N (株)ガスター 使用期間：約12年8か月	ふろを使用中、プラスチックが燃えるにおいがし、機器内部を焼損した。 (製品破損)	約12年間の使用と過去に冠水と水漏れがあったことから、バーナーダンパー部及びバーナー固定板の腐食が進行し、追い炊き側のバーナー固定板が脱落してバーナー入り口の一部を塞いだため、追い炊き時に異常燃焼し、出火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/26)
2007-2421 2007/07/12 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま(ＬＰガス用) 使用期間：約13年	ふろがまから爆発音がして、機器フロントカバーが破損した。 (製品破損)	当該機器は、ダイヤフラムに稀にき裂が発生することが判明したため自主改修しており、対策部品交換後、一次側ガスパイプを接続する際、グリスが塗布されていないＯリングの押し込み作業が不十分なままネジを締め込んだことから、Ｏリングが狭み込まれ、当該部からガスが漏洩し、バーナーの火に引火したものと推定される。なお、作業後のガス漏れ検査も不十分であった。	部品交換作業及びガス漏れ検査時の注意等について見直すとともに、再徹底を図った。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/07/25)
2006-3124 2007/01/11 (事故発生地) 沖縄県	ガスふろがま(ＬＰガス用) 使用期間：約14年	追い焚き中のガスふろがまから出火し、機器本体とその周辺を焼損した。 (拡大被害)	当該器の内外に喫水線の痕跡が認められ、被害者も排水不良を認知していたことから、日常的な冠水によりノズルからメインバーナ部に正常なガス噴射ができず、機器内部にあふれたガスにバーナーの火が着火し、さらに覗き窓ガラスが外れていたため、機器外部に炎があふれ、周囲が焼損したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/31)
2007-3715 2007/10/07 (事故発生地) 富山県	ガスふろがま(ＬＰガス用) 使用期間：約9年	使用中のガスふろがまのバーナーにタオルが被さって燃えていた。 (拡大被害)	ガスふろがまの手前に棚があり、その棚にかけていたタオルが強風によりガスふろがまのバーナー部に落下、その後家人が浴室内のふろがまスイッチを入れたことにより、バーナーの火が引火し、タオルが焼損したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2007/10/10)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-0741 2006/06/15 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま (LPガス用) 使用期間：約10年	集合住宅で、ガスふろがまが点火時に爆発し、ふろ場の窓ガラスが破損した。 (軽傷)	約10年間使用したふろがまからガスが微少漏洩し、点火時に引火し、爆発したものと推定されるが、ガスが漏洩した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/06/29)	国の行政機関
2006-1533 2006/09/15 (事故発生地) 千葉県	ガスふろがま (LPガス用、BF式) E R - S (株) ガスター 使用期間：約8年	ふろがまの口火をつけメインバーナーに点火しようとしたところ、爆発し、両脚に火傷を負った。 (軽傷)	循環パイプ接続部のシールパッキンが正常に取り付けられておらず、シールパッキン上部にすき間があったことから、器具外部から容易に水が侵入する状態であった。また、器具栓閉止軸のOリングが正常な位置に装着されていなかったため十分にシールされず、器具栓内部に水が侵入しやすい状態にあった。これらのことから、循環パイプのすき間から器具内に入った水が、器具栓内に侵入したことから閉止軸が腐食し、電磁弁が完全に閉まらなかったため、漏れて滞留していたガスに点火火花が引火したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、今回の事例をもとに作業員への教育を行った。 (受付:2006/10/05)	国の行政機関
2006-3026 2006/12/15 (事故発生地) 群馬県	ガスふろがま (LPガス用、BF式) 使用期間：不明	ふろがまに点火したところ、浴槽とふろがまの一部を焼損した。 (拡大被害)	設置業者が行った金属可とう管とふろがまの接続部のねじ締めが不完全であり、工事終了後の漏洩試験の確認不足であったため、接続部から漏れたガスにふろがまの火が引火し、出火したものと推定される。 (D1)	ガス販売業者は工事指示書記録の書面管理を行い、工事完了時に立会い、漏洩気密試験報告書を作成・保存し、工事業者の管理・教育を実施することとした。 (受付:2007/01/26)	国の行政機関
2007-4288 2007/10/22 (事故発生地) 徳島県	ガスふろがま (LPガス用、BF式) 使用期間：約4年5か月	ふろがまに点火しようとしたら、大きな音とともに器具正面のカバーの下部が外れた。 (被害なし)	種火点火がうまくいかず、点火操作を繰り返したため、機器内に溜まったガスが異常燃焼し、機器の外装を变形させたものと推定される。 なお、取扱説明書には、着火しない場合の操作方法と異常燃焼の危険性について記載している。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/11/08)	販売事業者

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1418 2007/05/30 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま（LPガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約8年	シャワーを使用していたところ、ふろがま内部で爆発が起こり、ふろがまの天板と排気筒が変形した。 (製品破損)	被害者が複数回の空焚きをしたため発生した多量の酸化スケールが、パイロットバーナーの炎口部に落下付着し、口火の炎が小さくなり、メインバーナーへの着火が遅れ、機器内に溜まったガスに異常着火して爆発したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/06/06)
2006-3982 2006/04/08 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま（LPガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約7年	鉄筋4階建て集合住宅の一室で、ふろがまに点火したところ小爆発があり、ふろがまの一部と浴室窓ガラスが破損した。 (拡大被害)	ふろがまに着火できなかったことから点火操作を繰り返したため、機器内に溜まったガスが爆発したものと推定されるが、着火しなかった原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2007-3974 2007/10/12 (事故発生地) 広島県	ガスふろがま（LPガス用、CF式） 使用期間：不明	ふろがまのバーナー部のリコールに伴い、ガスブロックを交換した後、使用中にエラー表示が点滅し、ふろがま本体から炎が出た。 (製品破損)	ガスブロックを交換した際、バーナー部のホースエンド継手とガスブロックの接続部にOリングを取り付けるのを忘れたため、漏れたガスにバーナーの火が引火したものと推定される。 (D2)	施工業者の施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、作業関係者にガスブロック交換時の作業手順書遵守の再教育を行った。	製造事業者 (受付:2007/10/29)
2007-0410 2007/04/20 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま（LPガス用、CF式） 使用期間：不明	木造2階建て住宅の浴室のガスふろがま付近から出火して、約67平方メートルを全焼し、隣接する住宅3棟の壁などを焼いた。 (拡大被害)	浴槽の排水栓の劣化等によって、不完全な閉止による水漏れが発生し浴槽に水がなくなった状況で、被害者が浴槽の水を確認せずにふろがまに点火したため、空焚き状態となり、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/24)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3564 2007/09/19 (事故発生地) 宮城県	ガスふろがま (LPガス用、CF式) 使用期間：約25年	ふろがまが点火しないので、操作を繰り返したところ、爆発し、軽度の火傷を負った。 (軽傷)	当該機器に異状は確認されなかったものの、パイロットバーナー部に蜘蛛の巣、虫のさなぎが確認されたことから、ガスの噴出状態が悪くスムーズな点火ができず、点火操作を繰り返す過程で機器内に溜まったガスに引火し、爆発着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/09/26)
2007-4780 2007/11/13 (事故発生地) 福島県	ガスふろがま (LPガス用、CF式) 使用期間：約22年	ガスふろがまが点火しないので点火操作を繰り返したところ、機器の中に滞留していたガスに引火して、爆発音とともに炎が上がり、女性が右頬と右手首に軽度の火傷を負った。 (軽傷)	機器各部に異状はなかったが、約22年の長期使用により機器内部に埃、くもの巣、虫等の糞があったことから着火ミスが繰り返され、滞留したガスに爆発着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるが、サービス等の業務機会において、長期使用機器は機器内外の清掃を行い、必要に応じて買い換えの促進を勧めることとする。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/12/07)
2006-1141 2006/08/11 (事故発生地) 宮城県	ガスふろがま (LPガス用、CF式) 使用期間：約13年	ガス漏れ検知機を設置していない浴室でふろがまが点火せず、再度点火したところ爆発し、窓ガラスが破損して1人が膝下に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ふろがまに着火しなかったことから点火操作を繰り返したため、機器内に溜まったガスが爆発着火したものと推定されるが、事故品が既に廃棄されていたことから、調査できなかった。 (G2)	事故品が廃棄されていたことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/08/29)
2007-1001 2007/05/07 (事故発生地) 佐賀県	ガスふろがま (LPガス用、RF式) TA-R137B (ハーマンブランド：YF702) (株)世田谷製作所 使用期間：約7年	ガスふろがまの点火動作ができなくなったので、販売事業者が点検したところ、機器内の配線類が焼損していた。 (製品破損)	当該機のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム(ゴム製)の動く範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナフタの大気孔を通じ、漏洩したガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。 (A1)	平成19年4月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・部品交換を行っている。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/05/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1969 2007/06/12 (事故発生地) 高知県	ガスふろがま（LPガス用、RF式） T A - R 1 3 7 B (株)世田谷製作所 使用期間：約9年	入浴時、窓から白煙が上がり、ふろがまから出火した。 (製品破損)	当該機のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム（ゴム製）の動く範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナフタの大気孔を通じ、漏洩したガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。 (A1)	平成19年4月19日付けで新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/06/22)
2006-3877 2007/03/15 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま（LPガス用、RF式） 使用期間：約31年	住宅のふろがま付近から出火して、約100平方メートルを全焼し、1人が煙を吸う軽傷を負った。 (軽傷)	家屋をリフォームした際にリフォーム業者が足場をふろがまに落下させ強い衝撃を与えたため、ふろがまのホースエンド部が断裂し、被害者が気づかず点火操作を行ったことにより漏れたガスに引火して延焼したものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/16)
2006-1644 2006/08/17 (事故発生地) 千葉県	ガスふろがま（LPガス用、RF式、給湯機能付） G T - 2 4 3 A R X (株)ノーリツ 使用期間：約13年	ガス給湯器内のガスパイプに穴が開き、器具内を焼損した。 (製品破損)	13年間の使用により注湯タンクセットから微量の水が漏れがあったことから、機器下部に溜まった状態が長期間続いたため、水の滴下部及び滞留部に位置していたガスパイプが腐食し、漏れたガスに点火装置のスパークが引火したものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であり、既に生産は終了しており、器具内の焼損のみで拡大被害に至ることはないことから、措置はとらなかった。なお、修理依頼等の機会において、水漏れの有無を確認するとともに、形跡等がある場合は部品及びガス管のセット交換を実施している。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2006/10/19)
2007-0552 2007/05/04 (事故発生地) 群馬県	ガスふろがま（LPガス用、RF式、給湯機能付） 使用期間：約1日	ふろがまに点火し、出湯しようとしたところ、大きな着火音がして機器のフロントカバーが変形した。 (製品破損)	機器本体までのガス供給配管（外面塩ビライニング鋼管）に発生した錆が、ガスとともにガス器具内に流入し、ガス電磁弁等に付着し、ガス漏れを発生させ、機器内に滞留したガスにバーナーの火が引火し、着火爆発したものと推定される。 なお、築後約1年間入居者が無かった期間に於いて、施工時の配管材料の取り扱いの不備による水分の浸入や寒暖差による結露等により、ガス配管内に錆が発生し、進行したものと推定される。 (D1)	当該住宅団地において、ガス配管部の錆の発生及び器具内への錆の流入、点火テストの点検を実施した。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/05/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-2445 2007/07/19 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま(L P ガス用、R F 式、給湯機能付) 使用期間：約 1 8 年	ガスふろがまが点火しないので販売店が訪問したところ、器具の温度ヒューズが溶断していた。 (製品破損)	当該機器は、ダイヤフラムに稀にき裂が発生することが判明したため自主改修しており、対策部品交換作業の際、給湯用電磁弁とバーナーの前管との接続ネジの締め付けが不十分だったことから、器具使用時にガスが漏洩し、バーナーの火が引火し、温度ヒューズが溶断したものと推定される。 (D2)	部品交換作業及びガス漏れ検査時の注意等について見直すとともに、再徹底を図った。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/07/26)
2006-0685 2006/06/15 (事故発生地) 石川県	ガスふろがま(L P ガス用、屋外式) 使用期間：約 8 か月	集合住宅の給湯器のカバーが外れて、隣地で発見され、隣地の工場の窓ガラスにひびが入っていた。 (拡大被害)	当該機内部にガスが溜まり、引火・爆着し、フロントカバーが飛んだと推定されるが、事故品はガス通路からのガス漏れ、及び点火・安全装置等の各部動作に異常はなく、外部要因としてリモコンの誤操作(2 ボタン同時押し)及びノイズ試験を行ったが、機器の誤動作によるガス漏れも認められないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	公益事業者 (受付:2006/06/22)
2006-3120 2007/01/23 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま(L P ガス用、給湯器機能付) 使用期間：約 1 0 年	屋外に設置してある給湯機能付きふろがまが燃えた。 (製品破損)	製造事業者が当該機を修理した際、電磁弁に正規の部品と異なる部品を誤って取り付けため、ふろ単独燃焼時に給湯器側にもガスが供給され、給湯器が空焚き状態になり、給湯熱交換器の過熱により、ハーネス及び電装基板が焼損したものと推定される。 (D2)	ガス販売業者は、サービスマンへ部品確認の周知徹底を実施した。	国の行政機関 (受付:2007/01/31)
2007-0946 2007/05/18 (事故発生地) 京都府	ガスふろがま(L P ガス用、給湯機能付) 使用期間：約 1 2 年	ガスふろがまが勝手に作動し、異臭がして、かまが熱くなった。 (被害なし)	被害者が浴室内タイルのひび割れをコーキング剤で補修中、誤ってリモコンのスイッチを入れたため、一時的に空焚きになったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1645 2006/10/11 (事故発生地) 愛知県	ガスふろがま（LPガス用、密閉式） 使用期間：約4年	ガスふろがまに点火したが着火せず、再度操作したところ、爆発してフロントカバーの下部に隙間が生じ、熱気が出て軽い火傷を負った。 (軽傷)	ふろがまが着火しなかったため、点火操作を繰り返したことから、ふろがま内に溜まった未燃焼ガスが爆発着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/10/19)
2006-2838 2007/01/05 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま（給湯機能付） 使用期間：約19年6か月	浴槽にふたをして追い焚きを行った後、女性が浴槽に片足と腰部まで浸かったところ、湯温が熱くなっており重傷の火傷を負った。 (重傷)	被害者が熱湯になるまで沸かしすぎたこと、及び湯温を確認せず入浴したことで火傷に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/17)
2005-2626 2005/04/00 (事故発生地) 沖縄県	ガスふろがま（都市ガス用） SR-60S2N (株)ガスター 使用期間：約10年	浴室のガスバーナー付ふろがまのシャワーを使用中、お湯を一度止めて再度使用した時に、熱湯が出て軽い火傷をした。 (軽傷)	消費者がシャワー等の湯を使用する場合、手で温度を確かめてから使用すべきであったが、確かめず使用したこと及び沖繩の水質を考慮して、水管へのカルシウム成分析出を少なくする構造にした「沖繩向け仕様」のふろがまであったが、水量調整バイパス通路のバルブ部分に水中カルシウム成分が経年析出したため、水量不足となり、使用後の余熱によって温められた水が高温となったものと推定される。 (B1)	取扱説明書及び本体表示には、既に注意表示（湯を一度止めて再度使用するときは、必ず湯の温度を確認すること。やけどのおそれがある。）を行っているが、給湯を一旦止めた後に熱交換器の残熱により熱交換器内の湯が設定温度以上に加熱されることがあること（後沸き現象）について、販売時において十分な説明を行う。また、2008（平成20）年6月18日よりホームページにおいて、シャワー付きバランス型ふろがま使用中の火傷に対する注意喚起を行っている。さらに注意喚起と点検（有償）を勧めるチラシ配布等の周知活動を行う。	国の行政機関 (受付:2006/02/21)
2005-2627 2005/04/00 (事故発生地) 沖縄県	ガスふろがま（都市ガス用） SR-60S2N (株)ガスター 使用期間：約12年	浴室のガスバーナー付ふろがまのシャワーを使用中、お湯を一度止めて再度使用した時に、熱湯が出て軽い火傷をした。 (軽傷)	消費者がシャワー等の湯を使用する場合、手で温度を確かめてから使用すべきであったが、確かめず使用したこと及び沖繩の水質を考慮して、水管へのカルシウム成分析出を少なくする構造にした「沖繩向け仕様」のふろがまであったが、水量調整バイパス通路のバルブ部分に水中カルシウム成分が経年析出したため、水量不足となり、使用後の余熱によって温められた水が高温となったものと推定される。 (B1)	取扱説明書及び本体表示には、既に注意表示（湯を一度止めて再度使用するときは、必ず湯の温度を確認すること。やけどのおそれがある。）を行っているが、給湯を一旦止めた後に熱交換器の残熱により熱交換器内の湯が設定温度以上に加熱されることがあること（後沸き現象）について、販売時において十分な説明を行う。また、2008（平成20）年6月18日よりホームページにおいて、シャワー付きバランス型ふろがま使用中の火傷に対する注意喚起を行っている。さらに注意喚起と点検（有償）を勧めるチラシ配布等の周知活動を行う。	国の行政機関 (受付:2006/02/21)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3992 2006/07/25 (事故発生地) 大阪府	ガスふろがま(都市ガス用) OGブランド 31-720 西島製作所 使用期間：約15年	ふろに水を張り、ふろがまの種火のみ点火した状態から10分後にメインバーナーに着火しようとしたところ、炎が溢れ、ふろがまを焼損した。 (製品破損)	約15年の使用により、当該機の安全弁の外容器に亀裂が入り、漏洩したガスに種火が引火し、焼損したものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)
2006-2409 2006/12/05 (事故発生地) 千葉県	ガスふろがま(都市ガス用) 使用期間：約17年	給湯器使用中に「ボン」という音がして湯が水になったので、給湯器をみたら煙が出ていた。 (製品破損)	機器が周囲の地面よりも低い位置に設置されていたことから、雨等で機器本体が冠水になる状態が繰り返されたため、機器下部が腐食し、ケース底面に配置されたガスパイプに発生した穴あきから漏れたガスに点火装置のスパークが引火し、器具内焼損したものと推定される。 (D1)	市場設置品についてはアフターサービス時にガス通路及び水通路の点検を実施することとした。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2006/12/15)
2006-3745 2007/03/03 (事故発生地) 群馬県	ガスふろがま(都市ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して約30平方メートルを焼き、家人が足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	以前から水漏れしていた風呂に水を満たし、翌日、水量を確かめずに点火したため、空焚き状態となり火災になった可能性があるともみているが、風呂場の焼損が激しいため、火災原因の特定には至らなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/09)
2007-0442 2007/04/19 (事故発生地) 鹿児島県	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) TA-R137B (株)世田谷製作所 使用期間：約8年	ふろがまから出火し、機器の一部を焼損した。 (製品破損)	当該機のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム(ゴム製)の動く範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナフタの大気孔を通じ、漏洩したガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。 (A1)	平成19年4月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・部品交換を行っている。	国の行政機関 (受付:2007/04/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3580 2007/09/14 (事故発生地) 山口県	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) GBSQ-606 (株)ノーリツ 使用期間：約8か月	ふろがまの内部から炎が出た。 (被害なし)	当該機器内の二次側ガス通路のパッキンが製造工程で取り付け溝から一部外れて組み込まれ、検査において未終了品を誤って合格品として出荷したため、使用中にパッキンの外れた箇所からガスが漏れ、ふろがまの火が引火したものと推定される。	他に同種事故はなく、単品不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、組み立て検査作業工程での漏れ検査の方法及び装置を改善することとした。	製造事業者 販売事業者 (受付:2007/09/27)
2006-1872 2006/10/25 (事故発生地) 千葉県	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) GUS-50 (株)ノーリツ 使用期間：約12年	ふろがまの点火状態が悪かったので点火操作を繰り返したところ、異常燃焼を起こし、ふろがまの一部が変形した。 (製品破損)	約12年間の使用により熱交換器の水管から漏れた水がバーナーにかかったことから、点火不良や火移り不良となり、点火操作を連続的に繰り返したため、爆発着火に至ったものと推定される。	経年劣化とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2006/11/08)
2006-2467 2006/12/13 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) GUQ-5A (株)ノーリツ 使用期間：約16年	ふろがまを使用したとき、「ボン」と大きな音がして、器具外装ケースがふくらみ隙間ができた。 (製品破損)	約16年の使用により機器底部への水没の侵入やパイロットバーナーノズルのつまり等で点火性能が劣化し、器具内に溜まった未燃焼ガスに爆発的に着火したものと推定される。	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2006/12/20)
2007-0266 2007/03/08 (事故発生地) 大阪府	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) GBSQ-603S (株)ノーリツ 使用期間：約11年	シャワーを止めようとしたところ、熱湯が出て、腹と太股に重度の火傷を負った。 (重傷)	約11年の使用で水圧応動弁を動作させる水ダイヤフラムのロッド部が異物付着により動作しにくくなり、シャワー閉止時にガスの停止が遅れ、再出湯時に高温の水が出たものと推定される。	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3123 2007/01/10 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) 使用期間：約16年	ふろがま使用中に、機器内部が燃えた。 (製品破損)	ガス自動弁のアルミダイカスト横穴部に微量の水漏れが確認されたこと及び機器の前側が持ち上げられた状態で設置されていたため、器具栓部に水が伝わり、器具栓内部のシャワー用弁押え軸が摺動不良となり微量のガスが漏れ、漏れたガスにバーナーの火が引火して器具栓に火が着いたものと推定される。 (D1)	施工業者が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/01/31)	国の行政機関
2006-3601 2007/02/27 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) 使用期間：約17年	シャワーを使用し、一度消火した後に繰り返し点火操作をしたところ、異音とともにふろがまが変形した。 (製品破損)	被害者が点火が悪いため、点火確認窓を外し、ふろがまの中に可燃性ガスを含むスプレー(パソコン用クリーナー)を噴霧したため、ガスが器具内に滞留し、直後に点火操作をしたことから、引火・爆発したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/02/28)	製造事業者 国の行政機関
2007-0577 2007/05/07 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) 使用期間：約3か月	ふろがまの点火が悪いので点火操作を繰り返したところ、異音がし、機器の一部が変形した。 (製品破損)	機器本体のケーシングの一部が変形していたが、ガス漏れ・水漏れ及び点火性能に異常はないことから、シャワー使用後つまみを口火に戻した際、戻しすぎで消火したことに気が付かず、再度つまみをシャワー位置まで戻したため、マグネット弁吸着解除までガスが放出し、その後点火していないことに気が付き点火操作をした際に、異常着火になったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書及びつまみ操作部には「点火しないときや途中で消えたときには、消火後5分以上待って再点火して下さい」の注意表示を記載している。 (受付:2007/05/10)	製造事業者 国の行政機関
2006-2407 2006/12/04 (事故発生地) 兵庫県	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) 使用期間：約14年	ふろがまの種火点火確認後、シャワーボタンを押したら大きな音がして着火し、器具から炎が出て、家人の右目が腫れた。 (軽傷)	当該品からのガス一次漏れはなく、本体に外装の変形や熱による変色も認められず、種火点火及びメインバーナーへの火移りも正常だったことから、爆発着火した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2006/12/15)	国の行政機関 製造事業者

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3666 2007/02/12 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま(都市ガス用、BF式) 使用期間：約3か月	ふろがまが点火しないので、点火操作を繰り返していたところ、音がして煙が出て、機器の一部が変形した。 (製品破損)	ふろがまに着火しなかったことから点火操作を繰り返したため、機器内に溜まったガスが爆発着火したものと推定されるが、着火しなかった原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/03/06)
2006-3673 2007/02/27 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま(都市ガス用、BF式、給湯機能付) 使用期間：約3か月	シャワー機能付ふろがまのシャワーを利用し、一旦消火した後再点火を繰り返したところ、異音とともにふろがまが変形した。 (製品破損)	ふろがまに着火しなかったことから点火操作を繰り返したため、機器内に溜まったガスが異常燃焼し、機器の外装を変形させたものと推定されるが、着火しなかった原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/03/06)
2007-0188 2007/03/31 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま(都市ガス用、BF式、給湯機能付き) RBF-23S リンナイ(株) 使用期間：約20年	ガスふろがまで追い焚き中に、機器上部から発火し、点火つまみ付近が焼損した。 (製品破損)	長期使用により、熱交換器に亀裂が生じ水が漏れ、本体底面に水が溜まったために、メインノズルからのガスがメインバーナーへ供給されず、メインノズル上で燃焼し、機器上部から発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、ガス販売業者は、長期使用のガス機器に対し、機器の取替を勧めることとした。	国の行政機関 (受付:2007/04/10)
2007-3949 2007/10/22 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま(都市ガス用、CF式) 使用期間：約4年	ふろがまが点火しないので繰り返し点火操作をしたところ、臭気がして煙が出た。 (製品破損)	浴室内の浴槽脇に設置した機器本体に冠水した跡があり、冠水することが確認されたことから、ノズル及びバーナーが浸水した状態で、点火操作が繰り返されたことにより、バーナーへガスが供給されずガスがあふれ、ノズル上部でガスが燃焼し、配線を焼損したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、ホームページでふろがまが水に浸かると、故障や思わぬ事故、火災の原因になるため、排水口の詰まりと掃除の励行について注意喚起している。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/10/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3973 2006/01/22 (事故発生地) 新潟県	ガスふろがま(都市ガス用、CF式) 使用期間：約11年	ガスふろがまを使用中に不完全燃焼が起こり、一酸化炭素中毒で2人が入院した。 (軽傷)	当該器の一酸化炭素濃度測定では一酸化炭素を検知したが、排気の逆流はなく、事故後にバーナー交換及び機器清掃等が行われていたため、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2007-4485 2007/11/05 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま(都市ガス用、CF式、給湯機能付) 使用期間：不明	浴槽脇に設置したガスふろがまでシャワーを使用した後、本体から異音が生じ、内部に黄色い炎が見え、機器側面と逆風止めから黒い煙が出て前板の一部が焦げた。 (製品破損)	当該機器にガス漏れ等の不具合は認められず、浴槽の排水の流れが悪く、恒常的に冠水の状態にあったことから、釜バーナー本体のガバナ及び分岐管部に水が浸入し、正常な燃焼がされず、炎が手前にあふれ焼損に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/21)
2007-0108 2007/03/19 (事故発生地) 長崎県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式) TA-137B(ハーマン・ブランド YF702) (株)世田谷製作所 使用期間：約9年	ふろがまが点火しないので前板を開けたところ、機器本体の機構部に燃えた跡があった。 (製品破損)	当該機のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム(ゴム製)の動く範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナフタの大気孔を通じ、漏洩したガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。	平成19年4月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・部品交換を行っている。	国の行政機関 (受付:2007/04/05)
2007-0109 2007/03/20 (事故発生地) 長崎県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式) TA-137B(ハーマン・ブランド YF702) (株)世田谷製作所 使用期間：約9年	ふろがまが点火しないので前板を開けたところ、機器本体の機構部に燃えた跡があった。 (製品破損)	当該機のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム(ゴム製)の動く範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナフタの大気孔を通じ、漏洩したガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。	平成19年4月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・部品交換を行っている。	国の行政機関 (受付:2007/04/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-2300 2006/06/23 (事故発生地) 鹿児島県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式) TA-137B(ハーマンブランド:YE702) (株)世田谷製作所 使用期間:約7年11か月	ガスふろがまから発火し、機器内部を焼失した。 (製品破損)	当該機のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム(ゴム製)の動く範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナフタの大気孔を通じ、漏洩したガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。 (A1)	平成19年4月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/07/17)
2007-2302 2007/02/00 (事故発生地) 鹿児島県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式) TA-R137B (株)世田谷製作所 使用期間:約9年	ガスふろがまの機器内部が焼損した。 (製品破損)	当該機のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム(ゴム製)の動く範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナフタの大気孔を通じ、漏洩したガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。 (A1)	平成19年4月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/07/17)
2007-2303 2007/03/12 (事故発生地) 長崎県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式) TA-R137B(ハーマンブランド:YF702) (株)世田谷製作所 使用期間:約9年	ふろを沸かした後、漏電ブレーカーが落ちたので確認したところ、ガスふろがまの機器内部が焼損し、隣にあった洗濯機のホースとコードが焦げた。 (拡大被害)	当該機のガス通路部に設置されたガバナの設計不良により、ガスの圧力変動に応じて動くダイヤフラム(ゴム製)の動く範囲が許容値を超えたことから、機器の使用を繰り返す間に過大な力が加わり、ダイヤフラムに亀裂が生じ、燃焼時にガバナフタの大気孔を通じ、漏洩したガスにバーナーの火が引火し、機器内部を焼損したものと推定される。 (A1)	平成19年4月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/07/17)
2007-0962 2007/05/09 (事故発生地) 広島県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式) OK-B型-FE (株)オカキン 使用期間:約15年	ふろがまの点火操作をしたが湯が沸かず、本体から出火した。 (製品破損)	約15年の使用により熱交換器にすすが付着し、更に2~3回空焚きをしたことも加わり熱交換器が詰まり、炎が風呂がまの外に溢れたものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/05/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0602 2007/04/03 (事故発生地) 大阪府	ガスふろがま(都市ガス用、RF式) 使用期間：約9年8か月	ふろを設置した時から数回、設定湯温よりも高温の湯が出た。 (被害なし)	当該機器を操作するリモコンを取付指示どおりに壁固定されていなかったため、リモコンを操作するたびに内部の配線接続部に負荷がかかり、使用を続けることによって配線接続部が外れ、リモコンが通信不能となったものと推定される。当該機器は通信不能となった場合での給湯温度が60に設定されていたため、リモコンで設定した温度よりも高温の湯が出たものと推定される。 (D1)	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、同種製品については平成11年に販売を終了している。	消費者センター (受付:2007/05/11)
2007-2301 2007/02/00 (事故発生地) 鹿児島県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式) TA-R137B (株)世田谷製作所 使用期間：約8年	ガスふろがまの機器内部が焼損した。 (製品破損)	当該品は自主改修品であるが、ダイヤフラムのき裂が認められず、バーナーヘッド内部に冠水の痕跡があり、腐食も著しく底板に錆等が溜まっていることから、熱交換器の詰まりや風等の影響により、バーナーの炎が押さえられ、あおられた炎がリード線や端子板に着火し、接続コードに飛び火し焼損したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるが、平成19年4月19日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・部品交換を行っている。	製造事業者 (受付:2007/07/17)
2006-1267 2006/08/31 (事故発生地) 兵庫県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式、給湯機能付) GT-161AR (株)ノーリツ 使用期間：約16年	入浴時に給湯器を使用していたところ、「ドン」と爆発音がして焦げ臭いにおいがし、炎が溢れた。 (製品破損)	16年間の使用により、注湯タンクセットから微量の水が漏れがあったことから、機器下部に溜まった状態が長期間続いたため、水の滴下部及び滞留部に位置していたガスパイプが腐食し、漏れたガスに点火装置のスパークが引火したものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であり、既に生産は終了しており、器具内の焼損のみで拡大被害に至ることはないことから、措置はとらなかった。なお、修理依頼等の機会において、水漏れの有無を確認するとともに、形跡等がある場合は部品及びガス管のセット交換を実施している。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2006/09/08)
2006-1646 2006/10/17 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま(都市ガス用、RF式、給湯機能付) GT-161AR (株)ノーリツ 使用期間：約16年	ガス給湯器を使用後、器具の下部より煙が出て、水をかけ消火した。 (製品破損)	16年間の使用により注湯タンクセットから微量の水が漏れがあったことから、機器下部に溜まった状態が長期間続いたため、水の滴下部及び滞留部に位置していたガスパイプが腐食し、漏れたガスに点火装置のスパークが引火したものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であり、既に生産は終了しており、器具内の焼損のみで拡大被害に至ることはないことから、措置はとらなかった。なお、修理依頼等の機会において、水漏れの有無を確認するとともに、形跡等がある場合は部品及びガス管のセット交換を実施している。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2006/10/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2766 2007/07/30 (事故発生地) 愛知県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式、給湯機能付) GRQ-162SA (株)ノーリツ 使用期間：約16年9か月	使用中の給湯器が異常燃焼して、機器カバーが変形し、ガス漏れが確認された。 (製品破損)	長期使用により、落とし込みホッパー部のブランジャーガイド(樹脂製)にクラックが発生し、漏れた水がコントロール部に浸入したことから誤作動を起こし、風呂側電磁弁よりガスが流出し、給湯を使用する際の点火操作により引火・着火したものと推定される。 (C1)	平成19年6月9日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し、ふろガスガバナの点検を実施しているが、さらに漏水の確認とコントローラーの水がかりの有無の確認を追加することとした。なお、平成7年以降に開発された製品については、コントローラ基板に水滴付着の影響防止等のために表面にポッティング(樹脂モールド剤の充填)を施している。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/08/08)
2007-0553 2007/05/04 (事故発生地) 愛知県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式、給湯機能付) 使用期間：約5年6か月	給湯器付ふろがまが異常燃焼し、機器内部が焼損した。 (製品破損)	約5年前に実施したガス種変更作業時にガスパイプを外し、再度組み付けた際に挿入が不十分だったため、徐々に抜けてガス漏れに至り、点火動作時に引火し周辺の電装部を焼損したものと推定される。 (D1)	作業実施業者は不明であり、作業者の施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/05/08)
2007-4498 2007/11/19 (事故発生地) 広島県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式、給湯機能付) 使用期間：約5年	ガスふろがまのフロントカバーが変形した。 (製品破損)	熱量転換作業時に正常な位置までガスパイプが挿入されていなかったため、運転動作中に生じる振動等の影響により、徐々に抜け出し、ガスパイプの接続部からガスが漏れ、点火時のスパークにより引火して爆発的な着火となり、フロントカバーが外れたものと推定される。 (D1)	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/11/22)
2006-3876 2007/03/15 (事故発生地) 大阪府	ガスふろがま(都市ガス用、RF式、給湯機能付) 使用期間：約7年	ガスふろがまを使用中に爆発して、器具の前板がはずれ、メーターボックスの扉が曲がった。 (拡大被害)	外壁塗装工事のためパイプシャフト部分をビニール養生した際、排気口まで塞いだ状態で点火したため、燃焼室内にガスが溜まり爆発したものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/16)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3975 2006/02/08 (事故発生地) 千葉県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式、給湯機能付) 使用期間：約1年	ガスふろがまが不完全燃焼をおこし、家人3人が入浴中に気分が悪くなり、一酸化炭素中毒で入院した。 (軽傷)	当該住宅は外壁塗装工事のため、屋外に設置されていた当該器及び浴室窓をビニールで覆っていたことから、燃焼空気不足により不完全燃焼を起こし、排気ガスが浴室窓から流入し、一酸化炭素中毒になったものと推定される。 (F2)	ガス会社及び消防から当該塗装会社に注意・指導を実施するとともに、ガス会社のホームページ及び同地区に配布されるミニコミ紙上で外壁塗装工事の際の注意喚起し、近隣塗装業者に対してはDMを用いて周知することとした。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2007-4310 2007/11/01 (事故発生地) 千葉県	ガスふろがま(都市ガス用、RF式、給湯機能付) GRQ-162 (株)ノーリツ 使用期間：約12年	ガスふろがまの機器外装に穴が空き、家屋の壁などの一部が汚損した。 (拡大被害)	熱交換器の内銅とスカート部のろう付けが不十分であったため、スカート部の温度が高温になり、接合部に隙間ができて燃焼室に穴があいたものと推定されるが、熱交換器には温度ヒューズ(作動温度135℃)があり、燃焼ガスが漏れた場合には作動するが、取り外され回路に直結されていたため作動しなかった。 なお、当該機器は、修理歴がなく直結作業を誰がしたか不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	温度ヒューズが取り外されていた原因は不明であるため、措置はとれなかった。 なお、当該機種は、平成19年6月8日付けで社告を行い、無償点検を実施している。	製造事業者 (受付:2007/11/12)
2006-2004 2006/05/00 (事故発生地) 兵庫県	ガスふろがま(都市ガス用、給湯機能付) GT-243AWX (株)ノーリツ 使用期間：約11年5か月	屋外のガス給湯器からガス臭がし、排気口から炎が上がり、前髪が少し焦げた。なお、以前から給湯栓をひねっても湯が出にくいなどの現象があった。 (被害なし)	約11年の長期使用により給湯熱交換器フィンパイプから微量な水漏れが生じ、ノズル部が腐食したことからノズル口径が小さくなったため、ガス量が減少して火移り不良が生じ、ガス臭がしたものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2006/11/17)
2006-2043 2006/11/15 (事故発生地) 群馬県	ガスふろがま(都市ガス用、給湯機能付) 使用期間：約2年11か月	ガスふろがまの内部が焼損した。 (製品破損)	器具のガス入り口側継手周辺の焼損が著しいことから、前日に行ったりレー・ファンモーター交換作業でガス入り口側継手の接続が十分でなかったため、漏れたガスにバーナーの火が引火したものと推定される。 (D2)	ガス販売業者は、社員、及びサービス関連会社を対象に当該事故に関する資料を用いた教育を実施する。	製造事業者 国の行政機関 消防機関 (受付:2006/11/20)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2870 2007/08/12 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま(都市ガス用、密閉式、BF式、給湯機能付) 使用期間：約24年	ガスふろがまを点火した際、異常音とともに異常着火し、ふろがまが変形した。 (製品破損)	被害者が、操作つまみを「口火」から「風呂」に回した際、着火しなかったためつまみを戻したが、戻しすぎて口火を消してしまい、すぐにつまみを「風呂」にしたため、メインノズルからガスが機器内に流出し、再点火時に異常着火したものと推定される。 なお、取扱説明書には「戻ってつまみを戻しすぎて口火を消してしまった場合、つまみを「止」に戻してから点火操作をし直してください。」と記載している。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/08/15)
2006-3125 2007/01/12 (事故発生地) 東京都	ガスホース 使用期間：約2年	ガスファンヒーターとガスホースの接続部付近から炎が出て、機器本体と接続部を焼損した。 (拡大被害)	ガスホースのガス器具側継手内部のスライドバルブが離脱し、バルブ端面が傷つき毛羽立ちが認められることから、誤って棒状のものを内部に押し込んだことからスライドバルブが外れ、スライドバルブがない状態のままガス器具に接続したため、漏れたガスにヒーターの火が引火したものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/01/31)
2006-3037 2006/12/31 (事故発生地) 東京都	ガスホース(都市ガス用) 不明 不明 使用期間：不明	ファンヒーターを使用中、「ボン」という異音が生じ、ガス栓付近より火が出た。 (拡大被害)	ファンヒーターと経年劣化した絹巻ラセン管との接続部の緩みによりガスが漏れ、ファンヒーターの炎が引火したものと推定される。	経年劣化とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/26)
2006-3977 2006/03/02 (事故発生地) 東京都	ガスホース(都市ガス用) 使用期間：不明	ファンヒーターを使用中、機器本体裏側から煙が出て、ファンヒーターとガスコードの一部が焼損した。 (拡大被害)	掃除のたびにガス用ゴム管に取り付けられたファンヒーター側の迅速継手の着脱が繰り返され、取り外し時に迅速継手が床または壁にぶつかり、その衝撃で迅速継手内部のスライドバルブ本体突起部が摩耗し、スライドバルブが脱落したことに気付かず、ファンヒーターに接続したため、接続部から微量のガスが漏れ、ファンヒーターの火が漏れたガスに引火したものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2009 2007/06/19 (事故発生地) 大阪府	ガスホース（都市ガス用） 使用期間：不明	ガス炊飯器の接続部分から出火し、炊飯器とゴム管を焼損した。 (拡大被害)	当該ガスホースのアダプター内部に溜まった粉状異物等により作動不良が起こり、炊飯器の移動等による外的要因が加わったことから接続が不十分となり、漏れたガスに炊飯器の火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/06/27)
2007-2873 2007/08/11 (事故発生地) 兵庫県	ガスホース（都市ガス用） 使用期間：約23年	ガスふるがまを点火後、焦げ臭いにおいがし、確認したところ、機器接続の強化ガスホース付近から出火していた。 (拡大被害)	ふるがまとガスホースとの接続部からガス漏れが確認されたことから、当該部から漏れたガスにふるがまの炎が引火したものと推定されるが、ガス漏れの原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/08/15)
2007-2721 2007/04/20 (事故発生地) 不明	ガスランタン（LPガス用） ノースター 2500B 790XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	点灯中のガスランタンの下部カラー付近からガスが漏れ、異常燃焼が発生した。 (製品破損)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターにおいて、指定通りの正しいネジ山ピッチで加工がされていないものが混入したため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、ランタンのカラー部分下部で異常燃焼が生じたものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞及びホームページで社告を掲載し、回収・返金を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	輸入事業者 (受付:2007/08/06)
2007-2722 2007/06/00 (事故発生地) 不明	ガスランタン（LPガス用） ピナクル 2600-A6 0XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	点灯中のガスランタンの下部カラー付近からガスが漏れ、異常燃焼が発生した。 (製品破損)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターにおいて、指定通りの正しいネジ山ピッチで加工がされていないものが混入したため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、ランタンのカラー部分下部で異常燃焼が生じたものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞及びホームページで社告を掲載し、回収・返金を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	輸入事業者 (受付:2007/08/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2723 2007/05/04 (事故発生地) 不明	ガスランタン（LPガス用） スクエア2マントル 5177-A65XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	点灯中のガスランタンの下部カラー付近からガスが漏れ、異常燃焼が発生した。 (製品破損)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターにおいて、指定おりの正しいネジ山ピッチで加工がされていないものが混入したため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、ランタンのカラー部分下部で異常燃焼が生じたものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞及びホームページで社告を掲載し、回収・返金を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	輸入事業者 (受付:2007/08/06)
2007-3796 2007/09/15 (事故発生地) 北海道	ガスランタン（LPガス用） 5177-A65XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：約1か月	使用中のガスランタンの隙間から炎が出て爆発し、着衣に穴が開き、女性と子供の唇や鼻に飛散したガラス片や小石が当たって軽い打撲傷を負った。 (軽傷)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターが指定通りの正しいネジ山ピッチで加工がされていないため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、滞留したガスに引火し爆発したものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞で社告を掲載し、回収を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	消費者センター (受付:2007/10/17)
2007-4141 2007/08/09 (事故発生地) 不明	ガスランタン（LPガス用） 5177-A65XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	ガスランタンを点灯中、本体下部カラー付近からガス漏れが起こり、異常燃焼が発生して軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターが指定通りの正しいネジ山ピッチで加工がされていないため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、ランタンのカラー部分下部で異常燃焼が生じたものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞で社告を掲載し、回収を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	輸入事業者 (受付:2007/10/30)
2007-4142 2007/08/19 (事故発生地) 福島県	ガスランタン（LPガス用） 5177-A65XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	ガスランタンを点灯中、本体下部カラー付近からガス漏れが起こり、異常燃焼が発生して、タープのロープが燃えて持ち物に傷がつき、女性がガスを吸って気分が悪くなった。 (軽傷)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターが指定通りの正しいネジ山ピッチで加工がされていないため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、ランタンのカラー部分下部で異常燃焼が生じたものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞で社告を掲載し、回収を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	輸入事業者 (受付:2007/10/30)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4143 2007/08/05 (事故発生地) 不明	ガスランタン（LPガス用） 2600-A60XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	ガスランタンを点灯中、本体下部カラー付近からガス漏れが起こり、異常燃焼が発生して軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターが指定通りの正しいネジ山ピッチで加工がされていないため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、ランタンのカラー部分下部で異常燃焼が生じたものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞で社告を掲載し、回収を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	輸入事業者 (受付:2007/10/30)
2007-4144 2007/08/16 (事故発生地) 不明	ガスランタン（LPガス用） 2500B790XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	ガスランタンを使用中、カートリッジ接続部からガス漏れが起こり、引火して右手指の付け根に火傷を負った。 (軽傷)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターが指定通りの正しいネジ山ピッチで加工がされていないため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、ランタンのカラー部分下部で異常燃焼が生じたものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞で社告を掲載し、回収を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	輸入事業者 (受付:2007/10/30)
2007-4145 2007/08/29 (事故発生地) 不明	ガスランタン（LPガス用） 2500B790XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	ガスランタンのキャニスターのアダプターが外れ、軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターが指定通りの正しいネジ山ピッチで加工がされていないため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、ランタンのカラー部分下部で異常燃焼が生じたものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞で社告を掲載し、回収を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	輸入事業者 (受付:2007/10/30)
2007-4146 2007/09/03 (事故発生地) 不明	ガスランタン（LPガス用） 2500B790XJ コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	ガスランタンのカラー部分からガスが漏れて火がつき、テントのフライが熱で変質し、軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスカートリッジと本体との接続部分のアダプターが指定通りの正しいネジ山ピッチで加工がされていないため、カートリッジを十分にねじ込むことができず、接続部でガスが漏れ、ランタンのカラー部分下部で異常燃焼が生じたものと推定される。 (A3)	製品の輸入・販売を中止し、店頭在庫の回収を行い、平成19年7月27日付けの新聞で社告を掲載し、回収を行っている。また、部品の製造、品質管理工程を見直し、品質管理の強化を図ることとした。	輸入事業者 (受付:2007/10/30)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-3599 2007/08/11 (事故発生地) 不明	ガスランタン（LPガス用） フロンテアPZランタン 203536 コールマンジャパン（株） 使用期間：不明	ガスランタンをタープにかけて弱火で使用、炎が発生し、タープやタープ内の物が焼けて、1人が軽微な火傷を負い1人が捻挫を負った。 (軽傷)	被害者がガラスグローブを元の位置に取り付ける際、正常に取り付けなかったことから不完全燃焼状態となり、異常過熱したため、炎が伸びたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意による事故とみられるが、より安全な使用を促すために平成19年10月23日付のホームページで注意喚起している。 なお、今後の出荷分について、注意のお知らせを同梱し、今後の生産分から、取扱説明書に図解で注意を追加表示し、お知らせを別紙で同梱することとした。	輸入事業者 (受付:2007/09/28)
2006-1137 2006/08/01 (事故発生地) 広島県	ガス圧力調整器（LPガス用） KALP-7 （株）桂精機製作所 使用期間：約25年	ガス調整器の自動切り替え装置上部のねじが2本破損して飛び散り、ガスが漏れた。 (製品破損)	約25年の使用により、調整器左側一次弁ゴム表面に異物が付着し、一次側中圧部の調圧機能が損なわれ、ダイヤフラムアッセンブリーがカバーにぶつかる状態が繰り返されたため、本体の雌ねじに金属疲労が生じ、ねじの剪断破壊に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2006/08/28)
2006-3792 2007/03/01 (事故発生地) 兵庫県	ガス圧力調整器（LPガス用） 使用期間：不明	ゴルフ場で、調整器のパッキンの取替え作業中に、給湯器が吹き飛び、窓ガラスが割れ、従業員2人が火傷を負った。 (軽傷)	点検作業員が当該器のユニオンパッキングを交換する際、ガスを閉止せず、ガス容器の高圧ホースを取り外し、高圧バルブに取り付け、直圧供給しながら交換作業を行おうとしたため、高圧のガスが給湯器に流れ、ガス漏れの音を聞いた従業員が、ガスを止めるのに誤って給湯器のスイッチを押したことから、爆発したものと推定される。 (D2)	ガス販売業者に対し、再発防止のため、従業員に法令遵守について保安教育を実施する旨指示した。	国の行政機関 (受付:2007/03/13)
2006-3129 2007/01/22 (事故発生地) 北海道	ガス圧力調整器（LPガス用） 使用期間：約1年	ガス圧力調整器からガスが漏洩した。 (製品破損)	当該器に異常は認められなかったことから、調整器入口の弁体が、調整器内部の水分の凍結により、筒内で結着したため、入口が開放状態になり圧力が上昇し、安全弁を押し上げ、通気口よりガスが漏洩したものと推定される。 (F1)	ガス販売業者は、同機種を使用している供給消費者全戸に対して点検を実施することとした。	国の行政機関 (受付:2007/01/31)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1535 2006/09/21 (事故発生地) 東京都	ガス圧力調整器 (L P ガス用) 使用期間：不 明	L P ガスの供給設備の調整器周りの フランジ部からガスが漏洩した。 (被害なし)	調整器のフランジ部からガスが漏れていたことから 、本年5月に行った設置工事に不具合があったものと 推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	国の行政機関 (受付:2006/10/05)
2006-3669 2007/02/24 (事故発生地) 北海道	ガス圧力調整器 (L P ガス用、自動切替式) 使用期間：約9年	ガスこんろ付近から出火して、レン ジフードとゴムホースの一部を焼損し た。 (拡大被害)	ガスこんろ、ガス栓、ガス圧力調整器に異常はみら れず、ガス栓に通常より高い圧力が加わるとガス漏れ の発生が考えられることから、ガス圧力調整器が凍結 もしくは故障等により、供給圧力が上昇し、ガス栓か らガスが漏洩し、何らかの着火源が引火したものと推 定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	国の行政機関 (受付:2007/03/06)
2006-1103 2006/08/14 (事故発生地) 東京都	ガス衣類乾燥機 使用期間：約3年2か月	ガス衣類乾燥機を使用中、バーナー 近くに堆積したほこりが燃え、付近の 配線を焦がした。 (拡大被害)	販売業者が約1年前にメンテナンスをしたところ、 前面パネルと乾燥ドラムのすき間を埋める部品を付け 忘れたことから、すき間から入り込んだほこりがバー ナー付近に堆積して燃え移り、出火に至ったものと推 定される。 (D2)	当該販売店がメンテナンスを行った機器の再点 検を実施するとともに、同部品が使用されている 他の型式についても全数点検を実施した。また 、他の販売店にも当該事故を周知し、再発防止に 努める。	輸入事業者 (受付:2006/08/23)
2004-2154 2004/12/13 (事故発生地) 富山県	ガス衣類乾燥機 (L P ガス用) NH - G 4 0 Y 5 松下電器産業 (株) 使用期間：約11年	ガス衣類乾燥機を使おうとスイッチ を入れたところ、突然、ガス衣類乾燥 機が爆発し、部屋の天井や壁などが破 損した。 (軽傷)	バーナーユニットを構成する電磁弁のシールド板に 対するカシメに不備があったため、カシメ部よりガス 漏れが発生し、漏れたガスが機器内部に滞留していた ところに点火したために爆発したものと推定される。 事故品は、平成5年製であるが、バーナーユニットは 平成11年製の部品に交換されており、カシメ方法が 十分でなかったことは、製造工程や部品交換時の落下 等によって影響を受けた部品が混入したためと考えら れる。 (A3)	他に同種事故はないことから、特に措置はとら なかった。 なお、バーナーユニット等の重要なサービス部 品については、取扱い上の注意に関して啓発を強 化する。	公益事業者 消費者センター (受付:2005/01/17)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0185 2007/03/17 (事故発生地) 愛知県	ガス衣類乾燥機 (LP ガス用) 使用期間：約3年11か月	衣類乾燥機内の衣類と乾燥ドラムを 焼損した。 (製品破損)	当該機的气体通路に漏れがなく、ドラム内のみ焼 損であり、ドラム内に黒く炭化した軍手の指先部分 が残っていたことから、軍手に相当量の油が残留し ていたと考えられ、乾燥運転終了後に油の酸化による自然 発火現象で、ドラム内の衣類が発熱・発火したものと 推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。なお、取扱説明書及び警 告ラベルにて、油が付着している衣類及びタオル 等の乾燥には、洗濯後のものでも絶対使用しない 旨を記載している。	国の行政機関 (受付:2007/04/10)
2006-4027 2007/02/02 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器 R G H 2 4 S B V B 東陶機器 (株) 使用期間：約15年	ガス給湯器の排気口から炎が出た。 (被害なし)	給湯器を約15年間使用していたところ、給気経路 にたまったほこりによって吸気不足となったこと から、熱交換器がすす詰まりとなり未燃焼ガスが滞 留したため、溜まった未燃焼ガスにバーナーの火 が引火し、出火したものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はと らなかった。	販売事業者 (受付:2007/03/27)
2006-4023 2006/11/14 (事故発生地) 岐阜県	ガス給湯器 使用期間：約8年	ガス給湯器の排気口から炎が出た。 (製品破損)	給湯器を約8年間使用していたところ、給気経路 にたまったほこりによって吸気不足となったこと から、熱交換器がすす詰まりとなり未燃焼ガスが滞 留したため、溜まった未燃焼ガスにバーナーの火 が引火し、出火したものと推定されるが、すでに 器具の清掃・点検が行われており、原因の特定は できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとらなかつ た。	販売事業者 (受付:2007/03/27)
2006-2406 2006/12/04 (事故発生地) 徳島県	ガス給湯器 (LPガス 用) 使用期間：約13年	給湯器の排気口から炎が出て、排気 口付近がすすで黒くなった。 (製品破損)	約13年の使用により、ファン羽根部などほこり が詰まり空気不足となり、熱交換器の吸熱フィン部 がすすで閉塞し、排出された未燃焼ガスに給湯器 の炎が引火したものと推定されるが、不具合の再 現ができず原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2006/12/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3154 2007/07/15 (事故発生地) 埼玉県	ガス給湯器(L P ガス用) 使用期間：約 10年4か月	ガス給湯器内部からガスが漏洩した。 (被害なし)	給湯器に異常はなく、ガス漏れも確認できなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	販売事業者 国の行政機関 (受付:2007/08/29)
2007-3452 2007/08/08 (事故発生地) 長野県	ガス給湯器(L P ガス用) 使用期間：約 12年	ガス給湯器を使用中、一瞬、フード部付近から発火した。 (被害なし)	当該機器にガス漏れはなく、点火・燃焼状態にも異常はみられず、機器内部においては埃等もなく、焼損した痕跡もないことから、発火した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製造事業者 (受付:2007/09/18)
2006-2131 2006/10/28 (事故発生地) 千葉県	ガス給湯器(L P ガス用、 B F 式) 使用期間：約 14年	シャワーを使用中、お湯が出ないため屋内台所壁面に設置されているガス給湯器に近づいたところ、器具内で爆発し、器具のカバーが外れた。 (製品破損)	被害者がシャワーを使用中に、パイロットバーナーが立ち消えしたにもかかわらず水を流し続けたため、立ち消えを検知して安全弁閉じる迄の間に出て溜まった未燃焼ガスに、再点火時の火が引火して爆発したものと推定されるが、パイロットバーナーが立ち消えた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	国の行政機関 (受付:2006/11/28)
2007-3799 2007/09/27 (事故発生地) 愛知県	ガス給湯器(L P ガス用、 R F 式) T P - G Q 1 6 0 D R - 1 (ブランド：パーパス) 高木産業(株) 使用期間：約 6年	給湯器付近から火が出た。 (製品破損)	当該機器電装基板のガス比例弁駆動用トランジスタのはんだ付け時の作業ミスにより、はんだボールが落下し、長年の使用に伴い、半田ボールが移動し、トランジスターの端子間を短絡させたため、ガス量制御が不安定になり、異常燃焼し、発火したものと推定される。 (A2)	他に同種事故がなく、単品不良とみられる事故のため、措置はとれなかった。 なお、現在では製造時のはんだボール飛散防止のため、はんだの線径・はんだごての小手先形状を変更し、ごて先クリーナー台を導入している。 (A2)	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/10/17)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3965 2007/08/28 (事故発生地) 埼玉県	ガス給湯器（LPガス用、RF式） 使用期間：約16年	湯沸器のリモコンスイッチを入れたところ、エラー表示が出て、機器を見に行くと、前面の排気口から火が出ていた。 (被害なし)	当該機器の部品及び機能等には異状はなく、給気経路に堆積した塵・土埃・虫等が認められたことから、給気不足による不完全燃焼を起こして、炎が排気口から吹き出したものと推定される。 なお、数日前から機器の調子が悪く、当日もエラー表示が出たが、そのまま使用していた。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/10/26)
2007-0497 2007/03/31 (事故発生地) 岡山県	ガス給湯器（LPガス用、RF式） 使用期間：約17年	給湯器の下部から火が出て、機器の一部を焼損した。 (製品破損)	配管と給湯器の接続部分が破断していることから、ガス接続部品にストレス等によるクラックが発生し、経年的に腐食進行したためガス漏れが生じ、漏れたガスに燃焼部の火が引火したものと推定されるが、クラックが発生した原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/05/07)
2006-2729 2006/12/29 (事故発生地) 福岡県	ガス給湯器（LPガス用、屋外式） 使用期間：約6年5か月	ガス給湯器から異臭がし、4人が一酸化炭素中毒で気分が悪くなった。 (軽傷)	排気筒トップの部材（金網）の不備により、塵等が詰まって閉塞が進み、排気不良状態から不完全燃焼を起こし、さらにパイプシャフト内と浴室天井部が遮蔽されていなかったため、パイプシャフト内に溜まった一酸化炭素が流入したものと推定される。	施工業者が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/01/10)
2007-0459 2007/04/21 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器（LPガス用、屋外設置型） GQ-163WS (株)ノーリツ 使用期間：約15年10か月	給湯器を使用中に、本体フロントカバーが赤くなり、焼損した。 (製品破損)	製造工程の作業ミスによって熱交換器胴板とスカート部のろう付け不良があったことから、スカート部が冷却不足となって熱応力ひずみが大きくなったことに加えて、約15年の使用で熱交換器胴板が伸縮を繰り返したことで破損し、排気ガスが漏れたものと推定される。	他に同種事故がなく、単品不良とみられるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/27)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3528 2007/02/12 (事故発生地) 福岡県	ガス給湯器(都市ガス、CF式) 使用期間：約1年6か月	入浴中、家人2人が気分が悪くなり、うち1人が一酸化炭素中毒で入院した。 (軽傷)	集合住宅の共用排気ダクトに自然排気式の排気筒が接続されており、脱衣場に設置された当該機器を使用中に、台所の換気扇を使用したことから、屋内が負圧となり、排気が共用排気ダクトに排出されずに逆流し、屋内にあふれたため不完全燃焼を起こし、室内に滞留した排気ガスで一酸化炭素中毒になったものと推定される。 (E2)	ガス販売業者は、同型機種で設置環境が同様である顧客に対し、使用時には換気扇を回さないことを記載したチラシ配布及びステッカーの貼付を実施するとともに、消費機器調査に従事する者に特別保安教育を実施し、同種事故の再発防止を徹底した。	国の行政機関 (受付:2007/02/26)
2006-3655 2007/01/01 (事故発生地) 北海道	ガス給湯器(都市ガス用) GQ-1622WD-F (株)ノーリツ 使用期間：約8年	ガス給湯器内部のバーナーケース部分に穴があき、器具外装が熱で変色した。 (製品破損)	約8年使用していたことから、熱交換器に生成・付着した燃焼生成物(硫化銅)がバーナー炎口に落下した。バーナー炎口が詰まったことから、炎が立たずに横に拡がりバーナーケースが過熱し、穴が開いたため、高温の燃焼排ガスが漏れだし、外装ケースが熱によって変色したものと推定される。 (A1)	平成19年2月ホームページに社告を掲載し、無償で点検・修理を行っている。なお、点検の際に、過熱防止装置の位置を変更する。	製造事業者 (受付:2007/03/05)
2006-3656 2007/02/05 (事故発生地) 北海道	ガス給湯器(都市ガス用) GQ-1622WD-F (株)ノーリツ 使用期間：約8年	ガス給湯器内部のバーナーケース部分に穴があき、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	約8年使用していたことから、熱交換器に生成・付着した燃焼生成物(硫化銅)がバーナー炎口に落下した。バーナー炎口が詰まったことから、炎が立たずに横に拡がりバーナーケースが過熱し、穴が開いたため、高温の燃焼排ガスが漏れだし、外装ケースが熱によって変色したものと推定される。 (A1)	平成19年2月ホームページに社告を掲載し、無償で点検・修理を行っている。なお、点検の際に、過熱防止装置の位置を変更する。	製造事業者 (受付:2007/03/05)
2006-1738 2006/10/21 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器(都市ガス用) 使用期間：約6年8か月	カラオケ店で、女性客9人が頭痛やめまいなどを訴え病院に搬送された。 (軽傷)	当該器の取り付け場所は3階の厨房室であったが、排気筒が隠蔽部で外れていたため、漏れた燃焼排ガスが4階に滞留したものと推定される。 なお、当該器は経年的にファンに油脂・埃が付着して能力低下し、更に熱交換器が腐食生成物で閉塞され、供給風量が低下し、燃焼排ガスの一酸化炭素の濃度が高くなっていた。 (D1)	業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 製品評価技術基盤機構(安全協会) (受付:2006/10/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3979 2006/03/11 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器（都市ガス用） 使用期間：約1日	前日に取付けた小型湯沸器に点火したところ、ソフトコード接続用部品の上部に着火し、湯沸器の電池ケースの一部を焼損した。 (製品破損)	ネジ接続をホースエンドに変更したところ、接続部にパッキンの装着を忘れたため、漏れたガスに給湯器の火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (D1)	ガス販売業者は取付店に対し、説明書通り作業を行うこと、取付け後ガス漏れがないことを確認すること、臭気を感じる時はガス事業者に速やかに連絡することを伝えた。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2006-3699 2007/03/06 (事故発生地) 富山県	ガス給湯器（都市ガス用） 使用期間：不明	飲食店の調理場にある給湯器から出火した。 (拡大被害)	給湯器の排気フードに油かすがたまっており、その油かすが給湯器の放熱により過熱され、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。 なお、製造事業者のホームページ上で開放式小型湯沸器のお手入れについて注意喚起を行っている。	消防機関 製品評価技術基盤機構 製造事業者 (受付:2007/03/07)
2007-3738 2007/09/16 (事故発生地) 愛知県	ガス給湯器（都市ガス用） 使用期間：約10年	食料品売り場に設置されたガス給湯器の排気フードから炎が出て、ダクト内の埃に着火した。 (被害なし)	10年以上の使用により、機器内部に埃等が付着したことからパイロットバーナーの炎が小さくなり、点火不良となったため、機器内に滞留したガスが爆発着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/11)
2006-3995 2006/08/22 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器（都市ガス用） 使用期間：約10年	ガス湯沸器に点火したところ出火して、湯沸器下部の一部が焼損し、男性が右手指に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ネジ接続をホースエンド用アダプターが手締め状態で十分な締め付けトルクがない状態であったことから、事故前に施工業者が行ったゴム管の取替作業あるいは取替後のゴム管の捻れ戻り等により、ねじが緩んだため、漏れたガスにこんろの点火火花が引火したものと推定されるが、アダプターの取り付けが不十分であった原因の特定はできなかった。	ガス販売業者は、施工業者にガスゴム管取替時の注意事項を周知し、業務機会を通じ、顧客にガス機器の異常を感知した場合の措置方法を周知し、ガス漏れ警報機の設置を促進する。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2927 2007/08/01 (事故発生地) 長崎県	ガス給湯器(都市ガス用) 使用期間：約1年10か月	ガス給湯器の水抜栓兼安全弁から熱湯が出て、手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	機器内圧が上昇した場合、水抜栓兼安全弁に、支障のないところに排水するための付属部品としてビニールホースを付けているが、ビニールホースが取り付けられていなかったため、安全弁から熱湯が出て、火傷をしたものと考えられるが、ビニールホースがどのような経緯で外れていたか不明である。 なお、機器内圧上昇の原因は、部品故障により水量とガス量を調節する軸の作動不良が生じたものである。	事故原因は不明であるため、措置はとれなかった。 なお、ホームページで本件の事例を紹介し、水抜栓兼安全弁に関する注意事項を掲示している。	製造事業者 (受付:2007/08/21)
2007-2995 2007/07/10 (事故発生地) 静岡県	ガス給湯器(都市ガス用) 使用期間：約4年4か月	ガス湯沸器の温度調節つまみを「水」の位置にして使用後、つまみを「湯」の位置にして使用したところ異常着火した。 (製品破損)	異常着火は再現しなかったが、電磁弁に微少の傷があったことから、一時的に異物が噛み込んでガス漏れが生じ、異常着火したものと推定されるが、異物が確認できず、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、製造時に異物が混入した可能性も否定できないことから、電磁弁メーカーに対して工程管理の徹底を指示した。	販売事業者 製造事業者 (受付:2007/08/24)
2007-3551 2007/08/24 (事故発生地) 宮城県	ガス給湯器(都市ガス用) 使用期間：不明	使用中のガス瞬間湯沸器の排気フード部付近から炎が出た。 (被害なし)	当該機器にガス漏洩はなく、点火、燃焼状態も正常であり、既に被害者が油受け皿、排気フード周辺の油脂と埃を清掃していたため、事故状況の確認ができず、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/09/25)
2007-3814 2007/09/30 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器(都市ガス用) 使用期間：不明	ガス給湯器の点火ボタンを数回押し、点火しようとしたところ、機器の左側から炎が見えた。 (被害なし)	当該機器にガスの漏洩や焼けた痕跡は確認されず、パイロットバーナーの点火操作を繰り返しても、機器内に滞留するガスはきわめて少ないことから爆発着火の可能性も低いことから、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/17)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2006-3971 2006/01/15 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器（都市ガス用、F E 式） S 1 3 S 7 型 (株)陽栄製作所 使用期間：約 2 2 年	ガス給湯器の不完全燃焼による一酸化炭素中毒で入院した。 (軽傷)	約 2 2 年の使用により、当該器内蔵の強制排気ファンが故障して廻らなくなり、不完全燃焼による排気が室内に溢れ出たため、一酸化炭素中毒になったものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2007-4669 2007/11/28 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器（都市ガス用、F E 式） 使用期間：約 7 年	ガス給湯器の前面カバーが焼けて、機器の一部が黒く変色した。 (製品破損)	家庭用の当該機器を飲食店の厨房で約 7 年使用していたため、給気フィルターとファンモータの羽根及びバーナー内の二次空気整流穴が油分で閉塞され燃焼バランスが悪くなり、バーナーケースの温度が上昇し、覗き窓の曇母が外れ、高温の燃焼排気ガスが漏れ出し、前面カバーが変色したものと推定される。 なお、工事説明書にはレンジやこんろの上に設置しない、取扱説明書には業務用のような使い方をしない旨を記載している。 (D1)	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/30)
2006-3952 2007/02/18 (事故発生地) 神奈川県	ガス給湯器（都市ガス用、F E 式） 使用期間：約 5 年	給湯栓を開いたところ、機器内に炎が見えた。 (被害なし)	調理場に設置されている給湯器の機器内に大量の食用油が付着したことから、ファン・熱交換器の詰まりによって燃焼異常、排気温度異常のエラーがリモコンに表示され、燃焼停止を繰り返していたにもかかわらず、被害者が電源リセットを行い使用していたため、漏れた未燃焼ガスを含む燃焼排ガスにバーナーの火が引火したものと推定される。 (E1)	修理訪問の際、注意喚起ラベルを貼り、機器使用の説明と改善の必要性を注意喚起する。 なお、工事書に「油脂が機器の空気吸入口に流入しないよう有効な措置をとってください」、取扱説明書に「定期点検のすすめ」等、記載している。	製造事業者 (受付:2007/03/22)
2006-2405 2006/12/03 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器（都市ガス用、F E 式） 使用期間：約 1 1 年	ガス給湯器から煙が出た。 (製品破損)	バーナー部の検圧口にあるガス漏出防止のネジが外れていたことから、検圧口から漏れたガスに老朽化したイグナイター（点火器）の配線からリークしていた検圧口付近の火花が引火し、機器内部を焼損したものと推定されるが、検圧口のネジが外れていた原因の特定はできなかった。 (G1)	ガス販売業者は、業務用顧客にガス機器の安全使用・日常管理について DM を発送し、業務機会を通じ、ガス機器の異状・ガス臭を感じた時の対処方法及び連絡方法をステッカーとパンフレットにより周知する。	国の行政機関 (受付:2006/12/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3969 2006/01/05 (事故発生地) 石川県	ガス給湯器(都市ガス用、FE式) 使用期間：不明	集合住宅の一室で、住人が入浴中に給湯器の排気筒の接続部が外れて、一酸化炭素中毒で病院に搬送された。 (軽傷)	当該器には口径の異なる2種類の排気筒が接続されているが、接続部のアルミ製テーブが剥がれ、ずれが生じていたことから、当該部から排気ガスが室内に充満し、一酸化炭素中毒になったものと推定されるが、ずれが生じた原因の特定はできなかった。 (G1)	ガス供給事業者は類似の給排気設備を有する物件に対し、調査を実施するとともに、ガス工業者に法律遵守を文書で通知し、消費者には給排気設備の安全使用のチラシを全戸に配布した。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2006-2183 2006/11/25 (事故発生地) 埼玉県	ガス給湯器(都市ガス用、RF式) GQ-1600WA (株)ノーリツ 使用期間：約22年	ガス給湯器内のバーナーと熱交換器付近から出火し、フロントカバーを焼損した。 (製品破損)	約22年間の使用により、すすの付着によって熱交換器フィン部が閉塞されたことから、バーナーの炎が熱交換器の胴板部を過熱したため、熱交換器の前面下部に穴が開き、フロントカバーを焼損したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2006/12/01)
2007-0342 2007/02/23 (事故発生地) 群馬県	ガス給湯器(都市ガス用、RF式) FH-1600VD パロマ工業(株) 使用期間：約18年	使用中の給湯器の排気口から炎が出た。 (製品破損)	約18年間の使用により、バーナー炎口部に燃焼生成物が堆積し、熱交換器フィン部にすすが詰まっていること、また、熱交換器部分の局部焼損があることから、未燃焼ガスが滞留し、溜まった未燃焼ガスにバーナーの火が引火し、排気口から炎が出たものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/18)
2006-3976 2006/02/16 (事故発生地) 長崎県	ガス給湯器(都市ガス用、RF式) 使用期間：不明	菓子製造の厨房で、ガス給湯器を使用中、従業員4人が一酸化炭素中毒で病院に搬送された。 (軽傷)	既存の強制排気式大型給湯器を撤去し、同じ場所に屋外式の当該器を設置したため、ファンの目詰まりにより不完全燃焼を起こした際に、通常は稼働させていた業務用排気フードを停止し、開けているドアも閉じていたため、排気ガスが室内に充満し、一酸化炭素中毒になったものと推定される。 (D1)	ガス販売会社は機器設置業者に対して、設置方法を厳重注意するとともに、使用されている業務用自然排気式大型給湯器の緊急自主点検を行った。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0223 2007/04/04 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器（都市ガス用、R F式） 使用期間：約19年	ガス給湯器付近の壁や天井が焼損した。 (拡大被害)	当該器に異常は認められず、機器に接続した排気エルボと排気トップの接続不良が壁内にあり、その箇所から排気漏れを起こし、当日の加熱により、炭化した木部が低温発火したものと推定される。 (D1)	施工業者が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/04/10)
2006-3467 2007/02/13 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器（都市ガス用、屋外壁掛式） G Q - 1 0 1 W (株)ノーリツ 使用期間：約18年10か月	ガス給湯器の熱交換器の燃焼室に穴があき、外壁を焼損した。 (拡大被害)	長期間の使用により、熱交換器のフィン上部にすず詰まりがみられることから、熱交換器後面部の空気が減少したため、胴板部が結露し、燃焼ガスと反応して生成された硫化物等により胴板が腐食し、漏れた熱によって焼損したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/20)
2006-3027 2006/12/18 (事故発生地) 神奈川県	ガス給湯器（都市ガス用、開放式） R N - 4 0 5 S D 東京瓦斯（株） 使用期間：約14年	湯沸器を使用中に、機器下部から火が出た。 (製品破損)	約14年の使用により器具栓（バルブロッド）のOリングのグリスが減少したところ、Oリングの内径が磨耗によって拡大したため、器具栓から漏れたガスにバーナーの火が引火し、出火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/26)
2007-4598 2007/11/22 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器（都市ガス用、開放式） R U S - 5 R X - 1（東京ガス：R N - 4 0 5 S D） リンナイ（株） 使用期間：約13年9か月	湯沸器の点火操作をしたが湯が出ないので確認したところ、機器内部が焼損していた。 (製品破損)	約13年の使用により器具栓（バルブロッド）に使用しているOリングのグリスが減少したことから、バルブロッドとの摩擦によってOリングの内径が磨耗したため、漏れたガスにバーナーの火が引火し、焼損したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当機種は、自主点検対象機種であり、点検時に当該部の漏れ検査の実施及び買替えの促進を行う。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/11/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1596 2007/05/12 (事故発生地) 東京都	ガス給湯器（都市ガス用、開放式） 使用期間：約8年	湯沸器を使用していたところ、湯沸器側面にあったタオルが発火して、タオルと換気扇のスイッチのひもが焼損し、指先に軽度の火傷を負った。 (軽傷)	被害者が、タオルを給気口に密着して掛けていたことから、点火した際、給気口に付着していた綿埃に着火し、タオルに燃え移ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/06/14)
2007-2932 2007/08/18 (事故発生地) 神奈川県	ガス給湯器（都市ガス用、開放式） 使用期間：約2年8か月	湯沸器の機器側面にある排気口から炎が出て、機器内部の配線の一部が焦げた。 (製品破損)	当該機器にガス漏洩はなく、機器内部に多量の油脂を含んだ埃があったことから、埃に点火時の炎が着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/08/21)
2007-1945 2007/06/05 (事故発生地) 福島県	ガス給湯器（都市ガス用、開放式） 使用期間：不明	ガス給湯器の接続部分からガスが漏れて出火し、機器の一部を焼損した。 (製品破損)	当該器をホームセンターで購入し、被害者自身で取り付けて使用しようとした際、ガスの接続にゴムホースを使用したため、ガスが漏れて出火したものと推定される。 なお、当該機の設置には法令に基づく資格が必要であったが、被害者は資格を有していなかった。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、ホームページにガス接続工事は、有資格者に依頼する旨、注意喚起を行う。	製造事業者 (受付:2007/06/21)
2007-3502 2007/09/18 (事故発生地) 愛知県	ガス給湯器（都市ガス用、開放式） 使用期間：約1年	ガス給湯器が着火せず、再度点火したところ、炎が上がって目と鼻の中に火傷を負い、髪の毛が焦げた。 (軽傷)	着火操作の繰り返しによって給湯器の内部にガスが溜まり、再点火時に爆発着火が生じたものと推定されるが、事故品の点火機能に異常はなく、事故の再現ができないことから原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因は不明であるため、措置はとれなかった。 なお、ホームページで爆発点火に係る注意喚起を実施する。	消費者 国の行政機関 (受付:2007/09/20)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2707 1996/02/19 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器（都市ガス用、暖房機能付） 44-881型（ブランド：大阪ガス） YG2000RG （株）ハーマンプロ 使用期間：約7年5か月	給湯暖房機を使用中に漏電ブレーカーが作動したので機器を確認したところ、煙が出て、暖房タンクと周辺ハーネスの一部が焼損していた。 (製品破損)	熱交換器内の結露によりフィン部に緑青が発生し、通気量が減少することにより不完全燃焼状態となり、発生した煤でフィン部が閉塞して通気量が更に減少したため熱交換器外胴部の温度が上昇し、熱応力が増加したこと、あるいは熱交換器外胴水管部の結露により外胴が腐食し、板厚が減肉したことにより、熱交換器の右側面下部にき裂が生じ、高温の排気ガスが噴出して樹脂製暖房タンクに着火したものと推定される。 (A1)	平成19年7月27日付けのホームページで告知し、販売及び修理データをもとに対象器の熱交換器と暖房タンクの間ステンレス鋼板の遮熱板及び温度ヒューズの追加作業を実施している。	製造事業者 (受付:2007/08/03)
2007-2708 1997/03/27 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器（都市ガス用、暖房機能付） 44-880型（ブランド：大阪ガス） YG2000R （株）ハーマンプロ 使用期間：約7年6か月	給湯暖房機を使用中に異臭がしたので機器内部を確認したところ、暖房タンクと周辺ハーネスの一部が焼損していた。 (製品破損)	熱交換器内の結露によりフィン部に緑青が発生し、通気量が減少することにより不完全燃焼状態となり、発生した煤でフィン部が閉塞して通気量が更に減少したため熱交換器外胴部の温度が上昇し、熱応力が増加したこと、あるいは熱交換器外胴水管部の結露により外胴が腐食し、板厚が減肉したことにより、熱交換器の右側面下部にき裂が生じ、高温の排気ガスが噴出して樹脂製暖房タンクに着火したものと推定される。 (A1)	平成19年7月27日付けのホームページで告知し、販売及び修理データをもとに対象器の熱交換器と暖房タンクの間ステンレス鋼板の遮熱板及び温度ヒューズの追加作業を実施している。	製造事業者 (受付:2007/08/03)
2007-2709 1997/09/30 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器（都市ガス用、暖房機能付） 44-880型（ブランド：大阪ガス） YG2000R （株）ハーマンプロ 使用期間：約8年6か月	ガス事業者が修理のため、給湯暖房機の機器内部を確認したところ、暖房タンクと周辺ハーネスの一部が焼損していた。 (製品破損)	熱交換器内の結露によりフィン部に緑青が発生し、通気量が減少することにより不完全燃焼状態となり、発生した煤でフィン部が閉塞して通気量が更に減少したため熱交換器外胴部の温度が上昇し、熱応力が増加したこと、あるいは熱交換器外胴水管部の結露により外胴が腐食し、板厚が減肉したことにより、熱交換器の右側面下部にき裂が生じ、高温の排気ガスが噴出して樹脂製暖房タンクに着火したものと推定される。 (A1)	平成19年7月27日付けのホームページで告知し、販売及び修理データをもとに対象器の熱交換器と暖房タンクの間ステンレス鋼板の遮熱板及び温度ヒューズの追加作業を実施している。	製造事業者 (受付:2007/08/03)
2007-2710 1998/12/27 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器（都市ガス用、暖房機能付） 44-881型（ブランド：大阪ガス） YG2000RG （株）ハーマンプロ 使用期間：約8年9か月	給湯暖房機から煙が出て、暖房タンクと周辺ハーネスの一部が焼損した。 (製品破損)	熱交換器内の結露によりフィン部に緑青が発生し、通気量が減少することにより不完全燃焼状態となり、発生した煤でフィン部が閉塞して通気量が更に減少したため熱交換器外胴部の温度が上昇し、熱応力が増加したこと、あるいは熱交換器外胴水管部の結露により外胴が腐食し、板厚が減肉したことにより、熱交換器の右側面下部にき裂が生じ、高温の排気ガスが噴出して樹脂製暖房タンクに着火したものと推定される。 (A1)	平成19年7月27日付けのホームページで告知し、販売及び修理データをもとに対象器の熱交換器と暖房タンクの間ステンレス鋼板の遮熱板及び温度ヒューズの追加作業を実施している。	製造事業者 (受付:2007/08/03)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2711 1999/04/23 (事故発生地) 京都府	ガス給湯器（都市ガス用、暖房機能付） 44-886型（ブランド：大阪ガス） YG2002RG （株）ハーマンプロ 使用期間：約7年2か月	ガス事業者が、修理のため給湯暖房機の機器内部を確認したところ、暖房タンクと周辺ハーネスの一部が焼損していた。	熱交換器内の結露によりフィン部に緑青が発生し、通気量が減少することにより不完全燃焼状態となり、発生した煤でフィン部が閉塞して通気量が更に減少したため熱交換器外胴部の温度が上昇し、熱応力が増加したこと、あるいは熱交換器外胴水管部の結露により外胴が腐食し、板厚が減肉したことにより、熱交換器の右側面下部にき裂が生じ、高温の排気ガスが噴出し樹脂製暖房タンクに着火したものと推定される。	平成19年7月27日付けのホームページで告知し、販売及び修理データをもとに対象器の熱交換器と暖房タンクの間ステンレス鋼板の遮熱板及び温度ヒューズの追加作業を実施している。	製造事業者 (受付:2007/08/03)
2007-2712 2005/02/28 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器（都市ガス用、暖房機能付） 44-881型（ブランド：大阪ガス） YG2000RG （株）ハーマンプロ 使用期間：約13年11か月	ガス事業者が、修理のため給湯暖房機の機器内部を確認したところ、暖房タンクと周辺ハーネスの一部が焼損していた。	長期間の使用により、熱交換器のフィン部が燃焼生成物で閉塞したために通気量が減少し、熱交換器外胴部の温度が上昇、あるいは熱交換器外胴内側の水管部の結露水による電解腐食により、熱交換器の右側面下部に亀裂が生じ、高温の排気ガスが暖房タンクに当たり、タンクの樹脂が溶融し着火したものと推定される。	平成19年7月27日付けのホームページで告知し、販売及び修理データをもとに対象器の熱交換器と暖房タンクの間ステンレス鋼板の遮熱板及び温度ヒューズの追加作業を実施している。	製造事業者 (受付:2007/08/03)
2007-0365 2007/04/09 (事故発生地) 千葉県	ガス給湯器付ふるがま GU-16R 松下電器産業（株） 使用期間：約17年	浴槽の水が抜けている状態で、ふるがまの追い焚き機能が勝手に作動して、追い焚き用のパイプ口とガス給湯器本体の排気口から発煙した。	追い焚き用リモコンの基板上で、スイッチと並列に組み込まれたコンデンサーの経年劣化による故障により、コンデンサーが短絡状態となり、追い焚きスイッチが「入」の状態と同じ状態になったために機器が動作したと推定される。	経年劣化による偶発的な故障であり、万一同様事象が発生しても安全装置が働き製品破損や拡大被害に至らないことから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/04/20)
2007-0501 2007/04/25 (事故発生地) 群馬県	ガス炊飯器（LPガス用） 使用期間：約1年4か月	炊飯中のガス炊飯器の内がまと外がまの間から出火して、炊飯器が焼損した。	当該器の内胴の側面と底板に付着物が認められたことから、付着物を分析した結果、材質がポリプロピレンであったことから、釜と内胴の間に樹脂製スプーン等を入れた状態で炊飯したことにより、過熱し着火したものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/05/07)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-2926 2007/07/15 (事故発生地) 北海道	ガス炊飯器（LPガス用） 使用期間：約1か月	ガス炊飯器が点火しなかったので、点火確認窓に顔を近づけて、再度点火したところ、点火窓から炎があふれ、眉毛と睫毛を焼いた。 (軽傷)	被害者が事故前の炊飯終了時、ガスコックより当該器を取り外して移動していたことから、使用開始時は、ホースの中のガスが希薄になっていたため、着火しにくくなっており、また、点火操作時に点火確認窓に顔を近づけたため、眉毛と睫毛を火傷したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、ホームページ及び取扱説明書において、炎で顔に火傷のおそれがあるため、炊飯器の点火操作をするときは点火確認窓に目を近づけないように注意事項を記載している。	製造事業者 (受付:2007/08/21)
2007-4281 2007/09/28 (事故発生地) 新潟県	ガス炊飯器（LPガス用） 使用期間：約5年	炊飯器のガスコード継手部分から火が出た。 (製品破損)	当該機器にガス漏れは認められず、本体内部に焼損はないことから、ガスコードの差し込みが不充分であったか、接続部に異物が付着していたため漏れたガスに、隣接設置されていたガスこんろの火が引火したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/11/08)
2006-0983 2006/07/22 (事故発生地) 埼玉県	ガス栓 FC-2L (株)桂精機製作所 使用期間：約3年1か月	家人がガスふろがまに着火しようとしたが着火せず、間において着火したところ爆発し、火傷を負った。 (軽傷)	当該品は耐水・耐油性のないガス栓であり、取扱説明書もしくは注意下げ札等で注意喚起はされていたが、ガス栓本体にその旨を知らせる刻印等がないため、作業現場において、注意表示等を外してしまうと他の耐水・耐油性のあるガス栓と見分けがつかなくなり、設置業者が浴室に設置してしまったことから、ハンドルの隙間から浸入した水によって内部部品が浸食され、腐食がおき、パッキンゴムと栓上部の気密性が弱くなり、ガス漏れしたものと推定される。 (A4)	製造業者は、平成18年8月26日付の新聞およびホームページに社告を掲載し、水・油のかかる場所に設置している対象品を耐湿性のある製品に交換を行っている。	国の行政機関 (受付:2006/08/03)
2006-3329 2007/01/28 (事故発生地) 埼玉県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：約18年	ふろがまに着火したところ、末端ガス栓から火が吹き出し、家人が顔に火傷を負い、ふろ場の天井の塗料がはがれた。 (軽傷)	販売事業者がふろがま及びフレキシブルホース交換工事終了後に、気密性が不十分であったにもかかわらず、気密試験を行わなかったため、ふろがま点火時に末端ガス栓から漏れたガスにふろがまの火が引火し、爆発したものと推定される。 (D1)	ガス販売業者は、ヒューズコックの老朽化がある設備の改善及び器具の屋外設置化を推進することとした。	国の行政機関 (受付:2007/02/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2007-2007 2007/06/20 (事故発生地) 北海道	ガス栓（LPガス用） 使用期間：約1年11か月	湯沸器に接続されている可とう管の コック本体とつまみの隙間からガスが 漏れ出した。 (被害なし)	当該ガス栓に継手を過度の力でねじ込んだことによ り、本体が変形したため、隙間からガスが漏れたもの と推定される。 (D1)	設置業者に「LPガス用フレキガス栓取扱説明 書」の取り付け手順の内容を確認させた。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/06/27)
2007-3051 2007/08/20 (事故発生地) 愛媛県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：不明	浴室内に設置していたLPガス用フ レキガス栓からガスが漏れ、家人が気 分が悪くなって病院に搬送された。 (製品破損)	本来、水や油のかかる恐れのある場所に設置すべ くないガス栓を浴室に設置したことから、ハンドルの 隙間から浸入した水によって内部部品が浸食され、腐 食がおき、パッキンゴムと栓上部の気密性が弱くなり 、ガス漏れしたものと推定される。 (D1)	製品に問題はなく業者の設置不良による事故で あるが、事故の再発防止に努めるため製造業者は 自発的に平成18年8月26日付の新聞及びホー ムページに社告を掲載し、水・油のかかる場所に 設置している対象品を耐湿性のある製品に交換を 行っている。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/08/28)
2006-3988 2006/05/28 (事故発生地) 神奈川県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：不明	2口用ヒューズガス栓から漏洩した ガスにこんろの火が引火し、ガス栓の つまみ部分が溶解した。 (拡大被害)	被害者がゴムキャップではなくプラスチックキャ ップを取り付けていた未使用のガス栓を開放したため、 ガスが止まらず、漏洩したガスにこんろの火が引火し たものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)
2006-3668 2007/02/23 (事故発生地) 北海道	ガス栓（LPガス用） 使用期間：約2年10か月	こんろを点火したら、引火してガス コックから出火、台所の壁を焼いた。 (拡大被害)	当該ガス栓は過流出安全機構（ヒューズ機構）が備 えられていたが、入居者がガスこんろを設置する際、 ゴムキャップが付いている口にガスホースを接続し、 未接続栓にはホースエンドのゴミよけ用のプラスチ ック製キャップしか付けていなかったことから、こんろ を使用するのに、未接続のガス栓を誤って開放してし まった際、安全機構が作動せずキャップの隙間からガ スが漏洩し、その後点火したこんろの火が引火したも のと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-4004 2007/03/14 (事故発生地) 秋田県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：不明	ガスこんろを使用中、ガスが漏れて爆発し、1人が軽傷を負った。 (軽傷)	被害者が誤って器具に接続していないガス栓を開いたため、漏れたガスに別のこんろの火が引火したものと推定される。 なお、ガス栓は過流出防止機構付きであったが、漏れ量が微量であったため作動しなかった。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)
2007-0187 2007/04/01 (事故発生地) 福島県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：約2年	飲食店で、ガス栓を開栓したところ小爆発が起こり、従業員が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	未使用こんろから低圧ホースを外して、ゴムキャップを取り付けないまま放置していたが、被害者が使用中のこんろのガス栓と間違えて開いたため、ガスが漏洩し、滞留していたガスにこんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/04/10)
2007-0502 2007/04/25 (事故発生地) 栃木県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：不明	飲食店で、ガス栓から漏れたガスに引火して、1人が顔に火傷を負った。 (軽傷)	3ヶ所あるガス栓のうち、ガス機器に接続されず、プラグ止めもしていなかったガス栓を、従業員が誤開放し、近くのこんろを点火したため、漏洩していたガスに引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/05/07)
2007-1006 2007/05/17 (事故発生地) 沖縄県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：不明	飲食店の厨房で、漏れたガスに引火し、作業員が火傷を負った。 (軽傷)	ガス販売事業者がトーチバーナーを使用した油落とし整備の作業中、足下が滑りやすかったために作業員が無意識のうちに誤ってガス栓に接触して開き、その際、トーチバーナーの炎が漏洩したガスに引火したため、作業員が火傷を負ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意による事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/05/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3360 2007/09/02 (事故発生地) 岐阜県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：約23年	ガス漏れ警報機がなり、ガスこんろから火が出た。 (製品破損)	ガス栓（2口）のつまみ部分が熱変形し、栓内部のポリアセタール樹脂が熱溶融していたことから、グリル排煙口とその直近にあったガス栓の上にフライパン等を被せるように置いた状態で、グリルを長時間使用したことにより、燃焼排ガスがガス栓周辺に集中し、樹脂の溶融温度を上回り、溶融した箇所からガスが漏洩し、こんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/09/11)
2006-3674 2007/02/28 (事故発生地) 岡山県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：不明	改装工事中の店舗で、ガス栓からガスが漏洩して、工具の火花が引火し、店舗内の廃材などが焼損した。 (拡大被害)	店舗改装工事の際、末端ガス栓がわずかに開いて、ガスが漏れているにもかかわらず、工業者がサンダーを使用したため、火花が引火し、廃材等が焼損したものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/06)
2006-0982 2006/07/24 (事故発生地) 京都府	ガス栓（LPガス用） 使用期間：不明	留守宅で、ガス漏えい警報器が鳴り、業者が閉栓した。 (被害なし)	ガス栓が半開きになっていたためガスが漏れたものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/08/03)
2007-0111 2007/03/21 (事故発生地) 広島県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：約7か月	飲食店で、掘ごたつ式テーブルの下のガス栓とガスホースが外れて、漏れたガスに引火して爆発し、客3人が両手などに火傷を負った。 (軽傷)	ガス栓と燃焼器具を繋ぐゴムホース用ソケットが外れていたため、従業員が接続し直したところ、ゴムホースソケットとゴムホースとの間、もしくはガス栓との接続部から、ガス栓のヒューズ機構が作動しない程度にガス漏洩があったため、漏れたガスにこんろの火が引火して爆発したものと推定されるが、ガスが漏れた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/04/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0301 2007/04/07 (事故発生地) 茨城県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：不明	木造平屋住宅で爆発があり、窓やドアのガラスが割れ、家人1人が顔や左手、気道などに重度の火傷を負った。 (重傷)	ガス供給設備から消費設備までの配管に漏洩はなく、未使用ガス栓からの漏洩と推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/04/17)	国の行政機関
2007-3269 2007/08/17 (事故発生地) 愛知県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：約20年	ガスこんろを使用中、ガス栓付近から炎が立ち上がり、換気扇のフィルターを焦がした。 (拡大被害)	ガスホースとガス栓はホースバンドで接続されていたが、緩みはなく、ガス栓からのガス漏れもなく、ヒューズの作動性能に異常もないことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/09/05)	国の行政機関 製造事業者
2007-3772 2007/09/25 (事故発生地) 秋田県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：不明	ガスこんろに点火しようとした際、誤って未使用側のガス栓を開いて点火したところ、漏洩したガスに着火し、壁を焦がした。 (拡大被害)	2口ガス栓の一方にガスこんろを接続し使用しており、もう一方の未使用側ガス栓にはゴムキャップをし、ホースバンドで止めていたが、事故発生時ゴムキャップが外れかかっていたため、未使用ガス栓を誤って開いた際に漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定されるが、ゴムキャップが外れた原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/10/15)	製造事業者
2007-1355 2006/06/21 (事故発生地) 新潟県	ガス栓（都市ガス用） 検査孔付UIねじガス栓 G331SP2 光陽産業（株） 使用期間：約4年	ガス栓を開いたところ、つまみなどが外れ、ガスが漏れた。 (製品破損)	ガス栓のつまみを固定するネジの締め付けが弱かったため、つまみの片側を強く持ち上げた状態で開閉操作を頻繁に行った場合、ネジが緩み、通常の90度を越えた開閉操作を行った際に、つまみ等が外れ、ガスが漏れたものと推定される。 (A2)	平成19年4月26日付けでプレスリリースを行い、ガス販売業者が点検を行っている。 (受付:2007/06/01)	製造事業者

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2006-3970 2006/01/09 (事故発生地) 東京都	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：不明	ガスこんろを交換するためにガス管をはずしたところ、ガス栓付近からガスが漏れ着火しガス栓、キャビネットの一部を焼損した。 (拡大被害)	被害者がガスこんろ交換の際、ガス栓を閉止できず、ペンチでプラスチックのつまみを回したところ、つまみが破損したため、開の状態でごム管を取り外し交換作業したことから、その間漏れたガスに、こんろの点火火花が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2006-3983 2006/05/01 (事故発生地) 石川県	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：不明	こんろが点火しないため、2口ガス栓の片方を開き点火したところ、漏れたガスに引火し、ガスホースと換気扇フィルターの一部を焼損した。 (拡大被害)	ガス栓に接続していたガス炊飯器を取り外した後、ガス栓にガスホースを取り付けたまま末端側にアルミ箔を巻付け処理をし、こんろ下側に放置してあったため、当該ガス栓を誤って開いた際にヒューズ機能が働かずガスが漏れ、こんろを点火した際引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2006-3990 2006/07/04 (事故発生地) 静岡県	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：不明	集合住宅で警報機が鳴り、ガス臭がしたため、住民が避難した。 (被害なし)	被害者が、ガス栓を誤操作し半開状態になったため、ガスが流出したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)
2007-3685 2007/09/24 (事故発生地) 東京都	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：不明	使用中のガスこんろ付近から出火して、台所の窓ガラス、換気扇、ガスこんろ用ソフトコードの一部が焼損し、こんろ周辺の化粧板の一部が汚損した。 (製品破損)	被害者がガスこんろを使用中に、未使用のガス栓を解放したため、漏れたガスにこんろの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 なお、当該品には過流出防止機構（バネ式）が付いていたものの、接続口にゴムホースが取り付けられていたため、微量な漏れとなって安全機能が作動しない状況になっていた。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-0082 2005/08/16 (事故発生地) 東京都	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：約3年3か月	こんろを使用した際、キャビネット内でガスが着火し、ガス栓と内管の一部が焼損した。 (拡大被害)	引き出し付きキャビネットの奥にパージ孔付きガス栓（ULねじガス栓）が設置されていたところ、引き出しの開閉にともなって引き出しの中に入れていた収納物がガス栓に繰り返し接触したことから、パージ孔のビスがはずれ、かつガス栓つまみが動いたため、パージ孔から漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定される。 (F1)	ガス販売会社は平成18年2月27日付のホームページにお願いを掲載するとともに、対象顧客にDMを郵送した上、点検作業を行っている。	公益事業者 (受付:2006/04/07)
2006-0083 2006/01/29 (事故発生地) 神奈川県	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：約3年6か月	こんろを使用した際、キャビネット内でガスが着火し、ガス栓とキャビネットの一部が焼損、家人が顔・両腕に火傷を負った。 (軽傷)	引き出し付きキャビネットの奥にパージ孔付きガス栓（ULねじガス栓）が設置されていたところ、引き出しの開閉にともなって引き出しの中に入れていた収納物がガス栓に繰り返し接触したことから、パージ孔のビスがはずれ、かつガス栓つまみが動いたため、パージ孔から漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定される。 (F1)	ガス販売会社は平成18年2月27日付のホームページにお願いを掲載するとともに、対象顧客にDMを郵送した上、点検作業を行っている。	公益事業者 (受付:2006/04/07)
2006-4002 2006/12/31 (事故発生地) 長崎県	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：不明	IHこんろで調理中に、ガス栓付近からガスが漏れ、爆発が起こり、家人1人が顔に火傷を負った。 (軽傷)	ガス栓を確認したところ、ガス漏れはなく他の異状も認められなかったことから、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)
2007-1004 2007/05/16 (事故発生地) 千葉県	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：約8年	ガス栓のキャップが外れ、漏れたガスにこんろの火が着火し、ガス栓とフレキ管の一部が焼損した。 (製品破損)	ガス栓の空気抜き孔のふたが外れ、更につまみがキャビネット内のなべ等に押され半開になったため、ガスが漏れ、ガステーブルの火が着火したものと推定されるが、空気抜き孔のふたが外れた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/05/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-0456 2006/05/10 (事故発生地) 岡山県	ガス湯沸器（LPガス用、開放式） PH-508B パロマ工業（株） 使用期間：約4年	点火スイッチを押し込んだところ、付近から出火したため、すぐにガス栓を閉めて消火した。 (製品破損)	点火スイッチ付近からの出火は、ガスガバナーのパイロットバーナー用開閉弁操作ロッド貫通部からのガス漏れにより発生したものである。ガス漏れは当該部に使用されている気密保持用Oリングの不良によるものと思われ、その原因は、製造時にOリングのグリス塗布量が少なかつたため、摩耗によりOリングが変形したものと推定される。 (A2)	Oリングに加えスピンドル側へもグリスを塗布し、グリス量を増すようグリス塗布工程を改善した。 (受付:2006/05/22)	消防機関 (受付:2006/05/22)
2006-3021 2006/11/27 (事故発生地) 神奈川県	ガス湯沸器（都市ガス用） RUS-5AV リンナイ（株） 使用期間：約14年	湯沸器の消火ボタンを押したが消火せず、機器内に火が見えた。 (製品破損)	約14年の使用により器具栓（バルブロッド）のOリングのグリスが減少したため、Oリングの内径が磨耗によって拡大し、器具栓から漏れたガスにバーナーの火が引火したものと推定される。 (C1)	今後、修理時に買い替えのお願いを徹底することとした。 (受付:2007/01/26)	国の行政機関 (受付:2007/01/26)
2007-2856 2007/08/10 (事故発生地) 静岡県	ガス配管（LPガス用） 使用期間：不明	スーパーの駐車場で、露店内の鉄板付近から火が燃え上がり、女性客が顔や腕に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろ（屋台用）の鋳鉄製配管部に長期間の使用により、約5ミリ径の腐食孔が開いていたにもかかわらず、孔の部分にアルミホイルを巻いただけの応急処置で、ガスこんろの使用を続けたため、腐食孔から漏れたガスにこんろの火が引火して燃え上がったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/08/14)	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/14)
2006-4001 2006/11/09 (事故発生地) 東京都	ガス用ゴム管 不明 不明 使用期間：約20年	浴室で「パチパチ」と音がしてふるバーナー付近から炎が上がり、ふるバーナーとガス栓を繋いでいるゴム管やふるバーナー、シャンブー台の一部を焼損した。 (拡大被害)	ふるバーナーに接続されていた青ゴム管が約20年の使用により老朽化し、ガスが漏れ、バーナーの火が引火し、ゴム管等を焼損させたものと推定される。 (C1)	ガス販売業者は、業務機会を通じ、長期間使用し老朽化した青ゴム管及び旧式ガス栓の取替え促進を実施する。 (受付:2007/03/26)	国の行政機関 (受付:2007/03/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-0956 2007/05/04 (事故発生地) 千葉県	ガス用ゴム管（LPガス用） 使用期間：約10年	ガスコンロを使用中、ゴム管から漏洩したガスに引火し、ホースの一部を焼損した。 (拡大被害)	ガスコンロに接続しているゴム管の一部が、コンロの側面に密着した状態で使用されていたため、加熱によりゴム管が焦げ、焦げて損傷した部分からガスが漏洩し、コンロの直火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/05/23)
2007-0954 2007/04/30 (事故発生地) 千葉県	ガス用ゴム管（LPガス用） 使用期間：約1年1か月	ガス炊飯器を使用中、ホース接続部から漏洩したガスに炊飯器の直火が引火し、炊飯器が損傷した。 (拡大被害)	炊飯器に接続されているゴム管の炊飯器側末端部に縦方向の亀裂が認められたことから、当該部分からガス漏れし、炊飯器の火が引火したものと推定されるが、亀裂はゴム管を1年前に新品と交換した際、もしくはそれ以前に末端部にできた小さな裂傷が徐々に進行したと考えられるものの、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/05/23)
2006-2132 2006/11/07 (事故発生地) 広島県	ガス用ゴム管（LPガス用） 使用期間：不明	居間のガラストープに点火後、爆発し、ガラス4枚を破損、じゅうたんを焼損した。 (拡大被害)	ガス販売事業者が事故直後、ガラストープとガス栓を繋いでいるゴム管の接続部にひび割れを確認していることから、ゴムが劣化してできたひび割れから漏れたガスにストーブの火が引火して、爆発したものと推定されるが、事故品を被害者が廃棄したため、調査できなかった。 (G2)	事故品は廃棄されたことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/11/28)
2006-3791 2007/03/01 (事故発生地) 福岡県	ガス用ゴム管（LPガス用、迅速継手付） 使用期間：1回	事故当日に取り付けられたガスコンロに点火した際、一瞬爆発し、キャビネット内の一部が焼損した。 (拡大被害)	ガス販売業者がガスコンロ（ビルトイン型）の設置を頼まれ工事した際、接続管（低圧ホース）の機器側の締め付けが不良であったため、キャビネット内に漏れたガスにコンロの火が引火したものと推定される。 (D1)	ガス販売業者は機器設置後の漏洩試験（気密試験）を確実に実施することとした。	国の行政機関 (受付:2007/03/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0936 2007/04/04 (事故発生地) 静岡県	ガス用ゴム管（LPガス用、迅速継手付） 使用期間：約3年	ガスホースのガス機器接続側継ぎ手のパッキンが破損し、ガスが漏れた。 (製品破損)	機器側継ぎ手内のパッキン（ガス機器プラグとのシール部品）のシール部が破断し、継ぎ手内にはパッキン固定側のみが残っており、パッキンの引っ張り試験でもシール部の破断は再現せず、通常の使用ではパッキンの引っ張り力がかからないことから、外力により破断したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/22)
2006-3010 2007/01/02 (事故発生地) 東京都	ガス用ゴム管（都市ガス用） 不明 (株)ブリヂストン 使用期間：約28年	ガスこんろでお湯を沸かしていたところ、ガス栓付近から出火し、ゴム管が焦げた。 (製品破損)	約28年間使用されていたガスこんろに接続されたゴムホースに亀裂が生じ、漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定される。	現行品の取扱説明書に推奨交換年数を記載することとした。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/01/25)
2006-3318 2007/02/10 (事故発生地) 京都府	ガス用ゴム管（都市ガス用） 使用期間：不明	木造2階建て住宅の2階寝室で使用中のガスファンヒーター付近から出火して、2階部分約23平方メートルを焼き、家人1人が重傷の火傷を負い、1人が軽傷の火傷を負った。 (重傷)	ガスファンヒーターに迅速継手を使用せず、ガス用ゴム管を直接接続したため、ヒーターを移動して使用しているうちに接続部が徐々に外れ、ガスが漏洩していたところにタイマーの電気火花が引火したものと推定される。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製品評価技術基盤機構 国の行政機関 (受付:2007/02/13)
2006-3994 2006/08/08 (事故発生地) 東京都	ガス用ゴム管（都市ガス用） 使用期間：約30年	ガスこんろのゴム管に火がつき、こんろ台などを焼損した。 (拡大被害)	ガス栓とガスこんろの接続に、約30年経過した絹巻ラセン管を使用し、事故発生前のガス設備安全点検の際、改善を周知されていたにもかかわらず使用を続けたため、絹巻ラセン管のき裂よりガスが漏れ、こんろの火が引火したものと推定される。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2412 2006/12/06 (事故発生地) 群馬県	ガス用ゴム管(都市ガス用) 使用期間：約11年	炊飯器を使用中、ガス用ゴム管に火がついた。 (製品破損)	炊飯器に接続されているゴムホースの抜け止めバンドの位置にき裂が認められることから、炊飯器の出し入れで過度の曲げが繰り返されたため、抜け止めバンドの角部によってき裂が生じ、漏れたガスに炊飯器の火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	ガス販売事業者は、消費者との接点業務機会において、ゴム管のひび割れ、変色は交換すること及びきつく曲げたり、ねじらない等の「使用上の注意」に記載されている内容を周知することとした。	国の行政機関 (受付:2006/12/15)
2006-3997 2006/09/12 (事故発生地) 埼玉県	ガス用ゴム管(都市ガス用) 使用期間：約2年	ガスこんろを使用中、ガス用ゴム管に着火し、ゴム管の一部を焼損した。 (製品破損)	ガスこんろの天板にゴムホースが密着した状態で使用していたことから、バーナーの熱によりゴムホースが焼損したため、亀裂が発生し、漏れたガスにこんろの火が引火して、出火に至ったものと推定される。 (E2)	ガス販売業者は、業務機会を通じ、ガス機器及び接続具の安全な使用方法を周知する。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)
2006-1536 2006/09/28 (事故発生地) 三重県	ガス用ゴム管(都市ガス用) 使用期間：不明	ガスこんろを使用中、こんろ背面と壁のすき間にあるゴム管周辺から出火し、こんろなどが焼損した。 (拡大被害)	ガスこんろの下に長尺のゴム管を這わせた状態で調理を繰り返したため、ゴム管が焦げて漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定されるが、設置者が不明であるため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/10/05)
2006-3993 2006/08/05 (事故発生地) 東京都	ガス用ゴム管(都市ガス用) 使用期間：不明	集合住宅の一室でガス炊飯器から発火し、炊飯器とガス用ゴム管を焼損した。 (拡大被害)	炊飯器に接続していたガス用ゴム管に穴が開きガスが漏れ、炊飯器使用中に引火したものと推定されるが、ガス用ゴム管に穴が開いた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0160 2007/04/03 (事故発生地) 岐阜県	ガス用ゴム管(都市ガス用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約50平方メートルを全焼し、家人が足に火傷を負い、消火に協力した隣人が指に切り傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろに接続されたガス用ゴム管からガス漏れが生じ、漏れたガスにこんろの火が引火し火災に至ったものと考えられるが、焼損が著しく、ゴム管のどの部分でガス漏れが生じたか等不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/06)
2007-0440 2007/04/18 (事故発生地) 京都府	ガス用ゴム管(都市ガス用) 使用期間：約16年	湯沸器に接続したゴム管のき裂部から漏れたガスに、使用中のガスこんろの火が引火し、湯沸器接続ゴム管とこんろ接続ゴム管の一部を焼損した。 (拡大被害)	湯沸器接続ゴム管が、ガス栓との接続部で約90度に曲げられ、その直下にグリルの排熱口があることから、局所的な曲げと熱によるガス管の劣化が重なり、ゴム管にき裂が生じ、漏れたガスにこんろの火が引火したものと推定されるが、設置の際の状況が不明のため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 製造事業者 製造事業者 (受付:2007/04/25)
2006-3328 2007/01/28 (事故発生地) 東京都	ガス用ゴム管(都市ガス用、迅速継手付) 使用期間：不明	使用中の卓上こんろからガスが漏れ、引火してソケットの一部が焼損した。 (製品破損)	ガス栓と卓上こんろを接続しているガスホースを迅速継手で繋いでいたが、ガス栓に接続したホースにガス漏れ防止弁のないソケットを取り付けていたため、被害者がガス栓を開放したままこんろ継手部を外した際、弁の無いソケットからガスが漏洩し、こんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/02/13)
2006-1263 2006/08/21 (事故発生地) 長野県	ガス用配管(LPガス用) 使用期間：約2か月	壁と壁の間のフレキシブル配管に穴が開き、ガスが漏れて家人1人が倒れ、病院に搬送された。 (軽傷)	ガス容器から和室への配管系統及び和室のガスコンセントと配管の継ぎ目部分に微量の漏洩が確認されたことから、施工した暖房用配管に問題があったものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	国の行政機関 (受付:2006/09/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3128 2007/01/19 (事故発生地) 千葉県	ガス用配管(L P ガス用) 使用期間：不明	床下の配管から漏洩したガスが爆発し、シャッターとガラス扉の一部を破損して、1人が軽傷を負った。 (軽傷)	こんろに接続していた金属フレキ管の上部こんろ側接続部分からガスが漏れ、漏れたガスがカウンターと床及び壁の隙間から居間の床下に流れ込み、電気冷蔵庫のサーモスタットの火花で着火し、爆発したものと推定されるが、ガスが漏れた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/01/31)	国の行政機関
2007-0263 2007/04/09 (事故発生地) 愛媛県	ガス漏れ警報器 使用期間：約5年	木造平屋住宅から出火し、約40平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	L P ガス警報器の電源コードを「折りたたんで束ねた」付近からの出火とみているが、焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/04/13)	製品評価技術基盤機構
2006-3568 2007/02/12 (事故発生地) 鹿児島県	カセットこんろ GL - C A 3 5 象印マホービン(株) 使用期間：約5か月	カセットこんろを片付ける際に、片手でこんろ下側をつかんだところ、指を切った。 (軽傷)	当該品のカセットボンベ収納部底部に開いている穴の一部に、製造工程において、バリを取り忘れた箇所があり、使用者が当該品を片づける際、当該箇所指を添えてしまったため、指を切ったものと推定される。 (A3)	在庫品8,635台について検査を行ったところ同様の問題は無く、また、過去に同様の事故が無いことから、単品不良とみられる事故であるが、再発防止のため、生産金型を改良し、当該品底部のバリが発生する可能性のある箇所の穴を塞ぐこととした。 (受付:2007/02/27)	消費者センター
2007-1895 2006/12/09 (事故発生地) 愛知県	カセットこんろ S - 2 3 (k) 東邦金属工業(株) 使用期間：約2回	10年以上前の古い物で、今まで使用したことがなかったカセットこんろに、ガスボンベをセットして点火したところ、ガスボンベの受け口付近から炎が出た。 (製品破損)	器具栓の底板にひび割れがあることから、カセットこんろの下面に滞留したガスにバーナーの火が引火し、炎が出たものと推定される。底板のひび割れの原因は、製造工程で材料である亜鉛合金ダイカストに不純物である鉛が多く混入したものがあったため、鉛が結晶界に析出し結晶界が腐食しやすくなり、粒界腐食が起こったためひび割れが生じたものと考えられる。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみられる事故であることから、特に措置はとらなかった。 なお、当該器具栓は1998年9月まで使用していた海外製品であり、後継機種については日本製を使用し、品質管理を徹底した。 (受付:2007/06/19)	消防機関

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2556 2006/12/23 (事故発生地) 大阪府	カセットこんろ 使用期間：不明	カセットこんろのガスボンベが爆発して、8人が顔や手足に火傷を負い、うち1人が入院した。 (軽傷)	被害者が、2台のカセットこんろを並べて牡蠣を焼いていたところ、五徳を外し金網をじかに置いたため、カセットこんろ用ボンベの1本が過熱され、爆発したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/25)
2007-1386 2007/06/01 (事故発生地) 山梨県	カセットこんろ 使用期間：不明	中学校のレクリエーションでバーベキューを行っていたところ、肉や野菜をいためるために使用していたカセットこんろのガスボンベが突然破裂し、火にかけていたフライパンやこんろの破片が飛び散って、生徒2名が負傷した。 (軽傷)	事故品の五徳部分は、収納式となっており、五徳を収納状態のままフライパンを使用したため、こんろとフライパン底部の全面がほぼ接触状態のまま加熱され、こんろ全体が過熱状態となった結果、ボンベが破裂したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/05)
2007-3377 2007/09/09 (事故発生地) 島根県	カセットこんろ 使用期間：不明	住宅の台所でカセットこんろのガスボンベが爆発し、家人1人が顔面と両手に、2人が右手、左手と右ひざにそれぞれ火傷を負った。 (軽傷)	押しボタン点火式のガスこんろの上にカセットこんろを置いて調理していたところ、誤ってガスこんろを点火したため、カセットこんろが加熱され、ガスボンベが爆発したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/12)
2006-2425 2006/12/14 (事故発生地) 青森県	カセットこんろ 使用期間：不明	木造平屋住宅の台所付近から出火し、居間兼台所約20平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	カセットこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/18)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2780 2007/01/03 (事故発生地) 神奈川県	カセットこんろ 使用期間：不明	プレハブ小屋から出火して、小屋約20平方メートルを全焼し、隣接する市営住宅の居間など約20平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	家人がカセットこんろを使用中、眠り込み、火がごみなどに燃え移ったと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/15)
2006-3287 2007/02/05 (事故発生地) 山梨県	カセットこんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	カセットこんろで調理中に眠り込んでしまったため、周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/08)
2007-3285 2007/08/30 (事故発生地) 奈良県	カセットこんろ 使用期間：不明	住宅の台所でカセットこんろ付近から出火し、消火の際、住人1人が全身火傷の重傷を負った。 (重傷)	カセットこんろに鍋をかけたまま就寝したため、鍋が過熱し、周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/06)
2007-4157 2007/10/27 (事故発生地) 鹿児島県	カセットこんろ 使用期間：不明	鉄筋5階建て集合住宅の一室の台所から出火した。 (拡大被害)	カセットこんろに天ぷら鍋をかけたまま放置したため、鍋の油が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/30)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1929 2006/11/09 (事故発生地) 群馬県	カセットこんろ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約80平方メートルを全焼し、家人が両腕や頭部に火傷を負った。 (軽傷)	カセットこんろに指定外のカセットボンベを使用したため、接合部から漏れたガスに引火し出火に至ったものと推定されるが、焼損が激しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/13)
2007-0453 2007/04/09 (事故発生地) 愛知県	カセットこんろ 使用期間：不明	木造平屋の物置で、携帯用ガスこんろを使って調理中にガス容器が爆発し、火が物置に燃え移り、同建物約40平方メートルを全焼、家人が手や顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	カセットこんろのガス容器のカバーをしないまま、直径の大きなフライパンを用い調理したため、鍋の輻射熱でガス容器が過熱されて爆発した、又はガス容器から火が噴いているところを被害者が見ていることから、ガス容器装着部でのガス漏れによる爆発が可能性として考えられるが、焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/26)
2006-3654 2007/02/27 (事故発生地) 兵庫県	カセットこんろ用ガスボンベ 使用期間：不明	雑居ビルの飲食店で、カセットこんろ用ガスボンベが破裂して、店のガラスが割れ、通行人2人と従業員3人の計5人が軽いけがをした。 (軽傷)	従業員が、魚を焼いているにもかかわらず、魚焼きロースターの上にガスボンベを置いたため、過熱され、爆発したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/05)
2006-0467 2006/05/21 (事故発生地) 北海道	カセットこんろ用ガスボンベ 使用期間：不明	集合住宅1階の一室で爆発があり、女性2人が火傷などの軽傷を負った。 (軽傷)	ガスこんろのグリルを使用中に、こんろの近くに置いてあった3～4本のカセットこんろ用ガスボンベが過熱され、爆発したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 製品評価技術基盤機構 (受付:2006/05/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2399 2006/12/11 (事故発生地) 京都府	カセットこんろ用ガス ボンベ 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、1、 2階の計20平方メートルと隣家の一 部を焼いた。 (拡大被害)	カセットこんろ用ガスボンベを廃棄するために屋外 で穴を開けていたが、残量が多かったボンベから噴出 したガスに、近くで開いていた台所のドア付近にあっ たガストーブの火が引火し、火災に至ったものと推 定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/12/15)
2006-2772 2007/01/09 (事故発生地) 東京都	カセットこんろ用ガス ボンベ 使用期間：不 明	雑居ビルの飲食店でカセットこんろ 用ガスボンベが爆発して、出入り口の ガラスが割れ、店長がのどに重傷の火 傷を負ったほか、客と従業員4人も軽 い火傷を負った。 (重傷)	ガスこんろの近くに置いていたカセットこんろ用ガ スボンベが、こんろの輻射熱で過熱し、破裂したもの と推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/01/12)
2006-3380 2007/02/11 (事故発生地) 東京都	カセットこんろ用ガス ボンベ 使用期間：不 明	複合ビルの飲食店で、カセットこん ろ用ガスボンベからガスを抜く作業中 に爆発し、カセットこんろが破損して 、店のガラスが割れたほか、店内のプ ラスチックケースなどが燃え、店員2 人が火傷を負い、隣の従業員も煙を吸 い病院に搬送された。 (軽傷)	カセットこんろ用ガスボンベからガスを抜く作業中 に、ガスを抜き終わったボンベを放り投げたため、ボ ンベがコンクリート床に当たった際に出た火花が店内 に充満したガスに引火し、火災に至ったと推定される 。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/14)
2007-2920 2007/08/17 (事故発生地) 愛媛県	カセットこんろ用ガス ボンベ 使用期間：不 明	雑居ビルの飲食店で、卓上カセット こんろ用のガスボンベが爆発して、ガ ラス戸が破損し、カウンターの一部な どを焼いた。 (拡大被害)	店主がカセット用ガスボンベを破棄するために、厨 房内でボンベのガスを抜いていたところ、残っていた ガス量が思っていたより多かったために噴き出したガ スにフライヤーの種火が引火して爆発し、火災に至っ たものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/21)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2928 2007/08/19 (事故発生地) 東京都	カセットこんろ用ガスボンベ 使用期間：不明	飲食店で爆発があり、店のドアなどが壊れ、ガラスの破片が飛び散り、従業員2人が軽傷を負った。 (軽傷)	従業員がカセットこんろ用ガスボンベのガスを抜いていたところ、充滿したガスにガスこんろの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/21)
2007-0276 2007/04/12 (事故発生地) 静岡県	かまど(まき用) 使用期間：不明	木造平屋の農機具小屋から出火し、約6平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	かまどで調理中、焚き口を開けたまま放置したため、かまどの焚き口から火の着いたまきがこぼれ、周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/16)
2006-1809 2006/10/29 (事故発生地) 静岡県	こんろ(バーベキュー用) 使用期間：不明	本堂から出火し、本堂と隣接する鉄筋2階建て住宅の計約360平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	前夜に使用したバーベキュー用こんろなどが置かれていた場所の焼損が著しいことから、灰の不始末により残火が周辺の可燃物に燃え移り、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/31)
2006-3154 2007/01/28 (事故発生地) 北海道	ジェットヒーター(熱風式オイルヒーター) 使用期間：不明	木造3階建て店舗兼住宅から出火し、約830平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ジェットヒーターを用いて、被害者がトイレの汚水管の解氷作業を行っていた際に、被害者がその場を離れていたため、ヒーターの熱風吹き出し口と近接していた(約20cm)可燃物が過熱、発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/01)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2578 2006/12/23 (事故発生地) 神奈川県	スプレー缶 使用期間：不明	木造3階建て住宅の居間で、石油ファンヒーターの前に置かれていたスプレー缶が破裂し、家人が右足に火傷を負った。 (軽傷)	石油ファンヒーターの前にスプレー缶を置いていたため、ファンヒーターの熱でスプレー缶が過熱され、内圧の上昇により破裂したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/26)
2007-2127 2007/06/28 (事故発生地) 長野県	スプレー缶 使用期間：不明	女性が自宅の焼却炉でゴミを焼いていたところ、ゴミの中にあつたスプレー缶が破裂し、上半身と顔などに重傷の火傷を負った。 (重傷)	缶にガスが残っていたため、焼却炉の熱で缶の内圧が上昇し、破裂したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/03)
2006-3186 2006/12/21 (事故発生地) 広島県	たこ焼き器(LPガス用) 使用期間：未使用	たこ焼き器を購入し、着火したところ、発煙したのですぐに消火したが、置いていた機の天板が焦げた。 (拡大被害)	たこ焼き器本体にボンベをセットし、本体を180度逆(上面と下面を逆)に置き点火したため、液状のまま燃料が噴出し、ガスが赤化燃焼したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/02/02)
2007-1196 2007/04/09 (事故発生地) 北海道	パネルラジエーター(温水式) 使用期間：約3年	温水セントラルヒーティングシステムのパネルラジエーター下部にあるサーモスタットバルブの配管部分に乳児が接触し、下肢に火傷を負った。 (軽傷)	温水セントラルヒーティングシステムのパネルラジエーター下部の金属配管部が60℃となる箇所があり、この箇所に被害者が接触し火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「ボイラー運転時は配管部分などに手などを触れたままですと、やけどをすることがあります。」旨の注意喚起をしている。 (E2)	被害者(保護者)の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、一層の事故防止のため、現状の表示、取扱説明書の改善を検討することとした。	消費者 (受付:2007/05/31)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1054 2007/05/24 (事故発生地) 山梨県	ふろがま 使用期間：不明	木造平屋住宅のふろ場付近から出火して、住宅を2棟と隣接する2階建て土蔵の計約110平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ふろがまの空焚きによりふろ場から出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/30)
2007-2776 2007/08/05 (事故発生地) 石川県	ふろがま(煙突) 使用期間：不明	住宅兼ペンションから出火し、約26平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	浴室用ボイラーの煙突付近から出火したものとみられるが、出火の原因については特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/09)
2006-0984 2006/07/12 (事故発生地) 千葉県	マイコンメーター(LPGガス用) 使用期間：不明	集合住宅の周辺住民からガス臭がすると連絡があった。 (被害なし)	ガスメーターを交換した際に、メーターと配管を接続するユニオン継手のパッキンを入れ忘れたため、ガスが漏れたものと推定される。 (D1)	下請け施行事業者が実施するガスメータ交換等の工事にあたっては、開始時及び終了時に必ず立ち会い、パッキンの入れ忘れがないかを含むチェック表により作業終了時チェックを実施し、記録を保管する。	国の行政機関 (受付:2006/08/03)
2007-0942 2007/05/20 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ 使用期間：不明	木造平屋の作業小屋から出火し、約50平方メートルを全焼、隣接する木造2階建て住宅約178平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	まきストーブの上方で乾かしていた衣類がストーブ上に落下したため、ストーブの火が衣類に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1022 2007/05/26 (事故発生地) 北海道	まきストーブ 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、約200平方メートルをほぼ全焼した。 (拡大被害)	洗濯物をまきストーブ上部付近で乾かしていたため、洗濯物がまきストーブの上に落ちて着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/29)
2006-1947 2006/11/11 (事故発生地) 青森県	まきストーブ 使用期間：約10年	木造2階建て住宅から出火して、約130平方メートルを全焼し、隣家の外壁約60平方メートルも焼いた。 (拡大被害)	まきストーブの上に干していた洗濯物が落下し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/14)
2006-2299 2006/12/04 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ 使用期間：約1年	木造2階建て作業小屋から出火し、約56平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブのふたが少し開いた状態で使用していたため、火の着いたまきがこぼれ落ち周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/11)
2006-2668 2006/12/29 (事故発生地) 新潟県	まきストーブ 使用期間：不 明	工場から出火し、石こうボードの壁約53平方メートルと家具用木材約200本を焼いたほか、2階の事務所と応接室の壁約9平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	暖房用まきストーブの使用中にその場を離れたため、周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2669 2006/12/29 (事故発生地) 新潟県	まきストーブ 使用期間：不明	家具製造会社の鉄骨平屋の工場から出火し、約380平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブの輻射熱により周囲の木くず等の可燃物が過熱したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2708 2006/12/28 (事故発生地) 山形県	まきストーブ 使用期間：不明	木造2階建て農作業小屋から出火して、同小屋176平方メートルと棟続きの木造平屋の牛舎約75平方メートルを全焼し、隣接する物置小屋を半焼した。 (拡大被害)	まきストーブにまきを焚き口よりはみ出した状態でその場を離れたため、焚き木が燃えるにつれて重みで焚き口より落下し、近くにあった着火用の杉葉等に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)
2006-2710 2006/12/31 (事故発生地) 山形県	まきストーブ 使用期間：不明	物置小屋から出火し、約25平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブの脇で屏風立てにして乾燥させていたごさがストーブに倒れかかったため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)
2006-2832 2007/01/08 (事故発生地) 福島県	まきストーブ 使用期間：約3か月	木造平屋作業小屋から出火して半焼し、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	まきストーブの焚き口を開けたまま使用していたため、焚き口から落下した火種が周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、当該事業者は、ホームページと取扱説明書に火災に関する注意事項を掲載している。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/17)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2851 2007/01/14 (事故発生地) 京都府	まきストーブ 使用期間：不明	作業小屋から出火し、同小屋約70平方メートルと隣接する木造平屋住宅約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブに入れていたまきを消火して別の場所に移していたところ、完全に消火していなかったまきが燃え上がったため周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/18)
2006-3152 2007/01/27 (事故発生地) 北海道	まきストーブ 使用期間：不明	物置から出火し、木造2階建て住宅約85平方メートルと隣接する木造2階建て住宅約105平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	物置で使用していたまきストーブの火を消さないで放置したため、煙突から風の吹き込みによりまきの投入口から火の粉が吹き出し、周囲の可燃物に燃え移ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/01)
2006-3239 2007/02/03 (事故発生地) 秋田県	まきストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、同住宅約73平方メートルと隣接する木造平屋の物置小屋約19平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブの周辺にダンボールの箱を多数積み上げていたため、ストーブからの輻射熱または荷崩れによるストーブとの接触で、ダンボールに着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/06)
2006-3365 2007/02/06 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ 使用期間：不明	木造平屋の小屋から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブの点火用に使用した燃え残りの新聞紙を、完全に消火したことを確認しないで、焚きつけ用の可燃物と一緒にしたため、可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/14)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3480 2007/02/12 (事故発生地) 青森県	まきストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅兼物置小屋から出火して、約192平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	10年以上も同じ場所でまきストーブを使用したため、ストーブの底面に設置したステンレス台の下の敷き板にストーブからの熱がステンレス台を通して加わり、敷き板が熱により炭化し、当日の加熱によって炭化した敷き板が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/21)
2006-3741 2007/03/01 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ 使用期間：不明	住宅を全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	居間でまきストーブを使用中に、焚き口からこぼれた火が焚きつけ用のおがくずに着火し、近くのまき等の可燃物に延焼し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/09)
2006-3866 2007/02/28 (事故発生地) 秋田県	まきストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約180平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブから取り出した灰の不始末により、周辺の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/16)
2007-0208 2007/04/06 (事故発生地) 青森県	まきストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅の台所付近から出火し、約15平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	まきストーブの開いていた焚き口から火のついた木片が落下して近くの焚き木に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 日
2007-0485 2007/04/28 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ 使用期間：約3年	木造平屋のログハウスから出火し、 約26平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブを燃焼状態で放置している間に、ストーブの焚き口から飛散した火の粉がストーブの周囲にあったまき等の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2006-2149 2006/11/24 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約2平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	まきストーブ内の残り火を掻き出す際、ストーブ後部のふたの隙間から、近くにあった座布団に火の粉が飛び火し、その事に気づかず寝てしまったため、長座布団が無炎燃焼を継続し、出火に至ったものと推定される。 なお、ストーブ後部のふたに刈払機の刃を代用していた。 (E4)	被害者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/30)
2006-2636 2006/12/25 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ 使用期間：不明	木造平屋の物置小屋から出火し、約20平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブと煙突の接続不良により、隙間から出たまきの火の粉が床面に飛び散ったためごみ屑に着火し、火災に至ったものと推定されるが、接続不良になった原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-3415 2007/02/09 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、13.2平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	室内にあったまきストーブの輻射熱で、近くにあった木製のイス等の可燃物に着火し壁に燃え移り、火災に至ったものと推定されるが、現場の焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0358 2007/04/12 (事故発生地) 新潟県	まきストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約125平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者は、まきストーブを使用後に消火せずに外出しており、まきストーブの空気取り入れ口から何らかの原因で炎が出て、周辺の可燃物に引火したものとみているが、施工より相当の年数を経過しており、煙突の倒壊も原因の一つとみられているため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/20)
2007-3596 2007/09/19 (事故発生地) 富山県	まきストーブ(だるまストーブ) 使用期間：不明	木造平屋の作業小屋から出火し、同小屋15平方メートルと、隣接する木造平屋の物置約8平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブの近くにあったまきや木くず等の可燃物にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/28)
2006-2752 2007/01/04 (事故発生地) 北海道	まきストーブ(煙突) 不明 不明 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、125平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブの煙突をめぐね石を使用して屋外へ貫通させていたところ、約28年間の使用によりめぐね石付近の断熱処理に不具合が生じていたため(めぐね石付近のモルタルが劣化して、壁の木材が剥き出し状態となっていた)、壁の木材が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した木材が低温発火し、出火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)
2007-0218 2007/04/07 (事故発生地) 石川県	まきストーブ(煙突) 不明 不明 使用期間：不明	納屋を全焼した。 (拡大被害)	まきストーブの煙突が腐食していたため、その穴から火の粉が漏れ、周囲にあった木くずに着火して火災に至ったものと推定される。 (C1)	煙突の経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2434 2006/12/10 (事故発生地) 北海道	まきストーブ(煙突) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約110平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブの煙突をめぐね石を使用して屋外へ貫通させていたものの、めぐね石と内壁との距離が不十分であったため、壁の木材が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した木材が低温発火したものと推定される。 (D1)	業者の設置・施行不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/19)
2006-2717 2007/01/04 (事故発生地) 福井県	まきストーブ(煙突) 使用期間：不明	住宅の煙突付近の外壁から出火し、2階部分の外壁4平方メートルを焦がした。 (拡大被害)	まきストーブの煙突のつなぎ目が外れたまま使用していたため、周囲の柱が煙突の排気熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した柱が低温発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)
2006-2301 2006/12/05 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ(煙突) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、内壁約1平方メートルを焦がした。 (拡大被害)	煙突の貫通部分にめぐね石を使用せずに土壁の表面にベニヤ板を張った壁部に煙突の貫通部分だけを剥り貫いて設置していたため、煙突周囲のベニヤ板が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化したベニヤ板が低温発火したものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/11)
2006-2659 2006/12/26 (事故発生地) 長野県	まきストーブ(煙突) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約270平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	煙突の貫通部分に使用されているめぐね石の表面に装飾のため木板を張ってあったため、木板が煙突からの熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した木板が低温発火したものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3944 2007/03/14 (事故発生地) 神奈川県	まきストーブ(煙突) 使用期間：不明	木造平屋の工場兼住宅から出火し、 屋根など約25平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	家人によって設置された煙突の貫通部が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した貫通部が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/22)
2006-3374 2007/02/09 (事故発生地) 栃木県	まきストーブ(煙突) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約99平方メートルを全焼し、隣接する木造物置を半焼した。 (拡大被害)	まきストーブの煙突のうち、外壁を貫通する煙突と、外壁の外側立ち上がりの煙突の口径が異なっており(前者の口径15cm、後者の口径10cm)、煙突のジョイント部分から漏れた火の粉が軒下の板材に着火し、火災に至ったものと推定される。なお、煙突は、被害者が自分で修理した際に、口径の違う物を使用したとのこと。 (E4)	被害者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/14)
2006-2800 2007/01/10 (事故発生地) 岩手県	まきストーブ(煙突) 使用期間：不明	木造平屋の離れから出火し、約28平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきストーブの煙突が貫通しているトタン板の外壁が、長期使用による腐食のために貫通部の穴が下側に広がった。煙突が下がったことから、トタン板を止めている垂木が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した垂木が低温発火したものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/16)
2006-3001 2007/01/20 (事故発生地) 新潟県	まきストーブ(煙突) 使用期間：約2年	住宅から出火して、同住宅約220平方メートルと隣接する空き家を全焼し、別の空き家の外壁を焦がした。 (拡大被害)	アルミ製のめがね石を使用して煙突を設置したため、ベニヤ板が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化したベニヤ板が低温発火し、火災に至ったものと推定されるが、誰が煙突を設置したかの特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3051 2007/01/23 (事故発生地) 香川県	まきストーブ(煙突) 使用期間：不明	木造平屋住宅兼診療所から出火し、 約80平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	長年使用している煙突の貫通部が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した貫通部が低温発火して火災に至ったものと推定されるが、設置方法等が不明であるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/29)
2006-2439 2006/12/15 (事故発生地) 宮城県	まきふるがま 使用期間：不明	住宅の別棟から出火し、ふる場を全焼して、納屋の一部を焼いた。 (拡大被害)	まきふるがまの焚き口からこぼれた火種が周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/19)
2006-2658 2006/12/26 (事故発生地) 群馬県	まきふるがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約130平方メートルと隣接する木造2階建て物置約70平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	湯船にお湯を満たさないまま、まきを焚いたため、空焚き状態となり、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2676 2007/01/02 (事故発生地) 愛媛県	まきふるがま 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、同住宅約96平方メートルと隣接する木造平屋住宅約119平方メートルの2棟を全焼したほか、隣接する住宅と集会所の一部を焼いた。 (拡大被害)	屋内土間に設置したふるがまの焚き口から取り出した灰の中に火種が残っていたため、周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2795 2007/01/03 (事故発生地) 鳥取県	まきふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅の風呂場付近から出火し、同住宅と隣接する鉄筋2階建て倉庫計約600平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふろがまから取り出した残灰の不始末により、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/16)
2006-2872 2007/01/15 (事故発生地) 島根県	まきふろがま 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約130平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ふろがまの焚き口付近のモルタルブロックに隙間が生じていたことから、ふろがまの残り火が隙間から外部に漏れたため、周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)
2006-3490 2007/02/14 (事故発生地) 群馬県	まきふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約165平方メートルと物置約55平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふろがまの焚き口に消し忘れた火が残っていたことから、周囲の焚き付け用の木くずに燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/22)
2006-3648 2007/02/19 (事故発生地) 広島県	まきふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふろがまの焚き口より長いまきを入れて長時間その場を離れたことから、火のついたまきが周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3765 2007/03/03 (事故発生地) 広島県	まきふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約140平方メートルを全焼し、隣接する住宅の外壁も焼いた。 (拡大被害)	風呂を沸かした後、かまの中の灰を取り出しておいたところ、残っていた種火が周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/12)
2006-4031 2007/03/16 (事故発生地) 山梨県	まきふろがま 使用期間：不明	ふろをまきで沸かしていた最中に出火、木造平屋住宅と隣接するふろ場の計66平方メートルを全焼し、家人が耳に火傷を負った。 (軽傷)	被害者が、ふろがまの釜口から薪がはみ出した状態で釜を使用していたことから、はみ出した薪を伝って火が釜の外に漏れだし、風呂場壁面の木材に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/27)
2007-0415 2007/04/21 (事故発生地) 岩手県	まきふろがま 使用期間：不明	木造平屋の物置小屋から出火し、約30平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	まきふろがまの煙突から飛散した火の粉が、近くの作業小屋の野地板に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/24)
2007-0479 2007/04/24 (事故発生地) 鳥取県	まきふろがま 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約230平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふろがまから取り出した灰の中の残火が、台所の壁に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0587 2007/05/01 (事故発生地) 島根県	まきふるがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、母屋と倉庫計約120平方メートルと隣接する木造住宅約140平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が前日の晩に使用したまきふるがまの灰を一斗缶に入れ、ふるがま付近に可燃物と一緒に置いていたことから、灰の中の残り火が周囲の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/11)
2007-0986 2007/05/20 (事故発生地) 愛媛県	まきふるがま 使用期間：不明	木造平屋の台所兼ふる場から出火して、約20平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふるがまの焚き口の前に取り出していた灰の残火が、付近の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/25)
2007-1979 2007/06/18 (事故発生地) 長野県	まきふるがま 使用期間：不明	木造平屋の離れから出火し、約10平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ふるがまの焚き口からこぼれ落ちた火の粉が焚き口付近の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/25)
2007-2141 2007/06/30 (事故発生地) 岡山県	まきふるがま 使用期間：不明	木造平屋倉庫付近から出火して、同倉庫約120平方メートルと、隣接する木造平屋住宅約60平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふるがまのかまど内の残り火が、焚き口付近に置いていた可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/04)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2855 2007/08/09 (事故発生地) 香川県	まきふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約110平方メートルを全焼した。 (軽傷)	まきでふろを沸かしていたが、その場を離れたため、焚き口のまきの火種が近くに置いてあった段ボールに接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/14)
2007-4848 2007/12/04 (事故発生地) 愛媛県	まきふろがま 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、ふろ場と勝手口付近の外壁約11平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	風呂の焚き口のふたが半開きであったために、残り火が付近の可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/12/12)
2007-1387 2007/06/01 (事故発生地) 静岡県	まきふろがま 使用期間：不明	木造平屋の物置から出火して、同物置と母屋計約160平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふろがまを木製壁に近接して設置したため、まきふろがまに接する壁の板材が長年の過熱により炭化し、当日の加熱で炭化した板材が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/05)
2006-3002 2007/01/20 (事故発生地) 岐阜県	まきふろがま 使用期間：不明	住宅が全焼し、家人2人が死亡した。 (死亡)	煙突から火の粉が飛散して出火したか、あるいは、被害者の火の不始末による出火と推定されるが、家屋及びまきふろがまの焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3271 2007/02/04 (事故発生地) 茨城県	まきふるがま 使用期間：不明	木造平屋物置兼ふる場から出火し、 約4.5平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふるがまから出火したものと推定されるが、焼 損が著しく、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/07)
2007-0480 2007/04/24 (事故発生地) 新潟県	まきふるがま 使用期間：不明	住宅のふる場の焚き口から出火して 、焚き口付近を焼き、家人1人が死亡 した。 (死亡)	まきふるがまからの出火とみているが、焼損が著し く、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/05/02)
2007-4231 2007/10/29 (事故発生地) 岩手県	まきふるがま 使用期間：不明	木造平屋建てのふる場と物置小屋及 び住宅約15.1平方メートルを全焼し 、木造2階建て物置小屋の一部約1.9 平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	まきふるがまの焚き口からこぼれ落ちた火が、隣接 している物置小屋の土台に接触し発火に至ったものと 推定されるが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/11/05)
2006-3307 2007/02/03 (事故発生地) 千葉県	まきふるがま(煙突) 不明 不明 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約 360平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふるがまの煙突が、円筒板をつなぎ合わせたも のであった。また、百年ほど前に立てられた家に設置 されていた煙突で、家の建築と同時に取り付けられた かは不明であるが、かなりの年月にわたって使用して おり、煙突の継ぎ目が歪み、屋根の近くで接合部に隙 間ができたため、漏れた火の粉が屋根に着火し、火災 に至ったものと推定される。	経年劣化とみられる事故であるため、措置はと らなかつた。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/09)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3774 2007/03/07 (事故発生地) 島根県	まきふるがま(煙突) 不明 不明 使用期間：約30年	木造平屋住宅から出火し、母屋と離れの2棟計160平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	約30年前に設置したまきふるがまの煙突の屋根板貫通部に取り付けられたためがね石がなくなっており、煙突と屋根板が接触したため屋根板の木材が炭化し、当日の加熱により、炭化した木材が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/12)
2007-0652 2007/05/12 (事故発生地) 静岡県	まきふるがま(煙突) 不明 不明 使用期間：不明	木造2階建て事務所から出火し、同事務所と鉄筋平屋の作業場計約180平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふるがまの煙突が長年の使用で腐食により穴が開いたため、火の粉が飛散して軒等に着火して出火に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/15)
2006-2801 2007/01/10 (事故発生地) 香川県	まきふるがま(煙突) 不明 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、2階部分約40平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	長年の使用により煙突の接続部分がひび割れし、割れた箇所から火の粉が飛んでひさしに引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/16)
2007-0175 2007/04/03 (事故発生地) 香川県	まきふるがま(煙突) 不明 使用期間：不明	鉄筋2階建て倉庫から出火し、約60平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	煙突の傘が外れた状態でまきふるがまの使用を続けていたため、煙突の火の粉が飛び、すぐ横に積み上げていたまきに着火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/09)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0929 2007/05/14 (事故発生地) 島根県	まきふろがま(煙突) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約114平方メートルと隣接する木造2階建て住宅約214平方メートル、車庫約15平方メートルを全焼し、付近の住宅6棟の壁や雨どいなども焼き、家人が手や顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	外付けのまきふろがまで風呂を沸かしていた際、煙突が屋根を貫通する部分に設置したトタン板を支えていた横木が何らかの要因で煙突に接触し、煙突の熱が伝わり発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/22)
2007-0995 2007/05/20 (事故発生地) 香川県	まきふろがま(煙突) 使用期間：不明	木造平屋住宅のふろ場付近から出火して、同住宅87平方メートルと隣接する木造2階建て納屋97平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	自宅の風呂を使用していなかったが、半年ぶりにまきでふろを焚き、その場を離れ放置したために、煙突の火の粉が木壁部に引火して、出火に至ったものと推定される。 なお、煙突は貫通部分より上部で折れ、煙突の中は、すすで詰まった状態だった。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/28)
2007-3917 2007/10/20 (事故発生地) 香川県	まきふろがま(煙突) 使用期間：約12年	木造平屋住宅から出火し、約110平方メートルと隣接する倉庫2棟計約200平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふろがまに接続していた煙突が古く、メンテナンスもされていなかったため、屋根板の煙突の貫通部の周囲の木材が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した木材が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/24)
2007-4490 2007/11/16 (事故発生地) 鹿児島県	まきふろがま(煙突) 使用期間：約40年	木造平屋小屋付き住宅から出火し、同住宅と隣接する木造離れ計約115平方メートルを全焼した。まきふろがまに火をつけたまま目を離していたところ、ふろの屋根付近から煙が出た。 (拡大被害)	小屋にあった五右衛門風呂の煙突のめがね石の部分が、長期使用(40年以上)によりはずれていたため、周辺の木材が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した木材が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/22)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1021 2007/05/25 (事故発生地) 福井県	まきふろがま(煙突) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、屋根裏の一部約3平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	まきふろがまの煙突の屋根貫通部分にめがね石が入っていなかったため、屋根材が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した木材が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/29)
2007-0158 2007/03/30 (事故発生地) 長野県	まきふろがま(煙突) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約230平方メートルと隣接する倉庫約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	めがね石が壊れたため、家人によって修理した煙突の貫通部が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した貫通部が低温発火して火災に至ったものと推定される。 (E4)	被害者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/06)
2007-0478 2007/04/22 (事故発生地) 長野県	まきふろがま(煙突) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、出窓や外壁など約6平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	まきふろがまの煙突から出た火の粉が周囲のまきに燃え移ったものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2007-2672 2007/07/27 (事故発生地) 愛知県	まきふろがま(煙突) 使用期間：不明	木造2階建て住宅兼工場から出火して、約640平方メートルを全焼し、住宅と物置2棟、住宅1棟を全半焼し、3棟の壁などを焼いた。 (拡大被害)	屋根を貫通するまきふろがまの煙突からの火が周囲の可燃物に着火して、出火に至った可能性が高いとみているが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0304 2007/04/05 (事故発生地) 岐阜県	まき併用石油ふるがま (煙突) 使用期間：不明	離れから出火し、住宅約120平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が煙突を設置した際に、屋根貫通部にメガネ石などの不燃材料を適切に使用しなかったため、煙突の貫通部の板材等が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により炭化した貫通部が低温発火して火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/17)
2006-2305 2006/12/07 (事故発生地) 神奈川県	火鉢 使用期間：不明	3階建て住宅の約30平方メートルの寝室で、家人2人が死亡し、1人が意識不明の重体になった。 (死亡)	締め切った部屋で、火鉢に一度に多くの木炭を入れたため一酸化炭素が発生し、中毒を起こしたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/11)
2007-1594 2007/06/09 (事故発生地) 大分県	乾燥機 使用期間：不明	鉄筋屋の工場から出火し、約300平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	開放式石油ストーブを組み込んだエノキダケ乾燥機を使用していたところ、火力の調節を誤り、通常使用より強い火力で使用したため、ストーブ上部に設置していた鉄板が過熱され乾燥機の中にあつた可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/14)
2006-2808 2006/10/10 (事故発生地) 兵庫県	携帯固形燃料 使用期間：不明	旅館で出されたなべ料理に使用されていた固形燃料が、燃焼中に飛散して右手の甲部分に付着し、火傷を負った。 (重傷)	固形燃料をアルミ製の火皿に入れ、なべと燃料の距離を近くした場合、燃料の放熱が不十分となり燃料内部から沸騰し飛散したが、事故時に使用していた調理用具では再現されなかったことから、原因の特定はできなかった。 なお、他に飛散する要因として燃料になべ料理の水分などが入った等が考えられる。 (G1)	製品外装箱(段ボール)に使用方法および使用上の注意を表示することとし、「安全な使用方法」のリーフレットを作成し同封することとした。また、社員及び代理店等へ「安全な使い方」の周知徹底も併せて行うこととした。	販売事業者 (受付:2007/01/16)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2007-3247 2007/08/12 (事故発生地) 群馬県	携帯用ガスこんろ GS-230 (株)スノーピーク 使用期間：約1年10か月	ガスこんろとガスボンベの接続部からガスが漏出し、男性の目に入り視覚障害を負い、漏れたガスを選けた際に、後方にあったランタンに手が触れ、手のひらに軽い火傷を負った。	ガスボンベ接続ホース内に挿入されているステンレスワイヤーの末端処理が不完全であったため、フッ素ゴム製ホースの内面を傷つけ、また、設計段階の部品類の位置関係やホースの固定方法などに不備があったため、ガスが漏れたものと推定される。	平成19年9月11日付けホームページ、販売店店頭、専門誌に社告をし、無償修理を行っている。 なお、ワイヤーの端末処理やホース素材の見直し、ホースの固定方法を改善することとした。	製造事業者 (受付:2007/09/04)
2006-0957 2006/07/30 (事故発生地) 新潟県	携帯用ガスこんろ 使用期間：不明	バーベキュー用の鉄板をこんろに置き、2つのガスボンベで調理をしていたところ、直径15cm、高さ15cmのガスボンベが爆発し、1人が顔などに火傷を負い、他2人が軽い火傷を負った。	ガスこんろ全体を覆うような大きい鉄板を使用したことから、ガスボンベが鉄板とバーナーの輻射熱で過熱し、爆発したものと推定される。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/08/01)
2006-2754 2007/01/05 (事故発生地) 東京都	携帯用ガスこんろ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約85平方メートルを全焼し、家人1人が全身火傷で死亡したほか、隣接する住宅の男性がのどなどに軽い火傷を負った。	携帯用ガスこんろにやかんをかけたまま放置したため、やかんが過熱してテーブルに延焼し、火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)
2007-0985 2007/05/19 (事故発生地) 佐賀県	携帯用ガスバーナー 使用期間：不明	空き屋付近でガスバーナーを使って害虫駆除をしていたところ、出火して、全焼した。	建物外壁の蜂の巣をガスバーナーを用いて駆除していたところ、ガスバーナーの火が外壁に着火していたのに気付かず、その場を離れたために、火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2623 2007/07/22 (事故発生地) 宮崎県	携帯用ガスバーナー 使用期間：不明	空き家から出火し、全焼した。 (拡大被害)	携帯用ガスバーナーで除草作業中に、焼いた枯れ草の火が住宅に立て掛けられていた樋に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/31)
2007-3135 2007/08/23 (事故発生地) 愛知県	携帯用ガスバーナー 使用期間：約4か月	使用後の携帯用ガスバーナーのボンベの底が飛び、車の収納ボックスのふたが壊れた。 (拡大被害)	高温となった車の収納ボックスの中に入れたため、ガスボンベの内圧が上昇し破裂したものと考えられるが、事故品が入手できないことから調査できなかった。 (G2)	事故品が入手できず調査不能であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2007/08/28)
2006-3839 2007/03/10 (事故発生地) 岩手県	携帯用ガスボンベ 使用期間：不明	湖の氷上のテント内でワカサギ釣り中、簡易ガスストーブの交換用ガス缶が爆発し、男性2人が顔や手などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	氷上の釣り用テント内において、交換用ガスボンベの揮発性を高めようとして、簡易型ガスストーブの上にガスボンベを置いたため、ガスボンベが加熱され内圧が上がり、破裂に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/14)
2007-0549 2007/05/04 (事故発生地) 静岡県	携帯用石油バーナー 使用期間：不明	木造平屋の倉庫から出火して、約20平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	倉庫周辺の枯れ草を焼く作業直後の出火であることから、枯れ草の火が倉庫に燃え移ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-3459 2007/09/09 (事故発生地) 富山県	携帯用石油バーナー 使用期間：不明	木造2階建て納屋から出火し、壁など約26平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	家人が当該器を用いて納屋周辺の雑草を壁に沿って焼却していたところ、バーナーの火が壁の内側に入っ て着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/09/19)
2007-3849 2007/10/17 (事故発生地) 岩手県	携帯用石油バーナー(草焼き用) 使用期間：約4年	木造2階建て住宅から出火し、建物 外壁の一部約1平方メートルを焼いた 。 (拡大被害)	被害者が携帯用石油バーナーで自宅の基礎周辺の草 焼き作業をしていた際に、木製の土台に近づき過ぎた ため、バーナーの火が土台に着火し、火災に至ったも のと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/10/19)
2007-2893 2007/08/10 (事故発生地) 茨城県	携帯用灯油バーナー 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同 住宅約130平方メートルと鉄筋平屋 物置約20平方メートルを全焼し、庭 に止めてあった車2台も焼いた。 (拡大被害)	携帯用灯油バーナーで雑草を燃やしていた後の残り 火の処置が不十分であったため、古雑誌等の可燃物に 燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/08/17)
2007-2419 2007/06/30 (事故発生地) 静岡県	高圧ガスホース(LP ガス用) BH-5 (株)桂精機製作所 使用期間：不明	高圧ガスホースの自動切換え調整器 供給側の金具とゴムホースの接続部分 が外れてホースが抜け、ガスが漏えい した。 (製品破損)	作業工程で組み立てた不良品(ホースが金具の根元ま で差し込まれていなかった)として除外された製品が 、作業者のミスにより混入し、使用されたため、ホー スが抜け、ガスが漏洩したものと推定される。 (A3)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良とみ られる事故であることから、特に措置はとらなか った。 なお、不良品処置手順を見直し、金具へのホー ス挿入状態の全数確認検査を行うこととした。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/07/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1139 2006/08/01 (事故発生地) 千葉県	高圧ガスホース（LP ガス用） 使用期間：約5年	高圧ガスホースの容器側のネジ部分 からガスが漏れた。 (被害なし)	ガス配達員が容器交換をした際、高圧ホースと連結 用ホースとの接続部の締めが不十分であり、更に作業 後の確認も不十分であったため、接続部からガスが漏 れたものと推定される。 (D1)	ガス販売業者は配送業者に容器交換時の供給設 備点検作業の確実な実施について、配達員への指 導徹底を要請した。	国の行政機関 (受付:2006/08/28)
2006-1534 2006/09/21 (事故発生地) 岡山県	高圧ガスホース（LP ガス用） 使用期間：約4年	LPガス容器の高圧ホースが破損し 、ガスが漏洩した。 (製品破損)	隣家屋上のコンクリート外壁の一部が劣化により、 剥離・落下して、高圧ホース付近に当たり、接続部が 折損し、容器バルブも閉まっていなかったことから、 ガスが噴出したものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった 。	国の行政機関 (受付:2006/10/05)
2006-3407 2007/02/13 (事故発生地) 徳島県	七輪 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火して、同 住宅155平方メートルと隣接する木 造平屋の納屋32平方メートルを全焼 し、隣家2棟の外壁や雨どいなどを焦 がした。 (拡大被害)	鍋にすじ肉をいれて七輪で煮ている、そのまま放置 したために、過熱により肉の脂が発火、付近の可燃物 に引火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/02/16)
2006-3637 2007/02/19 (事故発生地) 長野県	七輪 使用期間：不 明	軽乗用車の中で、男性が死亡した。 (死亡)	後部座席の後ろに七輪があったことから、密閉した 車内で七輪を使用したため、一酸化炭素中毒により死 亡したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/03/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3033 2006/12/27 (事故発生地) 大阪府	迅速継手 使用期間：不明	ガスファンヒーター背面より出火し、機器上部が焼損した。 (製品破損)	ホースエンドにスリムプラグ(迅速継手)を取付けて使用していたところ、スリムプラグにガスホースを接続したため、スリムプラグとゴムホースの接続部から漏れたガスにファンヒーターの火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (E1)	消費者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/26)
2006-3781 2007/01/25 (事故発生地) 島根県	迅速継手(LPガス用) 使用期間：約3年	ガス炊飯器に点火したところ、ガスコードのガス機器接続部で炎が上がり、ガス機器接続側の継ぎ手が焦げた。 (製品破損)	ガスシール部のパッキンに異物や人毛が付着していたため、継ぎ手の接合部に十分な気密性が得られなかったため、漏れたガスに炊飯器の火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/13)
2007-0313 2007/04/15 (事故発生地) 滋賀県	迅速継手(LPガス用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約200平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者がストーブの専用接続具を使用しなかったため、接続部からガスが漏れストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。なお、ガス販売業者は、販売を行っている消費者に対し、消費設備調査を実施し、周知文書を配布することとした。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/17)
2007-3911 2007/10/06 (事故発生地) 香川県	迅速継手(LPガス用) 使用期間：不明	炊飯中のガス炊飯器の迅速継手部から出火して、炊飯器と継手が焼損し、食器棚、床面などが焼損した。 (拡大被害)	迅速継手接続部の異物噛み込み、もしくは、挿入不足により漏洩したガスに、炊飯器の炎が引火したものと推定されるが、焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/10/24)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2346 2006/11/08 (事故発生地) 三重県	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：不明	ガストーブを点火後、ガスこんろを点火したところ、こんろ後部のガスホース接続部辺りから出火した。 (製品破損)	ガス栓とゴム管を十分に接続しないままガストーブに点火したため、接続部でガスが漏洩し、ガスこんろを点火したときに漏れたガスに引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2006/12/12)
2006-2410 2006/12/05 (事故発生地) 東京都	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：不明	ガストーブを使用中に「ボン」という音がして、背面の壁が崩れ落ちた。 (拡大被害)	壁埋め込みガス栓に差し込み不足の状態が長期間使用していたことから、継ぎ手の口ゴムが変形したため、漏れたガスが壁内に滞留し、屋内配線やストーブの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2006/12/15)
2006-3107 2007/01/15 (事故発生地) 兵庫県	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：約2年	ガスファンヒーターに迅速継手を接続し、ガスコードに接続して使用していたところ、ファンヒーターを転倒させた際に、吹出し口付近から炎が出て、カーペットを焦がしフローリングの一部も焼損した。 (拡大被害)	ガスファンヒーターのホースエンドにスリムプラグ(迅速継手)を取り付けていたところ、抜け止め金具がなかったことから、ファンヒーター転倒時の衝撃で接続部から漏れたガスにファンヒーターの火が引火し、出火したものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2007/01/31)
2006-3670 2007/02/25 (事故発生地) 東京都	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：不明	ガスこんろを使用中、こんろ背面のガス栓付近から出火し、ゴム管用ソケットが一部焼損した。 (拡大被害)	ガスこんろに点火した際、こんろが動き、ガス栓と炊飯器の接続具であるゴム管用ソケット(ストレート型)にこんろ背面が接触し、ロック解除する部分が押され、ロックが解除されたが、ガスゴム管が折れ曲がり、ソケットが完全に外れなかったため、ガスが漏洩した状態が継続し、こんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3905 2007/02/21 (事故発生地) 愛知県	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：約9年	ガス炊飯器を接続するゴム管が外れて、ガスが漏れ、着火した。 (拡大被害)	当該品のガスシール部に米粒の付着と油・ごみ噛みを確認されたことから、これらの付着物によりシール不良となり、ガスが漏れ、着火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/19)
2006-3978 2006/03/07 (事故発生地) 東京都	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：約11年	小学校で調理実習中に、ガスこんろを点火したところ、ガス栓用ソケットの周囲に火がつき、ソケットの一部が溶解した。 (製品破損)	調理実習時、生徒がガスこんろをガス栓に接続する際、ガス栓とガス栓用ソケットの接続部に異物が挟まったためガス漏れが発生し、こんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2006-3980 2006/03/13 (事故発生地) 京都府	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：約11年	炊飯器のゴム管に取り付けてある迅速継手から漏洩したガスに、小型湯沸器点火時の火が着火し、迅速継手、湯沸器の前面樹脂カバーの一部などを焼損、壁の一部が焦げた。 (拡大被害)	被害者が迅速継手をガス栓に差し込む際、完全には差し込まなかったためガスが漏れ、小型湯沸器の点火時の火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/03/23)
2007-0302 2007/04/08 (事故発生地) 東京都	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：約9年	ガスこんろに点火したところ、ゴム管用ソケットに着火し、一部を焼損した。 (製品破損)	被害者が迅速継手を差し込み直す際、ガス栓のキャップを挟み込んでしまったため、ガス漏れが発生し、こんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 製造事業者 (受付:2007/04/17)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3974 2006/02/03 (事故発生地) 東京都	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：約15年	ガスこんろを点火したところ、ファンヒーターに接続されているガス栓付近から出火し、ガスコードの一部を焼損した。 (製品破損)	ガスこんろの後面に2口のガス栓があり、ガス栓とファンヒーターをガスコードで接続しているが、ガスコードとガス栓の接続不良により漏れたガスに、コンロの点火火花が引火したと考えられるものの、接続不良の原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/03/23)	国の行政機関
2007-2148 2007/06/29 (事故発生地) 東京都	迅速継手(都市ガス用) 使用期間：約21年	こんろに点火して目を離した間に、2口ヒューズコックの接続用ゴム管ソケットとゴム管に着火し、一部を焼損した。 (製品破損)	ゴム管には、ガス漏れは認められず、ゴム管用ソケットには、異物の付着と油汚れがあり、ガス漏れが認められたものの、事故発生時のガス漏れの有無は不明であり、ゴム管の焼け方は、ソケットからのガス漏れに引火したものと考えにくく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/07/04)	国の行政機関
2006-2613 2006/12/19 (事故発生地) 福井県	石油こんろ 使用期間：不明	石油こんろから出火し、周辺の床を焼いた。 (拡大被害)	火力源調節を行わず最大状態で使用していたところ、燃焼筒上部の放熱ネットにススが溜まったことから、炎が燃焼筒下部の芯付近に拡がり異常燃焼したため、未燃焼ガスが染み込んだほこりに着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2006/12/28)	消防機関
2006-3848 2007/03/11 (事故発生地) 愛媛県	石油こんろ 使用期間：約30年	木造2階建て倉庫から出火して、同倉庫と木造平屋住宅と納屋の計3棟約160平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	椎茸を乾燥中、自家製椎茸乾燥機内の燃焼中の石油こんろを、そのままに放置したために、長年(約30年)の使用により炭化していた木枠が、当日の加熱により低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2007/03/15)	製品評価技術基盤機構

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2639 2006/12/26 (事故発生地) 福井県	石油ストーブ 使用期間：不明	鉄筋3階建てビルの一室から出火して、同室約36平方メートルを全焼し、家人2人が煙を吸うなどの軽傷を負った。 (軽傷)	被害者が石油ストーブのガードを外した状態で使用して就寝したため、就寝中に布団と石油ストーブの燃焼筒が接触し、出火に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-2783 2007/01/06 (事故発生地) 山形県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、2階部分約78平方メートルを半焼したほか、隣接する木造2階建て住宅の屋根と壁を焼き、家人が顔に軽い火傷を負った。 (重傷)	石油ストーブをつけたまま給油した際に、カートリッジタンクのふた（ネジ式）の締め付けが不十分であったため、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/15)
2006-2936 2007/01/16 (事故発生地) 千葉県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約95平方メートルを全焼し、隣接する空き家の一部を焼損した。 (拡大被害)	石油ストーブの上方で乾かしていた洗濯物が落下したため、ストーブの火が着火し、火災に至ったもの推定される。 (E1)	消費者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/23)
2006-3151 2007/01/26 (事故発生地) 福岡県	石油ストーブ 使用期間：不明	平屋住宅から出火して、半焼し、家人が火傷を負った。 (軽傷)	点火したまま石油ストーブのカートリッジタンクに給油し、ふたを十分締めずにタンクを装着したため、タンクより漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/01)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3401 2007/02/08 (事故発生地) 山梨県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、同住宅と隣接するプレハブ小屋の事務所計約400平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上に干していた洗濯物が落下したため、洗濯物にストーブの火が着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/16)
2006-3492 2007/02/14 (事故発生地) 広島県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約350平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	石油ストーブの上に干していた洗濯物が落下したため、ストーブの火が洗濯物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/22)
2006-3495 2007/02/16 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅と隣接する木造2階建て住宅各約120平方メートルを全焼、隣接する3階建て住宅の2階部分を焼き、住宅2棟の外壁を焦がし、家人1人が全身火傷で重傷、1人が煙を吸いのに軽傷を負った。 (重傷)	石油ストーブの火を消さずに給油していたところ、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/22)
2006-3636 2007/02/16 (事故発生地) 宮崎県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約90平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上に洗濯物を干していたところ、洗濯物がストーブに落下したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3776 2007/01/11 (事故発生地) 京都府	石油ストーブ 使用期間：約20年	木造2階建て住宅から出火して、約80平方メートルを全焼し、隣家の天井や壁の一部を焼き、家人1人が死亡、1人が顔などに軽い火傷を負った。 (死亡)	石油ストーブを消火せずに給油したため、カートリッジタンクのふたの締め付けが不十分であったことから、ストーブにタンクを装着しようとしたところ、漏れた灯油にストーブの火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/12)
2006-3925 2007/03/12 (事故発生地) 福島県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約130平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上方に干していた洗濯物が落下したため、洗濯物にストーブの火が着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/20)
2006-4050 2007/03/18 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガードを取り外したストーブのそばに洗濯物ハンガーを立てかけ使用していたが、ハンガーが倒れ、干していた洗濯物がストーブに接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/28)
2007-0251 2007/04/05 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ 使用期間：不明	集合住宅4階から出火し、台所兼居間約26平方メートルを焼き、家人2名が死亡した。 (死亡)	被害者が、石油ストーブの上方に洗濯物を干していたところ、洗濯物がストーブに落下したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/12)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0259 2007/04/05 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ 使用期間：約5年	木造2階建ての1階付近から出火し、 建物を全焼した。 (拡大被害)	家人が石油ストーブの燃焼筒の部品を取り外し、そのままの状態 で点火したため、異常燃焼を起こし、石油ストーブの近くに あった可燃物に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はと らなかった。	消防機関 (受付:2007/04/12)
2007-0542 2007/04/30 (事故発生地) 広島県	石油ストーブ 使用期間：不明	6階建てビルの一室から出火し、同室の台所約10平方メ ートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ストーブを消火せずにカートリッジタンクに給油した際、 カートリッジタンクのふたの締め方が不十分であったため、本 体にセットしようとした時、漏れた灯油にストーブの火が引火 し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はと らなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)
2007-1975 2007/06/16 (事故発生地) 長崎県	石油ストーブ 使用期間：不明	4階建て集合住宅の一室から出火し、同室を全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上に干していた洗濯物が石油ストーブに落ちて 着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用と見られる事故であるため、措置はと らなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/25)
2007-2067 2007/06/23 (事故発生地) 大阪府	石油ストーブ 使用期間：不明	残油処理のために燃焼させていた石油ストーブが焼損した。 (製品破損)	当該品を炎天下のアスファルトの上に置き、芯の空焼きによる 残油処理を行ったため、当該品底部油受け皿内の灯油がアス ファルトからの熱で気化し、燃焼筒の炎が風にあおられ引火、 異常燃焼を起こし当該品が焼損したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はと らなかった。	消防機関 (受付:2007/06/29)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2360 2007/07/12 (事故発生地) 兵庫県	石油ストーブ 使用期間：不明	10階建て集合住宅の一室で洗濯物を乾かすために使用していた石油ストーブ付近から出火して、同室96平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上方に干していた洗濯物がストーブの上に落下し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故のため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/23)
2007-3509 2007/09/14 (事故発生地) 石川県	石油ストーブ 使用期間：不明	住宅から出火し、同住宅と隣接する木造2階建て住宅計2棟を全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上に干していた洗濯物が石油ストーブに落ちて着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/21)
2007-3552 2007/09/16 (事故発生地) 長崎県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約100平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ストーブの上方に干していた洗濯物が石油ストーブに落ちた際に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/09/26)
2007-4952 2007/12/13 (事故発生地) 福井県	石油ストーブ 使用期間：不明	高校の教室で、石油ストーブの燃料タンクの上に置いてあった灯油ポリタンクの一部が溶けて出火した。 (拡大被害)	石油ストーブに給油する際、灯油の入ったポリタンクを石油ストーブの上に置いた状態でストーブを点火したため、ストーブの熱により、ポリタンクの底が溶け、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/12/18)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-2247 2006/01/24 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造二階建て住宅より出火し、全焼した。 (拡大被害)	家人が石油ストーブの火を消さずに給油作業を行った際、カートリッジタンクの口金パッキンと受金の間にわらが挟まっていたため、カートリッジタンクを斜めにしたとき灯油が漏れだし、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製品評価技術基盤機構 (受付:2006/01/25)
2005-2520 2006/02/08 (事故発生地) 山梨県	石油ストーブ 使用期間：不明	住宅から出火し、家人が死亡した。 (死亡)	被害者がカートリッジタンクを石油ストーブに取り付けた際に、タンクのふたを完全に締めていなかったため、漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/02/13)
2006-1610 2006/10/05 (事故発生地) 新潟県	石油ストーブ 使用期間：約11年	木造2階建て住宅の1階居間から出火して、約170平方メートルを全焼し、家人が両足に火傷を負った。 (重傷)	給油タンクに給油後、ストーブに点火したが、正常燃焼でなかったため、ストーブを消火して給油タンクを点検しようと取り出す際、給油タンクのふたが緩んでいたことから、ふたが外れ、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/16)
2006-2079 2006/11/17 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ 使用期間：不明	鉄筋2階建て店舗付き住宅から出火し、約10平方メートルを焼き、家人が左足に重傷の火傷を負った。 (重傷)	被害者が誤って石油ストーブの周辺に灯油をこぼし、ライターで点火しようとしたため、こぼれた灯油にライターの火が引火したものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/24)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2139 2006/11/21 (事故発生地) 徳島県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、3 24平方メートルを全焼し、家人が顔 に軽い火傷を負った。 (軽傷)	給油した灯油を床にこぼしたまま点火したため、気 化した灯油にストーブの火が引火し、出火したものと 推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/11/29)
2006-2304 2006/12/06 (事故発生地) 島根県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約10 0平方メートルを全焼し、家人が顔に 軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者がうたた寝をしていた際、石油ストーブの周 囲にあったアルミ容器と食品痕のあるプラスチック容 器が過熱され発煙し、慌てて石油ストーブに座布団を かぶせて消火しようとしたため、座布団に火が燃え移 り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/12/11)
2006-2334 2006/12/05 (事故発生地) 徳島県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同 住宅約160平方メートル、隣接する 納屋約65平方メートル及び納屋兼車 庫約60平方メートルの3棟を全焼し 、家人が顔などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブをつけたまま放置したため、周囲の可 燃物にストーブの火が燃え移り、火災に至ったものと 推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/12/12)
2006-2341 2006/12/08 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅兼作業所から出火 し、約220平方メートルを全焼した 。 (拡大被害)	窓際においていた石油ストーブを点火した際に燃焼 筒がずれたまま放置したため、上方のカーテンに異常 燃焼した火が着火し、火災に至ったものと推定される 。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/12/12)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2383 2006/12/11 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約196平方メートルを全焼し、家人1人が死亡、1人が重傷の火傷を負い、他2人もけがをした。 (死亡)	石油ストーブの上方に干してあったハーフコートが落ちて着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/14)
2006-2421 2006/12/12 (事故発生地) 茨城県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約175平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が石油ストーブの近くにビニール製の脱衣かごを置いて放置していたため、ストーブの輻射熱で過熱したかごが発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/18)
2006-2426 2006/12/14 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、同住宅約118平方メートルを全焼し、家人1人が全身火傷で死亡、1人が顔に火傷を負った。 (死亡)	カートリッジタンクに給油した際にふたの締め付けが不十分であったため、ストーブにセットした後、漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/18)
2006-2438 2006/12/14 (事故発生地) 長野県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建ての従業員寮から出火し、同寮と隣接する木造2階建て倉庫の計約390平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	室内に干してあった衣類が石油ストーブ上に落下したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2445 2006/12/16 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、2階部分約70平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	給油したところカートリッジタンクのふたの締め付けが不十分であったため、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	使用者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/19)
2006-2572 2006/12/21 (事故発生地) 山口県	石油ストーブ 使用期間：不明	鉄筋2階建て集合住宅の一室から出火し、同室約50平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブを消火して給油しようとしたところ、カートリッジタンクのふたを確実に閉めていなかったため灯油がこぼれ、ふき残した灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/26)
2006-2590 2006/12/23 (事故発生地) 東京都	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、2階部分約70平方メートルを焼き、2階に住む女性が煙を吸込み意識不明の重体、出火元の家人が顔に重傷の火傷を負った。 (重傷)	石油ストーブを使用中に転倒させてしまったため、漏れ出た灯油が燃焼筒に接触し、発火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/27)
2006-2593 2006/12/25 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造住宅から出火し、4棟計約140平方メートルを全焼して、3人がのどに火傷を負うなどした。 (軽傷)	石油ストーブ周辺が激しく燃えており、近くの可燃物に石油ストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/27)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2599 2006/12/21 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約130平方メートルを全焼し、隣家のテラスの屋根の一部を焦がした。 (拡大被害)	被害者がつまづいて石油ストーブを倒したことから、燃焼筒とカートリッジタンクが外れたため、漏れた灯油が燃焼筒に接触し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/28)
2006-2635 2006/12/24 (事故発生地) 鹿児島県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅と馬小屋、物置の計3棟約221平方メートルを全焼し、家人が両手足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブの清掃不良が原因で、ススにより燃焼筒が目詰まりしていたことから不完全燃焼となり、吹き返し現象が発生したため周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-2671 2006/12/31 (事故発生地) 福島県	石油ストーブ 使用期間：約7年	住宅から出火し、石油ストーブや網戸などを焼いた。 (拡大被害)	給油時にこぼれた灯油を含んだほこりが燃焼筒下部周り及び置台に蓄積していたため、石油ストーブの輻射熱で過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-2702 2006/12/14 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅の石油ストーブから出火し、住宅の壁や天井など26平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ストーブに給油する際、カートリッジタンクのふたを完全に閉めていなかったため、漏れた灯油に石油ストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/09)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2744 2006/12/29 (事故発生地) 群馬県	石油ストーブ 使用期間：不明	鉄筋平屋作業所から出火して、約15.5平方メートルを半焼し、家人が両手などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	バイクの修理をしていたところ、近くにあった石油ストーブの火がバイクのガソリンに引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)
2006-2999 2007/01/18 (事故発生地) 長崎県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約200平方メートルを全焼し、家人2人が死亡した。 (死亡)	こたつ布団が石油ストーブに接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/25)
2006-3076 2007/01/26 (事故発生地) 福井県	石油ストーブ 使用期間：不明	鉄筋3階建て住宅から出火して、2階の一部を焼いた。 (拡大被害)	カートリッジタンクに給油した際、ふたの閉め方が不十分であったため、灯油が漏れ、漏れた灯油を十分にふき取らないまま点火したため、残存していた灯油にストーブの火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/30)
2006-3114 2007/01/28 (事故発生地) 新潟県	石油ストーブ 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火して、同室約20平方メートルを全焼し、家人が足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブを消して給油していたところ、誤ってこぼした灯油が、ストーブの熱で発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/31)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3158 2007/01/30 (事故発生地) 岩手県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、壁や床など約1.6平方メートルを焼き、家人が手と顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブのカートリッジタンクのふたを十分締めずにストーブにセットしたため、油受け皿から漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/01)
2006-3265 2007/01/29 (事故発生地) 新潟県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約200平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/07)
2006-3286 2007/02/02 (事故発生地) 島根県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て母屋から出火し、約51平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	カートリッジタンクに給油したところ、蓋の閉め方が不完全であったため、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/08)
2006-3497 2007/02/17 (事故発生地) 福井県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火し、同室と隣室の計約90平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上に干していた洗濯物が落下し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/22)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3735 2007/03/05 (事故発生地) 新潟県	石油ストーブ 使用期間：不明	中古車整備工場から出火して、約120平方メートルを全焼し、従業員が顔や手に火傷を負った。 (軽傷)	自動車の燃料ポンプを外していたところ、ガソリンが漏れ、近くにあった石油ストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/08)
2006-3744 2007/03/02 (事故発生地) 熊本県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、台所付近約15平方メートルを焼き、家人が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブに農機具に使用するためのガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であることから、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/09)
2006-3851 2007/03/13 (事故発生地) 千葉県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	給油したカートリッジタンクのネジ式の蓋の締め付けが不十分であったため、ストーブ本体に格納するときにカートリッジタンクを逆さにした際、灯油が漏れて出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/15)
2006-4069 2007/03/21 (事故発生地) 鹿児島県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅内のストーブのあった部屋から出火して、約150平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブをつけたまま外出したため、周囲の可燃物にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/29)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0357 2007/04/11 (事故発生地) 宮崎県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約100平方メートルを全焼し、家人が両手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブに農機具用のガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/20)
2007-0446 2007/04/18 (事故発生地) 滋賀県	石油ストーブ 使用期間：約4か月	集合住宅の一室から出火して、同室約50平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	被害者がカートリッジタンクに給油した際、ふたの締め付けが緩かったため、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/26)
2007-0486 2007/04/28 (事故発生地) 大分県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅82平方メートルと棟続きの木造平屋の農機具倉庫33平方メートルを全焼し、家人1人が左手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブの給油タンク内からガソリンが検出されたことから、ガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2007-0856 2007/05/15 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約170平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	家人が誤って点火中の石油ストーブの上に可燃物を置き、そのまま放置したため、可燃物にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、特に措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/18)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1526 2007/06/02 (事故発生地) 鹿児島県	石油ストーブ 使用期間：不明	平屋住宅から出火して、全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブをつけて昼寝をしていたところ、石油ストーブをふすま側に向けていたため、ふすまが輻射熱により過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/11)
2007-2094 2007/06/03 (事故発生地) 京都府	石油ストーブ 使用期間：不明	石油ストーブを使用中に火災が発生した。 (拡大被害)	被害者がストーブを消火したつもりでその場を離れたが、操作を誤って芯を上げていたため、当該機上部に吊ってあった可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	販売事業者 (受付:2007/07/02)
2007-2719 2007/07/15 (事故発生地) 京都府	石油ストーブ 使用期間：約1年	石油ストーブから出火し、本体を焼損した。 (製品破損)	被害者が、ガソリンを灯油と間違えて石油ストーブに給油したため、異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/08/06)
2007-4390 2007/11/10 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ 使用期間：不明	プレハブ平屋建てコンテナハウスから出火して、約15平方メートルを全焼し、乗用車3台の一部が焼けた。 (拡大被害)	被害者が灯油と間違えてガソリンを給油したため、石油ストーブが異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、特に措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/16)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4402 2007/11/10 (事故発生地) 佐賀県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約300平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブ1台と石油ファンヒーター3台を手入れのため同じ場所に集めて空焼きしていた際、給油タンクは取り外していたが、すぐ近くに置いていたため、加熱によりタンクが膨張しふたが外れ、灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/19)
2007-4920 2007/12/10 (事故発生地) 茨城県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約130平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が消火直後の石油ストーブを誤って倒したため、漏れた灯油にストーブの火が引火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/12/17)
2004-2032 2004/12/28 (事故発生地) 福井県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋建て住宅から出火して、約90平方メートルを全焼し、家人が顔に火傷を負った。 (軽傷)	カートリッジタンク先端のバルブ部に打痕があり、口金バルブに隙間があったものと推定される。その隙間から灯油が漏れだした可能性が考えられるが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定は出来なかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、特に措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2005/01/04)
2004-2207 2005/01/24 (事故発生地) 石川県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て民宿兼住宅の1階の石油ストーブから出火し、畳等を焼き、消火器で消し止めた。消火の際、家人が火傷を負った。 (軽傷)	被害者が給油時にストーブを消火せずにカートリッジタンクを抜いた際、ワンタッチ式のふたから漏れた灯油が燃焼筒にかかり炎上、出火に至ったものと推定されるが、灯油が漏れた原因については特定できなかった。 (G1)	事故原因は不明であるが、ホームページでカートリッジタンクの給油口は確実に閉め、油漏れがないことを確認することを注意喚起するとともに、「給油の際のご注意」として同様の内容のチラシを作成し、全国の関係機関に配布した。また、平成17年よりふたのロックがより確実に行えるよう部品精度を向上し、平成18年生産品よりタンクを引き抜くと、緊急消火動作に入る給油時自動消火装置を搭載した。	製品評価技術基盤機構 (受付:2005/01/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-1794 2005/12/24 (事故発生地) 石川県	石油ストーブ 使用期間：不明	ストーブのカートリッジタンクを外して灯油を入れ、ストーブにカートリッジタンクをセットしようとした際に、カートリッジタンクより灯油がこぼれ、こぼれた灯油が燃え上がって近くの可燃物に燃え広がり住宅を全焼した。 (拡大被害)	家人がストーブを消火せず給油作業を行ったことが出火した主たる原因とみられる。また家人がカートリッジタンクをストーブ本体に挿入する際、カートリッジタンクの口金パッキンと受金の間に異物が挟まっていたため、カートリッジタンクを斜めにしたとき灯油が漏れだし、その漏れた灯油が燃焼筒にかかり炎上したものと思われるが、異物の確認ができなかったため、原因不明である。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	消防機関 製品評価技術基盤機構 (受付:2005/12/26)
2006-2051 2006/11/16 (事故発生地) 静岡県	石油ストーブ 使用期間：不明	集合住宅の一室の石油ストーブ付近から出火し、同室約53平方メートルを焼き、家人1人が全身火傷で死亡、1人が腕などに軽い火傷を負った。 (死亡)	石油ストーブから出火した可能性が考えられるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/21)
2006-2458 2006/12/13 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約130平方メートルを全焼し、家人2人が顔などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブに誤給油中もしくは転倒により出火したものと推定しているが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/20)
2006-2745 2006/12/29 (事故発生地) 鹿児島県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋店舗付き住宅から出火し、約140平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	居間でストーブに火を付けたままその場を離れていたところ、「ボン」という爆発音がして石油ストーブ周辺が燃えていたが、何が爆発したか不明であり、焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (G1)	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2866 2007/01/11 (事故発生地) 長野県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約130平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	石油ストーブが転倒していたことから、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定されるが、転倒した原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)
2006-2890 2007/01/14 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約32平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ストーブの上に干した洗濯物が落下して出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/01/19)
2006-2932 2007/01/13 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約380平方メートルと隣接する木造平屋車庫約30平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が誤って石油ストーブを倒したため、漏れた灯油から出火に至ったものと推定されるが、着火源の特定はできず原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/23)
2006-2965 2007/01/15 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約80平方メートルを全焼し、隣接する住宅など7棟を全半焼した。 (拡大被害)	石油ストーブからの出火と推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/24)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3061 2007/01/19 (事故発生地) 鹿児島県	石油ストーブ 使用期間：不明	居間のストーブ付近から出火し、平屋住宅と離れを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/30)
2006-3170 2007/01/24 (事故発生地) 群馬県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅の一室から出火し、約194平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブ付近から出火したものと推定されるが、焼損が激しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/02)
2006-3191 2007/01/29 (事故発生地) 島根県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅480平方メートルと隣接する木造2階建て住宅200平方メートルを全焼したほか、電車の通信ケーブル6本が焼け電車計51本が運休止、家人2人が顔などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	居間で使用していた石油ストーブを玄関先まで移動した際、炎が大きくなったために周囲の可燃物に燃え移ったものと推定されるが、耐震自動消火装置は作動しており、炎が大きくなった原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/05)
2006-3491 2007/02/14 (事故発生地) 広島県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約100平方メートルを全焼し、家人1人が死亡、1人が煙を吸う軽傷を負った。 (死亡)	石油ストーブの燃焼筒が取り外された状態であったことから、ストーブの取り扱いに不備があったものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/22)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3631 2007/02/27 (事故発生地) 静岡県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅の一室に置いてあったストーブ付近から出火して、居間を焼き、家人2人が軽い火傷を負った。 (軽傷)	製品の欠陥による事故ではないと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/02)
2006-3768 2007/03/04 (事故発生地) 茨城県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造平屋の空き店舗から出火して、同店舗約152平方メートルと隣接する鉄骨平屋の工場約155平方メートルと木造平屋住宅兼店舗約40平方メートルを全焼し、居酒屋の壁の一部を焼いた。 (拡大被害)	石油ストーブから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/12)
2006-3771 2007/03/04 (事故発生地) 石川県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約200平方メートルと隣接する住宅兼作業所約270平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	石油ストーブを点火した後、芯の調整を行わなかったため、異常燃焼を起こし出火に至った可能性が考えられるが、石油ストーブの使用状況や出火時の詳細について確認することができないため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/12)
2007-0215 2007/04/06 (事故発生地) 石川県	石油ストーブ 使用期間：約16年	木造2階建て住宅から出火して、約104平方メートルを全焼し、家人1人が死亡、1人が軽い火傷を負った。 (死亡)	燃焼状態でカートリッジタンクを抜くと自動消火装置が作動する構造であるが、部品が変形したため作動せず、燃焼継続状態でタンクをセットしようとして、こぼれた灯油に引火し火災に至ったものと推定される。部品変形の原因は修理ミス等が考えられるが、修理履歴が判らないため不明であった。また、灯油がこぼれた原因は、ふた(ワンタッチ式)の状態を含めてタンクの損傷が著しく、特定できなかった。 (G1)	事故原因は不明であるが、ホームページでカートリッジタンクの給油口は確実に閉め、油漏れがないことを確認することを注意喚起するとともに、「給油の際のご注意」として同様の内容のチラシを作成し、全国の関係機関に配布した。また、平成17年よりふたのロックがより確実に行えるよう部品精度を向上させ、平成18年生産品よりタンクを引き抜くと、緊急消火動作に入る給油時自動消火装置を搭載した。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0378 2007/04/19 (事故発生地) 静岡県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約150平方メートルを全焼し、家人2人が煙を吸い、1人が頭などを打ち、軽傷を負った。 (軽傷)	製品の欠陥による事故ではないと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/23)
2007-0561 2007/05/07 (事故発生地) 新潟県	石油ストーブ 使用期間：不明	住宅から出火して、211平方メートルを全焼し、家人1人が顔などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブからの出火とみているが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/09)
2007-2252 2007/07/08 (事故発生地) 熊本県	石油ストーブ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約150平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブに給油した際にこぼれた灯油にストーブの火が引火したものと推定されるが、灯油がこぼれた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/12)
2007-2806 2006/10/00 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(FF式) VT55P3 (株)コロナ 使用期間：約3年10か月	石油ストーブのスイッチを入れて10～15分経過したところ、漏れた灯油が皿状のストーブ置台一杯に溜まっていた。 (製品破損)	電磁ポンプに油のにじみが確認されたこと、また、電磁ポンプ内のOリングが硬化していることから、劣化した灯油の影響を受けやすい材質のOリング(NBR)を使用していたため、Oリングが硬化し、灯油が漏れ出したものと推定される。 (A1)	他に同種事故は発生しておらず、当該機種は既に製造を終了しており、後継機種については電磁ポンプのOリングを劣化した灯油の使用に耐える材質に変更した。	消費者センター (受付:2007/08/10)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3569 2007/02/07 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(FF式) FF-V45M (株)コロナ 使用期間：不明	使用中の石油ストーブが突然爆発し、ガラスが粉々に吹き飛び、上部の蓋が飛んだ。 (製品破損)	油量ポンプの制御用プリント基板のはんだ付け部にクラックが生じたため、一時的に断線状態になったことで油量ポンプの運転が停止し、ポットへの灯油の供給が止まり、消火したと考えられる。その後、すぐに断線状態が解消されたため、ポットが十分に暖まっている状態で再び灯油が供給され、ポット内に気化ガスが充満し爆発的に着火したことによるものと推定される。 (A2)	他に同種事故は発生しておらず、単品不良と思われることから、既製品については措置はとらなかった。 なお、平成5年からは、プリント基板の限度見本を設定し、はんだ量及びはんだ付け状態の管理を行っている。	消費者センター (受付:2007/02/27)
2006-1796 2006/10/26 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(FF式) FF-V45M (株)コロナ 使用期間：約15年	寝室を暖めるために今季初めて石油ストーブをつけて、その場を離れていたところ、臭いがしたため寝室に戻ると出火しており、壁の一部を焼損した。 (拡大被害)	長期使用(約15年)により、何らかの要因によって電磁ポンプ用基板にあるトランジスタのリード線間で放電が起こり、その発熱によって電磁ポンプの樹脂カバーが発火・燃焼し、静圧ホース等に燃え移り、その燃焼熱によって定油面器が溶融するとともに、石油ストーブ内にオイルサーバーから灯油が漏れ出して焼損したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。	警察機関 消費者 (受付:2006/10/31)
2007-2339 2005/05/00 (事故発生地) 新潟県	石油ストーブ(FF式) CFF-V307 三洋電機(株) 使用期間：約15年5か月	FF式石油暖房機のホースのき裂により灯油が漏れ、部屋全体に灯油があふれた。 (拡大被害)	購入時の送油ホースを長期間(約15年間)使用していたため、送油ホースが経年劣化し、き裂が生じ灯油漏れを起こしたものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であり、他に同種事故が発生していないことから、措置はとらなかった。 なお、平成18年型から製品本体の注意ラベルにも油漏れに関する注意事項を記載している。また、既製品については、安全チェックリスト(社)日本ガス機器工業会発行)を商品サービス時に消費者に配布し、注意喚起を促している。	消費者 (受付:2007/07/19)
2005-1598 2005/06/00 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ(FF式) 使用期間：約5年	養護学校の体育館に8台FF式石油ストーブを設置して使用していた。初夏になったので、ストーブをはずしてみると、壁が焦げているものがあった。中を見ると吸気ホースが焼けて穴があいていた。 (拡大被害)	内部で吸気用樹脂製ホースが排気パイプに接触した状態で取り付けられていた。このため高温の熱で溶けたと考えられる。なお、排気パイプには断熱材が巻かれているものの断熱効果が無かったものと思われる。壁が焦げたのは、ストーブの設置が固定していなかったため、体育館で競技中何らかの物がストーブにあたるなどして吸排気筒とパイプの取り付け部がゆるみ排気が漏れたために木製の壁が排気熱のため炭化したものと推定される。 (D1)	設置業者に吸気ホースは工事説明書通りに設置するとともに、確認するよう伝えた。	都道府県 (受付:2005/12/09)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2270 2006/12/06 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(FF式) 使用期間：約7年	朝点火するように石油ストーブのタイマーをセットして就寝中、朝方ストーブ付近から異音が発生し、ストーブから火が出て、電気配線や電源スイッチの操作パネル付近を焼損し、壁やソファ、じゅうたんがすすで汚れた。	石油ストーブの本体送油管接続部のイン側パイプのナットが緩んでいたため、灯油が少しずつ漏れ、ストーブの熱で気化した灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 なお、当該ストーブは事故が起きる前にサービス店が2度、分解清掃と修理を行っていたが、イン側パイプのナットに緩みが発生していたことには気が付かなかった。	点検実施サービス店に対し、注意喚起した。	消防機関 製造事業者 (受付:2006/12/07)
2006-3106 2007/01/11 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(FF式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約60平方メートルを全焼し、家人1人が顔に軽い火傷を負った。	被害者がストーブを清掃した際、灯油が置き台にこぼれたままよくふき取らずにストーブの火をつけたため、残っていた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/31)
2006-3503 2007/02/20 (事故発生地) 山形県	石油ストーブ(FF式) 使用期間：不明	住宅から出火して、ふとん2枚と床約1平方メートルを焼き、家人が煙を吸い病院に搬送された。	石油ストーブの近くに枕を置いていたため、ストーブの輻射熱により過熱し、火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/23)
2007-4241 2007/10/21 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(FF式、床暖房機能付) UF-653CSD サンデン(株) 使用期間：約10年	使用中の石油ストーブから異音が生じて前面のガラスが黒くなって火が消え、天板の円いふたのバッキングが飛び散った。	燃焼リングが破損したため、不完全燃焼となり、発生したカーボンが流入管を詰まらせ灯油の供給が停止し燃焼は継続できず消火状態となった。消火状態直後、ポット底面が高温状態の時に再び灯油が供給され、未燃焼ガスが急激に発生し点火されることによって爆発的な燃焼が発生したものと推定される。被害者がストーブの点検を業者に依頼していなかったこと、また、取説にも点検を行う旨の記載がないことから事故発生に影響した。	顧客へ製品の定期点検(2シーズンに1度)のお願いを継続する。	消費者センター (受付:2007/11/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2969 2007/01/18 (事故発生地) 鳥取県	石油ストーブ(ポット式、強制通気形、自然対流形) HS-15AT-10(N) (株)トヨトミ 使用期間：不明	鉄筋3階建て学校の教室に置かれた石油ストーブに給油中、ストーブから出火して、教室内の壁と天井計約5.5平方メートルを焼き、1名が足に火傷を負った。 (軽傷)	灯油が切れてストーブが消えたことから給油したところ、ポリタンクをストーブの上に置いて油量つまみを「止」位置に戻さずに給油してその場を離れたため、ストーブが再点火し、ポリタンクが溶けて灯油がこぼれ、火災に至ったものと推定される。 (B4)	取扱説明書の改善を行い、次モデルより給油中に再点火しない構造への変更を行う。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/24)
2006-2221 2006/12/03 (事故発生地) 静岡県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅の台所付近から出火して、約11.6平方メートルを全焼し、家人1人が全身火傷を負って重体、1人も顔に軽い火傷を負った。 (重傷)	石油ストーブの上方に洗濯物を干していたため、落下した洗濯物にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/05)
2006-2542 2006/12/16 (事故発生地) 茨城県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約20平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	被害者が石油ストーブの火力調節機構が故障し、点火すると炎が大きくなることを知りながら、火力調節を適正火力にせず放置したため、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/22)
2006-2781 2007/01/05 (事故発生地) 茨城県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約8.2平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	被害者が石油ストーブの上方に洗濯物を干していたため、落下した洗濯物にストーブの火が着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2939 2007/01/18 (事故発生地) 大分県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	住宅から出火し、出火元住宅を含む4棟約330平方メートルを全焼したほか、4棟が一部を焼き、3棟が壁などを焦がした。 (軽傷)	火を消さずに給油していたところ、ポリタンクをひっくり返してしまい、ストーブの火が引火し火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/23)
2006-3390 2007/02/12 (事故発生地) 岩手県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約123平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの前で乾燥させていた衣類が、ストーブからの輻射熱により過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/15)
2006-3956 2002/10/29 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：約6年	石油ストーブにカートリッジタンクを挿入したところ、タンクのふたが開いて灯油がこぼれ、ストーブにかかりタンク口から出火、2階建て住宅約218平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの火を消さないままカートリッジタンクに給油したところ、ふたを完全にロックせずにストーブに装填したため、こぼれた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/22)
2006-2765 2007/01/01 (事故発生地) 大阪府	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造2階建て新聞販売所の石油ストーブ付近から出火して、同販売所と隣接する木造2階建ての建物1棟約105平方メートルを全焼、男性2人が顔や手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブの上に雑煮の鍋を掛けていたため、時間経過と共に輻射熱でカートリッジタンクの内圧が高くなり、給油口口金部分から灯油が漏れ、燃焼筒の炎が着火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/12)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2788 2007/01/11 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅を全焼、隣接する住宅を半焼したほか、近くの4棟の壁なども焦がし、家人2人がのどに火傷を負った。石油ストーブに給油した際に火が燃え移った。 (軽傷)	石油ストーブのカートリッジタンクに給油してセットしたとき、ふたの締め付けが緩く、再点火の後、漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/15)
2006-3406 2007/02/13 (事故発生地) 岐阜県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約82平方メートルを全焼し、家人が頭と足に軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブへの給油したところ、カートリッジタンクのふた(ネジ式)を完全に閉めなかったため、タンクを本体に装着後も漏れ続けた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/16)
2006-3650 2007/02/22 (事故発生地) 岐阜県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造平屋3軒長屋の1軒から出火して、長屋を計約100平方メートルを全焼し、出火元の住宅の家人が重傷の火傷を負った。 (重傷)	石油ストーブをつけたまま就寝したため、寝具等の可燃物が接触し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/05)
2006-3653 2007/02/27 (事故発生地) 茨城県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約132平方メートルを全焼し、家人が顔に火傷を負った。 (軽傷)	ガソリンを灯油と誤って給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3822 2007/02/19 (事故発生地) 奈良県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：約11年	石油ストーブを点火し火力を小さくして外出したところ、ストーブ近くのソファとカーテンが燃えていた。 (拡大被害)	灯油タンク内の燃料を調べたところガソリンであったことから、ガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/14)
2007-0476 2007/04/24 (事故発生地) 茨城県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、106平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	被害者が石油ストーブに火を付けた状態で外出し、付近の壁に衣類を掛けていたことから、それらの可燃物にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2006-3241 2007/01/25 (事故発生地) 大阪府	石油ストーブ(開放式) 使用期間：不明	洗面台付近で使用していた石油ストーブから出火し、3階建て住宅を全焼した。 (重傷)	製品に異常燃焼の痕跡はなく、また、事故当時の状況が不明なため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2007/02/06)
2006-3957 2005/02/04 (事故発生地) 石川県	石油ストーブ(開放式) 使用期間：約2年	石油ストーブにカートリッジタンクをセットしようとしたところ、口金付近から灯油がポタポタとこぼれた。 (被害なし)	カートリッジタンクのふたの閉め方が不十分であったため漏れたものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/22)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0244 2007/04/01 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ(開放式)	木造2階建て倉庫兼事務所から出火し、約190平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブのガードで雑巾等を乾かしていたため、雑巾等が過熱し、出火したものとされたが、ガードにかけられた雑巾等から出火する可能性は低いことや、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/11)
2007-0014 2007/02/08 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ(開放式、芯式、放射型)	石油ストーブをつけ、20分ほどして突然大きな音とともに炎が出て、パジャマ上下と髪の毛が焼けた。 (拡大被害)	ストーブの近くにいた被害者が着用していたアクリル製のパジャマ表面に焦げが見られ、表面フラッシュ現象が発生したものと推定されるが、どのようにパジャマに着火したのか詳細が不明であるため、事故原因は特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、特に措置はとれなかった。	消費者 (受付:2007/04/02)
2006-2663 2006/12/28 (事故発生地) 茨城県	石油ストーブ(開放式、反射型)	木造平屋住宅から出火し、同住宅約100平方メートルと隣家約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が石油ストーブを消さずにカートリッジタンクに給油し、ふたの締め付けが不十分であったため、装着時に漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2006-4059 2007/03/22 (事故発生地) 福島県	石油ストーブ(開放式、反射型)	住宅で、寝室に置いてあった石油ストーブから出火して、畳の一部を焦がした。 (拡大被害)	石油ストーブの上にプラスチック製の鏡を置いたまま点火したため、熱せられて溶け出したプラスチックが天板から流れ落ちて引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3960 2007/03/15 (事故発生地) 群馬県	石油ストーブ(開放式、反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約85平方メートルを全焼し、家人が手足や顔などに重傷の火傷を負った。 (重傷)	乾燥のため吊していた洗濯物が石油ストーブ上に落下し火災になったものと推定されるが、家屋の焼損が著しく原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/23)
2006-3268 2007/02/01 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ(開放式、反射形) 使用期間：不明	木造平屋の店舗兼住宅から出火して、同店舗兼住宅を全焼し、両隣の店舗も半焼し、経営者が顔に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ストーブを消火せずにカートリッジタンクに給油を行い、本体にタンクを収納しようとしたところ、タンクのふた(ねじ式)の締め方が不十分であったため、ストーブの火が漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/07)
2006-2048 2006/11/13 (事故発生地) 岐阜県	石油ストーブ(開放式、反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約76平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ストーブの反射板の裏側にすさまじいこんでいることが認められることから、燃焼筒がずれてセットされていたことにより、炎の大きい異常燃焼状態が続き、ストーブ近傍の木製棚などを過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/21)
2006-3602 2007/02/07 (事故発生地) 大阪府	石油ストーブ(開放式、反射形) 使用期間：約11年	駅付近の橋梁下の河川敷で、石油ストーブから出火し、炎が線路付近まで燃え上がり、枕木約40本のほか、廃車両4台や古タイヤなどが燃えた。 (拡大被害)	被害者がガソリンを灯油と間違えて石油ストーブに給油したため、異常燃焼を起こし、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1856 2007/06/12 (事故発生地) 岐阜県	石油ストーブ（開放式、反射形） 使用期間：不明	集合住宅の一室で、石油ストーブから出火し、畳を焦がした。 (拡大被害)	石油ストーブを横転させた際に灯油が漏れ出したにもかかわらず、灯油をふき取らずに点火したため漏れ出した灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/15)
2007-0489 2007/04/30 (事故発生地) 静岡県	石油ストーブ（開放式、反射式） 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、居間など約40平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	ストーブの上で長時間放置されて空焼き状態になったケトルが、カーペットの上に落下したため、付近の可燃物に接触し出火したものと考えられるが、焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)
2006-2568 2006/12/19 (事故発生地) 群馬県	石油ストーブ（開放式、放射形） 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約108平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブをつけたまま外出したことから、ストーブの周囲にあったふとんが過熱されたため出火に至ったものと推定されるが、焼損が激しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が特定できないため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/26)
2007-0006 2007/03/24 (事故発生地) 香川県	石油ストーブ（開放式・反射形） 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約250平方メートルを全焼し、家人が顔や両手などに火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブを消したのち、しばらくして部屋から炎と煙が出ており、以前からストーブを切っても完全に消えないことがあることに気付いていたが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2179 2006/11/24 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ(開放式・反射式) 使用期間：約5年	木造2階建て住宅から出火して、約40平方メートルを焼損し、家人が左足や顔に軽い火傷を負い、病院に搬送された。 (軽傷)	被害者が石油ストーブのカートリッジタンクを本体にセットしようとした時にワンタッチ式のふたが開いてしまい、漏れた灯油が残火のある燃焼筒に注がれて引火し、火災に至ったものと推定されるが、漏れた原因については特定できなかった。 (G1)	事故原因は不明であるが、ホームページでカートリッジタンクの給油口は確実に閉め、油漏れがないことを確認することを注意喚起するとともに「給油の際のご注意」として同様の内容のチラシを作成し、全国の関係機関に配布した。また、平成17年よりふたのロックがより確実に行えるよう部品精度を向上させ、平成18年生産品よりタンクを引き抜くと、緊急消火動作に入る給油時自動消火装置を搭載した。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/01)
2006-3017 2007/01/24 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ(自然対流形) 使用期間：不明	木造平屋の物置から出火し、同物置約15平方メートルと隣接する木造平屋住宅約48平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	給油ポンプで給油してポンプのホースを抜きとったところ、灯油が飛び散って燃焼筒にかかったため、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/26)
2006-3750 2007/03/06 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ(自然対流形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅兼倉庫から出火して、約80平方メートルと隣接する平屋住宅約100平方メートルを全焼した。 (軽傷)	自家製椎茸乾燥機を設置し、中央に石油ストーブを使用して椎茸を乾燥中に、そのまま放置したため、ストーブの熱により椎茸が炭化し発火した。さらに、倉庫の扉を開けたため、発火した椎茸の火が風に煽られ、周りの木製枠に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/09)
2006-2959 2007/01/12 (事故発生地) 広島県	石油ストーブ(自然通気形開放式) 使用期間：不明	石油ストーブを点火して2時間半後、突然「メラメラ」と炎が上がった。鍋の水をかけて消火したが、天井が煤け、フローリングの床に焦げ跡が付いた。 (拡大被害)	内部に溜まった綿ぼこりにストーブの火が着火したものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/01/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0067 2007/03/29 (事故発生地) 青森県	石油ストーブ(対流式) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約100平方メートルを全焼し、家人が顔などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブに点火した際に、燃焼筒の位置が不完全であったため異常燃焼を起こし炎が立ち上がったので、消火しようと座布団をかけたところ、ストーブからの火が座布団に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/03)
2006-2930 2006/11/14 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(半密閉式) 使用期間：約5年	2階建て集合住宅の一室で石油ストーブ付近から出火し、ストーブ周辺の壁や床の一部を焼損し、家人が煙を吸って入院した。 (重傷)	石油ストーブの制御基板と燃焼用送風機との配線に電氣的溶融痕が認められるが一次痕か二次痕かの判断ができず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	警察機関 (受付:2007/01/23)
2006-4014 2007/02/13 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(半密閉式、床暖房機能付) UH-84PAK4 (株)コロナ 使用期間：約6年2か月	石油ストーブから灯油が漏れて、ストーブ台に溜まっていた。 (被害なし)	電磁ポンプ内部のシール部に金属部品の切削屑が挟まっていたことから、電磁ポンプ内に混入した切削屑が使用しているうちに徐々にシール部の隙間に入り込み、気密性が失われたため、油漏れしたものと推定される。 (A2)	部品メーカーと共に製造工程及び管理方法の見直しを行い、品質管理を強化した。	消費者センター (受付:2007/03/27)
2007-0617 2007/02/25 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(半密閉式、床暖房機能付) 使用期間：約5年	微少火力で燃焼中の床暖房用半密閉式石油ストーブの排気筒から黒いすすが出て、室内に白煙が充満した。 (製品破損)	ボイラー側の熱交換器にすすが堆積していたことから、給排気筒先端の水結により閉塞が起き、燃焼不良が発生したものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2453 2006/11/06 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(半密閉式、床暖房機能付) 使用期間：不明	外出中、住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブ周辺の燃え方が激しいことから、当該ストーブからの出火と推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/12/19)
2006-2860 2006/12/16 (事故発生地) 福井県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造2階建て集合住宅の一室から出火して、2階2室と隣家の一部計50平方メートルを焼き、男性が煙を吸って病院に運ばれた。 (軽傷)	石油ストーブの上に干していた洗濯物が落下したため、ストーブの火が洗濯物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/18)
2006-2469 2006/12/17 (事故発生地) 山形県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、茶の間の畳約1.5平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ストーブを消火しないで給油したところ、カートリッジタンクのふたが緩んでいたため、漏れた灯油が燃焼筒にかかり火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/21)
2006-2553 2006/12/20 (事故発生地) 岩手県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	無人の木造2階建て住宅兼店舗から出火し、同住宅と隣接する木造2階建て住宅兼店舗を全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上に干していた洗濯物が落下したため、洗濯物にストーブの火が着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2626 2006/12/22 (事故発生地) 三重県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約230平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブのそばでシーツを干して外出したため、シーツが石油ストーブに接触し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-2629 2006/12/23 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	鉄筋2階建て住宅から出火して、約10平方メートルを焼き、家人2人が死亡し、1人が軽い火傷を負った。 (死亡)	石油ストーブの上方に干していた洗濯物が落下したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-3005 2007/01/22 (事故発生地) 岐阜県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約70平方メートルを全焼し、家人1人が右手首に軽い火傷を負い、1人が煙を吸って病院に搬送された。 (軽傷)	石油ストーブを消火せず給油したところ、カートリッジタンクのふたの締め方が不十分であったため、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/25)
2006-3373 2007/02/09 (事故発生地) 秋田県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約292平方メートルを全焼し、隣接する木造2階建て小屋を半焼した。 (拡大被害)	石油ストーブを消火せずにカートリッジタンクに給油し、ストーブに装填しようとしたところ、タンクの給油口(ワンタッチ式)が故障していたため、漏れた灯油が燃焼筒にかかり火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/14)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-1868 2006/11/04 (事故発生地) 熊本県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約80平方メートルを全焼し、隣家の車庫の屋根などを焼いた。 (拡大被害)	石油ストーブの前に近接して置いてあった可燃物が輻射熱により過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/07)
2006-2209 2006/11/30 (事故発生地) 秋田県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約220平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	カートリッジタンクに給油したところ、ふたをしっかりと締めずにセットしたため灯油が漏れだし、漏れた灯油にストーブの火が引火し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/04)
2006-2713 2007/01/02 (事故発生地) 岩手県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、284平方メートルを全焼し、家人が右足などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	被害者が服に付いたごみを取ろうとしたところ、近くに置いてあった灯油を入れていたペットボトルを倒したため、灯油が飛散し、飛散した灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)
2006-2898 2007/01/17 (事故発生地) 三重県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	鉄筋2階建て集合住宅の一室から出火し、台所約25平方メートルを焼き、家人一人が煙を吸い軽傷を負った。 (軽傷)	バイクに使用するためのガソリンを灯油と間違えて石油ストーブに給油したため、異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/22)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3763 2007/03/01 (事故発生地) 新潟県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	住宅から出火して、約380平方メートルを全焼し、家人が右足首に軽い火傷を負った。 (軽傷)	近くにあったこたつ布団に石油ストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/12)
2007-0250 2007/04/04 (事故発生地) 岩手県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	ストーブから出火し、ストーブの上部を焦がした。 (軽傷)	石油ストーブの上に、ティッシュペーパーと化粧用ポーチを置いていたのを忘れてストーブに点火したため、ストーブからの熱により過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/12)
2007-0451 2007/03/17 (事故発生地) 栃木県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	プレハブ型簡易住宅から出火して、同住宅3.3平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	被害者が石油ストーブのガードを外して使用していたため、カーテン等の可燃物が石油ストーブの燃焼筒に接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/26)
2007-1580 2007/06/05 (事故発生地) 山形県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、石油ストーブ1台と居間3平方メートルを焼き、家人2人と隣家の男性1人が顔などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	草刈機に使用するための混合ガソリンを灯油と間違えて石油ストーブに給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2471 2006/12/19 (事故発生地) 岩手県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：約2年	木造2階建て店舗兼住宅から出火し、1階店舗部分約44平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	店舗内で使用していた石油ストーブ(反射形)の輻射熱で、近くの可燃物に着火し延焼拡大に至ったものと推定されるが、現場の焼損が著しく可燃物は不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/21)
2006-2769 2007/01/08 (事故発生地) 秋田県	石油ストーブ(反射形) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約173平方メートルを全焼し、家人1人が一酸化炭素中毒で死亡した。 (死亡)	石油ストーブからの出火と推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/12)
2006-2422 2006/12/12 (事故発生地) 長野県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	住宅から出火して、全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	石油ストーブをテーブルの下に置いて使用していたため、ストーブの火がテーブルクロス等に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/18)
2006-3042 2007/01/11 (事故発生地) 兵庫県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	集合住宅の一室から出火して、約50平方メートルを全焼し、家人が顔などに火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクを本体に入れようとした際、ふたを締めるのを忘れていたため、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3283 2007/01/29 (事故発生地) 滋賀県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅の居間のストーブ周辺から出火して、同住宅ほか3棟を全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに給油したところ、ふたを締め忘れたため、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/08)
2006-3716 2007/02/27 (事故発生地) 宮城県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約165平方メートルを全焼し、隣接する住宅3棟の雨どいや屋根を焼き、出火元の家人が煙を吸い込み、火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブを消火せずに給油したところ、カートリッジタンクのふた(ネジ式)の締め付けが不十分であったため、ストーブの火が漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/07)
2006-3934 2007/03/17 (事故発生地) 京都府	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約50平方メートルを全焼したほか、棟続きの空き家と隣接する住宅の一部を焼き、家人がのどに軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ストーブの上方に干していた洗濯物が落下したため、ストーブの火が洗濯物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/20)
2007-0004 2007/03/24 (事故発生地) 宮城県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、250平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブを囲むストーブガードに洗濯物を掛けて干していたところ、ストーブとガードの距離が約15cmと近接していたため、石油ストーブの輻射熱により洗濯物が過熱されて出火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-1950 2007/06/16 (事故発生地) 富山県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、13 5平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	家人が石油ストーブを使用して衣服を乾かしていた ため、衣服が石油ストーブに接触して着火し、出火し たものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2007/06/22)
2006-2006 2006/11/07 (事故発生地) 三重県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、64 平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの周囲に可燃物を置いたまま放置した ため、可燃物が過熱し、火災に至ったものと推定され る。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/11/17)
2006-2331 2006/12/02 (事故発生地) 新潟県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	反射式石油ストーブ付近から出火し 、男性が死亡した。 (死亡)	石油ストーブの周囲に置いていた新聞紙にストーブ の火が着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/12/12)
2006-2605 2006/12/26 (事故発生地) 宮城県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、2 階部分約36平方メートルを焼き、家 人3人が死亡した。 (死亡)	石油ストーブ付近から出火したものと推定されるが 、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかつ た。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/12/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0210 2007/04/06 (事故発生地) 山形県	石油ストーブ(反射式) 使用期間：不明	住宅を全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上方に干した洗濯物が落下して火災に至ったものと推定されるが、事故現場の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)
2007-0548 2007/05/04 (事故発生地) 山梨県	石油ストーブ(反射式 芯上下式) 使用期間：約10年	木造平屋住宅約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブをつけたまま外出したため、ストーブに接していた障子に火が燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)
2007-4665 2007/11/26 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ(放射型) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約179平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	被害者が石油ストーブを乱暴に移動した際に漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/30)
2006-2401 2006/12/12 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ(放射形) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約83平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上方に干していた洗濯物が落下したため、洗濯物にストーブの火が着火し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2053 2006/11/17 (事故発生地) 新潟県	石油ストーブ(放射形) 使用期間：不明	飲食店から出火し、約80平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上の食用油を入れた鍋が落ち、こぼれた食用油に石油ストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/21)
2006-2382 2006/12/10 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ(放射形) 使用期間：不明	鉄筋平屋の農作業休憩小屋から出火し、約15平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ストーブの上にアルミ鍋をかけて水を入れ、缶コーヒーを加熱しているとき、燃焼筒をずらしたままの状態で放置したため異常燃焼状態となり、アルミ鍋が過熱により溶解し、その溶解片が床の絨毯上に落ちて発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/14)
2006-3311 2007/02/06 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ(放射形) 使用期間：不明	鉄筋2階建て住宅から出火して、約45平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ストーブに灯油を給油する際、農機具に使用するために保管していたガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/09)
2007-4522 2007/11/25 (事故発生地) 愛媛県	石油ストーブ(放射式) 使用期間：約10年	石油ストーブに給油後、使用中の石油ストーブから発火し、部屋を全焼した。 (拡大被害)	農機具に使用するためのガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2045 2006/11/11 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(密閉式、暖房機能付) UH-F70PK (株)コロナ 使用期間：約6年11か月	床暖房用石油ストーブ本体から灯油が漏れ出し、灯油臭がした。 (被害なし)	劣化した灯油の影響を受けやすい材質のOリング(NBR)を使用していたため、Oリングが硬化し、灯油が漏れだしたものと推定される。 (A1)	劣化した灯油に対する耐久性を向上させるため、Oリングの材質をフッ素ゴムに変更した。	消費者 (受付:2006/11/21)
2006-3872 2007/02/17 (事故発生地) 奈良県	石油バーナー 使用期間：約30年	入浴中、ふるがま専用の石油バーナーの置かれている室内から発火し、バーナーと給湯ボイラー、ふるがまなどを焼損した。 (拡大被害)	被害者は当該品を移動可能な状態にし、他社製ふるがまの焚き口にバーナー口を当てて風呂を沸かしていたが、出火当日、被害者が薪で風呂を沸かすため、当該品を移動させていたが、バーナーのプラグを抜き忘れており、当該品を移動させていたことを知らなかった娘が浴室内の追い炊きスイッチを入れてバーナーを点火させてしまったため、周囲のものに延焼した。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるが、再発防止のため、バーナー本体、取扱説明書、販売店向けのチラシ、カタログ等にふるがまとバーナーは正しい組み合わせで使用して頂くよう、注意表記を追記した。	消防機関 (受付:2007/03/16)
2007-1929 2007/06/16 (事故発生地) 茨城県	石油バーナー 使用期間：不明	鉄骨2階建て住宅兼店舗から出火して、約165平方メートルを全焼した。原因を調査中。 (拡大被害)	被害者が石油バーナーで家の周囲の草を焼いていたが、火が草に燃え移り火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/21)
2006-3618 2007/02/25 (事故発生地) 千葉県	石油ファンヒーター CFH-A325 三洋電機(株) 使用期間：不明	使用中のファンヒーターの吹き出し口から炎が吹き出した。 (被害なし)	灯油切れを検知するセンサーの発光側素子表面に酸化皮膜が形成されたことやセンサー反射部の汚れの付着により、センサー受光側が反応せず灯油切れが検知できなかったために、灯油がなくなる直前になっても燃焼運転が継続し、電磁ポンプが灯油と空気を同時に吸い込み異常燃焼を起こし、温風吹出口より炎が出たものと推定される。 (A1)	平成13年9月18日及び12月30日に新聞広告を掲載し、対象機種種の無料点検を行い、油面センサーを反射式から透過式に改善した部品に交換している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/03/01)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0320 2007/03/00 (事故発生地) 熊本県	石油ファンヒーター FH-25D 日本電気ホームエレクトロ ニクス(株) 使用期間：不明	石油ファンヒーターを使用して1時 間後に、吹き出し口から高さ1mほど の火柱が上がった。 (被害なし)	灯油切れを検知するセンサーの発光側素子表面に酸化皮膜が形成されたことやセンサー反射部の汚れの付着により、センサー受光側が反応せず灯油切れが検知できなかったために、灯油がなくなる直前になっても燃焼運転が継続し、電磁ポンプが灯油と空気を同時に吸い込み異常燃焼を起こし、温風吹出口より炎が出たものと推定される。 (A1)	平成13年9月18日及び12月30日に新聞 広告を掲載し、対象機種無料点検を行い、油面 センサーを反射式から透過式に改善した部品に交 換している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/04/18)
2004-2438 2002/12/30 (事故発生地) 石川県	石油ファンヒーター GT-3270Y (株)コロナ 使用期間：不明	ワンタッチ式のカートリッジタンク に灯油を給油し、ふたをしてから、カ ートリッジタンクを逆さにしたら、タ ンク容量の半分位が石油ファンヒー ターの近くでこぼれた。石油ファンヒー ターから2m離れた所だったので火 災には繋がらなかった。 (被害なし)	事故品のカートリッジタンクを確認したところ、ワ ンタッチ式のふたが見かけ上、閉まったように誤認さ れる半ロック状態が再現されたことから、屋外で灯油 を給油し、タンクを運んできたが、タンクのふたが完 全にはロックされていない状態で維持されていたため 、タンクを逆さにしたとき、灯油の重量によりふたが 開き、灯油がこぼれたものと推定される。なお、給油 時にはファンヒーターを消火するよう取説に記載して いる。 (B1)	ホームページでカートリッジタンクの給油口は 確実に閉め、油漏れがないことを確認することを 注意喚起するとともに、「給油の際のご注意」と して同様の内容のチラシを作成し、全国の関係機 関に配布した。また、平成17年よりふたのロッ クがより確実に行えるよう部品精度を向上させた 。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2005/02/22)
2005-0251 2005/04/24 (事故発生地) 福井県	石油ファンヒーター OK-M40GX シャープ(株) 使用期間：約3年5か月	ファンヒーターのクリーニングボタ ンを押ししてクリーニングした後、点火 ボタンを押したところ、吹き出し口よ り炎が出た。 (製品破損)	灯油を給油タンクの給油口一杯まで入れた状態で本 体にセットした際に、室外から室内に持ち込んだ温度 差によってタンク内の灯油が膨張し、膨張した分の灯 油がクリーニング運転時に送油管を通じバーナーへ供 給され、バーナー空焼き時の熱により未燃焼ガスとな り、燃焼室壁面やバーナー付近に付着した状態で運転 を行ったために過剰燃焼を生じ、器具内に付着してい た埃の一部を焦がしたものと推定される。 (B1)	給油タンクへの給油量については、取扱説明書 に給油メーターの上限以上に入れないことや定期 的な清掃を行うことを記載しているが、更に、ホ ームページにて「安全にお使い頂くため」として 注意事項として掲載した。	消防機関 製造事業者 国の行政機関 (受付:2005/05/10)
2006-2276 2006/12/05 (事故発生地) 三重県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約 66平方メートルを全焼し、隣家2軒 の壁計約14平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ファンヒーターの火を消さないでカートリッジ タンクに給油した際、カートリッジタンクの蓋を閉め 忘れたため、カートリッジタンクを元に戻すときに灯 油がこぼれ、こぼれた灯油が石油ファンヒーターの燃 焼筒部分に入り込んで引火し、火災に至ったものと推 定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤 機構 (受付:2006/12/08)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3472 2007/02/16 (事故発生地) 岡山県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	点火時にエラー表示が出ていたが、コンセントを抜いたところ、エラー表示が消えたため、再度点火したところ、爆発音が生じて、石油ファンヒーター下部から出火した。 (製品破損)	予熱サーミスタの故障により、気化筒の温度が着火可能温度に至る前に点火動作が行われたため点火できず、エラー表示が出て停止していたが、プラグをコンセントから抜くことによりエラーを解除して再点火する操作を繰り返したため、気化できなかった燃料が溜まり、気化筒の温度が着火可能温度となり点火した際に、溜まった燃料に引火し、燃料が燃え尽きるまで一時的に吹き出し口から炎が吹き出したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/02/20)
2006-4035 2007/03/20 (事故発生地) 山形県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	住宅から出火して、居間の敷物など3.3平方メートルを焼き、家人2人が煙を吸い病院に搬送された。 (軽傷)	事故前日に給油をした際、カートリッジタンクのふたを十分締めずにセットしたことから、事故当日に石油ファンヒーターを消火せずに給油をしようとカートリッジタンクを持ち上げたところ、ふたが脱落し、残存した灯油が燃焼部分にかかったため、火が出て周囲に燃え広がり、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/27)
2007-0540 2007/04/30 (事故発生地) 茨城県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約19.0平方メートルを半焼した。 (拡大被害)	石油ファンヒーターを狭い部屋の中でたんすに向けて近距離で使用していたため、たんすが加熱され火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/08)
2006-1993 2006/11/13 (事故発生地) 徳島県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造平屋の離れから出火し、約6.0平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	農機具に使用するためのガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/16)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2073 2006/11/13 (事故発生地) 新潟県	石油ファンヒーター 使用期間：約1年11か月	石油ファンヒーターのカートリッジタンクに灯油を入れ、ふたを下に持ち運んだところ、ふたがしっかり閉まっているにもかかわらず、灯油が漏れていた。 (被害なし)	カートリッジタンクの口金のバルブに異物が挟まっていたため、灯油が漏れたものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2006/11/22)
2006-2081 2006/11/20 (事故発生地) 山形県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、茶の間のふすまなど約4平方メートルを焼き、家人1人が右足の指に軽傷を負った。 (軽傷)	農業器具に使用するためのガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/24)
2006-2539 2006/12/14 (事故発生地) 山形県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約230平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	石油ファンヒーターを掃除したときのタオルを油受け皿に置き忘れたことから、カートリッジタンクが正常に装填されなかったため、漏れた灯油にストーブの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/22)
2006-2747 2006/12/30 (事故発生地) 神奈川県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約12.5平方メートルを全焼し、家人2人が頭などに軽い火傷を負った。 (軽傷)	ファンヒーターのカートリッジタンクに給油してセットしたとき、タンクのふたを完全に締めていなかったため、漏れた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-2914 2006/11/20 (事故発生地) 岐阜県	石油ファンヒーター 使用期間：約2年	今季初めて石油ファンヒーターを使用したところ、吹き出し口から黒煙と炎が出た。 (製品破損)	バーナ部気化筒に変質灯油の使用が原因と考えられるタールの堆積があったことから、気化筒に送り込まれた灯油が正常に気化できず、燃焼中に炎が大きくなり黒煙が出たものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/01/22)
2006-2944 2007/01/20 (事故発生地) 福島県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約80平方メートルを全焼し、家人2人が顔などに軽傷を負った。 (軽傷)	自家用車に使用するためのガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/23)
2006-2961 2006/12/22 (事故発生地) 島根県	石油ファンヒーター 使用期間：約2年6か月	石油ファンヒーターを閉めきった8畳の洋間で3時間ぐらい使用していたところ、頭がクラクラし、手足が動かなくなり嘔吐を繰り返し、救急車で病院へ運ばれた。 (軽傷)	当該機のCO濃度、CO2濃度及びO2濃度測定並びに不完全燃焼防止装置の作動確認を実施したところ問題がなかったことから、室内の空気の換気等を行わず長時間石油ファンヒーターを使用したため、酸素濃度が低下し、酸素欠乏症に近い症状になったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/24)
2006-3008 2007/01/22 (事故発生地) 東京都	石油ファンヒーター 使用期間：約14年3か月	石油ファンヒーターを使用していたところ、前面から突然炎が吹き出た。 (被害なし)	油受け皿の中に紙が入っていたことから、新聞紙の切れ端が灯油油面を検出するフロートセンサのフロートに引っかかり作動を妨げたことから、灯油切れが検知できず過剰空気を含んだ燃料が供給されたため、燃焼状態が不安定になり、温風吹き出し口から火が出たものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3102 2007/01/06 (事故発生地) 北海道	石油ファンヒーター 使用期間：約21年	石油ファンヒーターのスイッチを入れ、部屋から出て3時間後、部屋に行くと煙が充満し、本体から炎が出ており、畳、床、壁紙の一部が焼損した。 (拡大被害)	本体底部と床(板の間)との間に電源コードが挟まれており、その部分のコードが断線し溶融痕が確認され、床板にはスパークの痕跡が認められたことから、当該部分で機械的ストレスを受けてコードが損傷し、芯線が短絡・スパークし、出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/31)
2006-3303 2007/02/05 (事故発生地) 奈良県	石油ファンヒーター 使用期間：約8年	石油ファンヒーターを点火し、しばらくすると本体前面の温風吹き出し口から火が出た。 (製品破損)	燃焼室、バーナー、ノズルに異常は認められず、油受け皿の中に新聞紙の切れ端が入っていたことから、新聞紙の切れ端が灯油油面を検出するフロートセンサのフロートに引っかかり作動を妨げたことから、灯油切れが検知できず過剰空気を含んだ燃料が供給されたため、燃焼状態が不安定になり、温風吹き出し口から火が出たものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/02/09)
2006-3539 2007/01/12 (事故発生地) 三重県	石油ファンヒーター 使用期間：約4年	石油ファンヒーターの調子が悪かったのでクリーニングをして点火したところ、機器内部で大きな炎が見えた。 (製品破損)	気化器内のニードルに変質灯油又は不良灯油によりタールが付着したため、ニードルが完全に閉止しない状態となり、予熱の際に気化器温度が上昇する前に十分気化していない灯油がバーナー部に漏れ、着火の際に異常燃焼となって出火したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 製造事業者 (受付:2007/02/26)
2006-3962 2007/03/17 (事故発生地) 愛媛県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約130平方メートルを全焼し、家人が顔や頭に軽い火傷を負った。 (軽傷)	石油ファンヒーターのカートリッジに灯油を給油する際、農機具に使用するためのガソリンを灯油と間違えて給油したため、異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0203 2007/04/04 (事故発生地) 青森県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造住宅から出火して、同住宅約43平方メートルと隣接する住宅2棟と車庫1棟計約120平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	布団の上にあった箱入りティッシュペーパーが、就寝中の寝返り等により移動し、布団の近くにあったファンヒーターの吹き出し口に接触したため、ティッシュペーパーがファンヒーターからの熱で過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)
2007-0352 2007/03/16 (事故発生地) 北海道	石油ファンヒーター 使用期間：不明	ストーブを点火したところ黒い煙が出た。 (被害なし)	気化器内部にカーボン、タールが付着したため気化ガス量が減少するとともに着火が遅れ、濃度が薄いガスが出たものと推定される。なお、カーボンやタールの付着原因は変質灯油の使用によるものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/04/19)
2007-1019 2007/05/24 (事故発生地) 福井県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	鉄筋2階建て民宿から出火し、駐車場約330平方メートルと乗用車2台を焼いた。 (拡大被害)	石油ファンヒーターから30センチメートルの位置に離れたところにあった扇風機の駆動部を覆っている樹脂製カバーに石油ファンヒーターの熱風が当たり、そのカバーが熱せられ溶け出し、カバー周辺の温度が上がリ、モーターが過熱されたためモーターから出火し、周辺部品等に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/29)
2005-0314 2005/02/23 (事故発生地) 福井県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	石油ファンヒーターのクリーニングボタンを押しクリーニングをしたあと、燃焼開始ボタンを押したところ異常音がし、温風吹き出し口から炎が出た。 (製品破損)	給油タンクを満タンにして本体にセットした際に、室外から室内に持ち込んだ温度差によってタンク内の灯油が膨張し、膨張した分の灯油がクリーニング運転時に送油管を通じバーナーへ供給され、バーナー空焼き時の熱により未燃焼ガスとなり、燃焼室に付着した状態で運転を行ったため過剰燃焼を生じ、器具内に付着していた埃の一部を焦がしたものと推定されるものの、事故品を確認できなかったことから原因を特定できなかった。 (G1)	ホームページにて「安全にお使い頂くため」として注意事項として掲載する。	消防機関 製造事業者 (受付:2005/05/17)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-2938 2006/02/26 (事故発生地) 兵庫県	石油ファンヒーター 使用期間：約7年	火災が発生し、全焼した。なお、部屋の中で洗濯物を乾かしており、石油ファンヒーター前方の焼損が著しかった。 (拡大被害)	当該品は内部よりも外郭の焼損が大きく、内部の送油系に異常も無く、異常履歴がないことから、製品に起因する事故ではないものと推定されるが、使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2006/03/30)
2006-2628 2006/12/23 (事故発生地) 宮城県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、2階部分約40平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ファンヒーター付近が出火元と推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/04)
2006-2756 2006/12/13 (事故発生地) 大阪府	石油ファンヒーター 使用期間：約1か月	石油ファンヒーターを使用中に別の部屋で飼っている小鳥6羽が死んだ。 (拡大被害)	気化器ノズル先端にタールの付着が認められることから、過去に変質灯油等を使用し、異常燃焼を起こした可能性があるものの、小鳥が死んだことに対する因果関係は不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/01/11)
2006-3216 2007/01/11 (事故発生地) 北海道	石油ファンヒーター 使用期間：約10年	石油ファンヒーターから出火して、家屋が全焼し、家人2人が軽い火傷を負った。 (軽傷)	製品内部より発火した痕跡は認められず、本体前面下部より出火したとのことから、誤ってガソリンを使用したため、給油タンク内の気化ガスが膨張し、油受けからガソリンが押し出されて漏れたか、あるいはタンクの口金が緩んだ状態で取り付けられ灯油が漏れたため、着火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/06)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3237 2007/02/02 (事故発生地) 石川県	石油ファンヒーター 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、約150平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ファンヒーターに異常は認められず、誤ってガソリンを給油したものと推定されるが、残留物からガソリンは検出されなかったことから原因を特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/06)
2006-3425 2007/01/24 (事故発生地) 長崎県	石油ファンヒーター 使用期間：約14年	木造2階建て住宅の石油ファンヒーター付近から出火して、176平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	当該機は外郭・内部とも焼損しているものの、内部に発火源と考えられる溶融痕はなく、燃焼筒背面下部に外からのもらい火によると思われるすす付着があり、製品に起因する事故ではないものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/19)
2006-3484 2007/02/15 (事故発生地) 愛知県	石油ファンヒーター 使用期間：不 明	木造2階建て住宅から出火し、約65平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ファンヒーター吹き出し口周辺に衣類等の可燃物が散乱していたことから、可燃物が過熱し、出火に至ったものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/21)
2006-3587 2007/01/22 (事故発生地) 北海道	石油ファンヒーター 使用期間：約10年	運転中の石油ファンヒーターが、発火した。 (拡大被害)	当該機の制御基板部から発火したものと推定されるが、焼損が著しいことから原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/02/28)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0211 2007/04/06 (事故発生地) 山形県	石油ファンヒーター 使用期間：約15年	木造2階建て住宅から出火し、約43平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ファンヒーターからの出火の可能性が考えられるが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)
2007-1198 2007/04/04 (事故発生地) 大阪府	石油ファンヒーター 使用期間：約2年	石油ファンヒーターを点火したところ、本体から煙が出た。 (被害なし)	変質灯油等を使用したことから気化器ノズル先端にタールが付着し、着火遅れのため白煙が発生したものと推定されるが、すでに修理済みであるため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/05/31)
2007-2429 2007/07/23 (事故発生地) 宮崎県	石油ファンヒーター 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	石油ファンヒーター付近から出火したとみられるが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/26)
2006-2779 2007/01/03 (事故発生地) 北海道	石油ファンヒーター(F F式) 使用期間：不明	3階建て集合住宅の一室から出火して、同室約70平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ファンヒーターの近くに布団を敷きっぱなしの状態を外出したことから、石油ファンヒーターに布団が接触したため着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0363 2007/04/03 (事故発生地) 北海道	石油ファンヒーター（開放式） YFH-S25J1 三洋電機（株） 使用期間：不明	使用中の石油ファンヒーターの温風吹き出し口から約20cmの炎が出た。 (被害なし)	灯油切れを検知するセンサーの発光側素子の劣化やセンサー反射部の汚れの付着により、センサー受光側が反応せず灯油切れを検知できなかったために燃焼を継続し、電磁ポンプが空気を同時に吸い込み温風吹き出し口より炎が出たものと推定される。 (A2)	平成13年9月18日及び12月30日、平成19年11月30日に新聞に社告を掲載し、対象機種 ^が の無料点検を行い、油面センサーを反射式から透過式に改善した部品に交換している。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/04/20)
2007-0361 2007/03/15 (事故発生地) 北海道	石油ファンヒーター（開放式） 使用期間：約1年3か月	石油ファンヒーターを点火したところにおいを伴った白い煙と蒸気が噴出した。 (被害なし)	当該品の製品交換を行った修理事業者が当該品を処分したため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/04/20)
2006-3628 2007/02/27 (事故発生地) 秋田県	石油ふろがま 不明 不明 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約210平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ふろがまを約20年間の使用していたことから、排気筒に腐食による穴があり、ふろがまが壁（ベニヤ板）に近接して設置されていたため、壁がふろがまと排気筒の熱により炭化し、当日の加熱によって、炭化した壁が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/02)
2006-3481 2007/02/13 (事故発生地) 福島県	石油ふろがま 使用期間：約27年	木造2階建て住宅から出火して、約135平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	長期使用（約27年間）していた石油ふろがまの点火不良を被害者が知りつつ使い続けていたため、点火操作の繰り返しにより燃焼室内に溜まっていた灯油に着火してふろがまが燃えだし、排煙しよう ^と と窓を開けたところ、一気に燃え広がり、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/21)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2709 2006/12/30 (事故発生地) 佐賀県	石油ふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約205平方メートルと隣接する木造平屋の倉庫約40平方メートルを全焼し、家人が頭などに火傷を負った。 (軽傷)	ふろがまを空焚きしてしまったため、浴槽とふろがまを繋ぐ循環パイプが過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)
2006-4061 2007/03/25 (事故発生地) 長野県	石油ふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、玄関やふろ場など約31平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ふろがまを空だきしたため、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/28)
2007-0103 2007/04/01 (事故発生地) 山形県	石油ふろがま 使用期間：約20年	木造2階建て住宅から出火し、ふろ場の壁や天井、2階の部屋の一部など計約43平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ふろがまを空だきしたため、浴槽とふろがまを繋ぐ循環パイプが過熱し、周囲の壁に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/05)
2007-0468 2007/04/20 (事故発生地) 兵庫県	石油ふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅のふろ場付近から出火して、約80平方メートルを全焼し、隣接する家屋と倉庫計4棟も全焼し、家人が顔と両腕に火傷を負った。 (重傷)	被害者が石油ふろがまの近傍に可燃物を放置していたため、ふろがまの輻射熱で過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/02)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4154 2007/10/26 (事故発生地) 秋田県	石油ふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、同住宅178平方メートルと、隣接する作業小屋約118平方メートルと、物置小屋33平方メートルの計3棟を全焼し、隣接する住宅の壁の一部などを焼いた。 (拡大被害)	事故前日に被害者が誤って風呂を空焚きさせたことから、浴槽とふろがまを繋ぐ循環パイプが過熱し、循環パイプ周囲の炭化した壁内の木材が低温発火して無炎燃焼を継続し、数時間後に火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/30)
2006-2243 2006/12/01 (事故発生地) 山梨県	石油ふろがま 使用期間：約29年	ふろのタイマースイッチを入れたところ、バーナーに点火せず、煙突から灯油がガス化して噴き出し、のどが痛くなった。 (被害なし)	積雪により屋外排気筒が破損したまま使用したことから、一時的な燃焼不良や点火不良となり、燃焼室内に溜まった未燃焼灯油が気化したときに白煙が発生したものと推定される。 (E4)	消費者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者 (受付:2006/12/06)
2006-2108 2006/11/19 (事故発生地) 宮城県	石油ふろがま 使用期間：約13年6か月	木造2階建て住宅から出火し、約200平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ふろがまから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/28)
2006-2444 2006/12/16 (事故発生地) 宮城県	石油ふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、全焼した。 (拡大被害)	石油ふろがまから出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2722 2007/01/07 (事故発生地) 青森県	石油ふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅の1階ふろがま近くから出火し、ふろがまに隣接する壁約1平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ふろがまのバーナー部がふろがまから外れたため、ふろがまの床付近に蓄積していた綿ごみ等に着火し、またバーナー部が外れた時に送油ゴム管も外れたため灯油が漏れ、漏れた灯油に引火し延焼に至ったものと推定されるが、バーナー部が外れた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/10)
2006-3389 2007/02/11 (事故発生地) 長崎県	石油ふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、同住宅と隣接する木造2階建て倉庫兼住宅など、計3棟を全半焼した。 (拡大被害)	ふろがまバーナー部の送油ホース接続部付近から灯油が漏れ、バーナーの火が引火したものと推定されるが、事故品の焼損が著しく、灯油が漏れた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/15)
2007-0588 2007/05/04 (事故発生地) 栃木県	石油ふろがま 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約165平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ふろがまが異常燃焼したものと考えられるが、事故品の焼損が著しいため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置は取れなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/11)
2007-0933 2007/05/19 (事故発生地) 福島県	石油ふろがま 使用期間：不明	木造2階建て住宅の風呂場から出火し、風呂場及び建物1、2階部分を半焼した。 (拡大被害)	石油ふろがま付近から出火したものとみているが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/22)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2802 2007/08/03 (事故発生地) 茨城県	石油ふろがま 使用期間：約2年	設定していないのに、ふろがまが自動で追い炊きになった。 (被害なし)	当該機器のリモコンの動作確認をしたが、自動追い炊き状態は再現せず、原因を特定することができなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/08/09)
2007-3957 2007/10/18 (事故発生地) 山形県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：約20年	木造平屋住宅から出火して、約22.5平方メートルを全焼し、家人が顔などに火傷を負った。 (軽傷)	石油ふろがまの点火不良を半年程前から被害者が知りつつ、火のついた薪や新聞紙をバーナーで燃やして火種とする操作を繰り返したため、燃焼室内や灰受けに溜まっていた未燃焼灯油が異常燃焼し、火災に至ったものと推定される。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/10/26)
2006-1483 2006/09/25 (事故発生地) 徳島県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、屋根と天井部分を焼いた。 (拡大被害)	まきを使用して風呂を沸かしていたところ、焚き口から落ちた残り火が散乱していたおがくずに着火したため、周囲に積んでいたまきに燃え移り、火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/02)
2006-2034 2006/11/11 (事故発生地) 長野県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約85平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	焚き口を開放して使用していたことから、焚き口からまきが燃え落ちて周囲の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/20)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2298 2006/12/03 (事故発生地) 岩手県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	牛舎から出火して、約80平方メートルを全焼し、牛2頭が死んだ。 (拡大被害)	焚き口のふたを開放したまま放置したため、外から入ってきた風により火の粉が飛散し、周囲にあった杉の葉等の焚きつけ材に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/11)
2006-2342 2006/12/08 (事故発生地) 大分県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造2階建て倉庫から出火し、63平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	燃え残った火のついたまきを取り出して屋外の倉庫の近くに置き水をかけて消火したが、完全に消火していなかったため再燃し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/12)
2006-3511 2007/02/03 (事故発生地) 大分県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	焚き口から取り出していた灰の中の残火が、焚き口周辺に置いてあった薪等の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/23)
2006-3743 2007/03/02 (事故発生地) 熊本県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約160平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ふろがまから取り出した灰を放置していたところ、灰の中の残り火が周辺の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/09)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0310 2007/04/13 (事故発生地) 長野県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約130平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ふろがまから取り出した灰の中の残火が周囲の可燃物に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/17)
2007-0409 2007/04/17 (事故発生地) 茨城県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造平屋の離れから出火して、住宅など3棟計約190平方メートルを全半焼し、隣接する木造平屋の納屋約60平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	付近にあった可燃物にふろがまの火が引火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/24)
2007-2382 2007/07/15 (事故発生地) 群馬県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約158平方メートルを全焼し、家人がのどや手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	ふろがまの焚き口付近に放置された可燃物にふろがま内の火が燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/24)
2007-2408 2007/07/16 (事故発生地) 佐賀県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約140平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきふろがまの焚き口を開けたまま放置していたため、焚き口から飛散した火の粉が付近に積んでいたベニヤ廃材等に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/25)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2918 2007/08/16 (事故発生地) 群馬県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、同住宅と、1階廊下でつながっている木造2階建て住宅計約220平方メートルを全焼し、家人1人が顔や腹に重傷の火傷を負った。 (死亡)	被害者がふろがまの奥行きよりも長い薪を使用し、焼却口蓋を開けたまま焚いていたため、はみ出していた薪が燃えて落ち、周辺の可燃物に燃え移り、火災になったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/08/21)
2006-1713 2006/10/21 (事故発生地) 愛媛県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約148平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まきを使用して風呂を沸かしていたところ、強風によって煙突から出た火の粉が風呂屋根と雨をしのぐためのトタン屋根との間に入り込んだため、集まった火の粉の熱により屋根に着火し、火災に至ったものと推定される。 (F1)	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/10/24)
2006-3270 2007/02/04 (事故発生地) 栃木県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	まき併用石油ふろがまでまきを使用していたことから、まきのおき火が周囲の可燃物に燃え移り火災に至ったものとみているが、事故品の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/07)
2007-1990 2007/06/19 (事故発生地) 福島県	石油ふろがま(まき併用) 使用期間：約18年	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約150平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油ふろがまが設置されていたボイラー室付近から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/06/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0590 2007/05/05 (事故発生地) 山梨県	石油ふるがま(まき併用)(煙突) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約170平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	ふるがまの上に保温のために掛けてあった毛布が煙突に接触し着火し、その火が付近に積んであった薪、更には床根太に燃え移り、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/11)
2007-2283 2007/07/07 (事故発生地) 山梨県	石油ふるがま(煙突) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約120平方メートルを全焼し、家人が両足の裏に軽い火傷を負った。 (軽傷)	煙突と建材との間の断熱処理が十分なされていなかったために、建材が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した建材が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (D1)	施工業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/17)
2006-3948 2007/03/18 (事故発生地) 山梨県	石油ふるがま(煙突) 使用期間：約30年	木造平屋住宅から出火し、約100平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	煙突が外壁を貫通する部分にめがね石が使用されていなかったことから、近接する柱が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した柱が低温発火したものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施行不良と見られる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/22)
2006-2355 2006/12/09 (事故発生地) 岩手県	石油ふるがま(煙突) 使用期間：約10年	木造平屋住宅から出火し、壁約1平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ふるがまの煙突(室内側)が壁を貫通する手前の接続部で外れていたため、隙間から火の粉が飛び出し、周囲の木材に燃え移り火災に至ったものと推定されるが、接続部が外れた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/13)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2786 2007/01/10 (事故発生地) 岩手県	石油ふるがま(煙突) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、台所の天井裏約25平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	煙突の貫通部に使用しているめがね石付近の煙突が腐食して排気熱が漏れたことから、貫通部の木枠が漏れた排気熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した木枠が低温発火し、火災に至ったものと推定されるが、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/15)
2007-2628 2007/07/29 (事故発生地) 岩手県	石油ふるがま(煙突) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約188平方メートルを全焼し、敷地内の作業小屋などを焼いた。 (拡大被害)	ふるがま煙突のつなぎに口径の違う煙突を使用していたため隙間が生じ、その隙間から熱風が吹き出て近くの梁板を熱し、低温発火に至ったものとみられるが、焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/07/31)
2006-2068 2006/11/19 (事故発生地) 愛媛県	石油ふるがま(煙突、まき併用) MS3 三葉工業(株) 使用期間：約10年	木造2階建て住宅から出火して、約100平方メートルを全焼し、家人がのどに軽い火傷を負った。 (軽傷)	約10年間メンテナンスをせず使用していたため、ステンレス製煙突の一部に損傷が生じたことから、軒が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した軒が低温発火したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/22)
2006-3414 2007/02/08 (事故発生地) 宮城県	石油ふるがま(煙突、まき併用) 湯元-5形 東京ツチヤ販売(株) 使用期間：不明	住宅の離れから出火して、ふる兼トイレを焼いた。 (拡大被害)	20年以上煙突掃除をしないで使用していたことから、すす詰まりによって熱が滞留したため、屋根板が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した屋根板が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3179 2006/12/31 (事故発生地) 三重県	石油ふるがま(煙突、まき併用) 使用期間：約10年	木造平屋住宅から出火し、母屋とふる場計60平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	屋根の瓦を葺き替えて石油ふるがまの煙突の出口位置を変更した際、煙突を野地(瓦を取り付けるための下地)の近くに通したため、野地の木材が煙突の熱で炭化し、当日の加熱により低温発火して火災に至ったものと推定される。 (D1)	施工業者等は不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/02)
2006-1860 2006/11/01 (事故発生地) 埼玉県	石油ふるがま(屋内式) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約66平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	風呂釜の熱交換器が長年の使用でスス詰まりとなったことから、異常燃焼によって溜まった未燃性ガスにバーナーの火が引火して吸気口から火が吹き出し、周囲の可燃物に燃え移り火災に至ったものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/07)
2006-2654 2006/12/21 (事故発生地) 宮城県	石油ふるがま(芯上下式) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、外壁約2平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油ふるがまの燃焼筒がずれたまま放置したため、異常燃焼によって立ち上がった炎が外壁に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2007-0654 2007/05/13 (事故発生地) 岩手県	石油温水床暖房機 使用期間：約11年	住宅外壁に取り付けた床暖房関連機器から出火し、ビニールパイプや外壁の一部を焼いた。 (拡大被害)	床暖房機の温水分配器付近からの出火とみられるが、出火原因の確定に至る物証が得られず原因の特定はできなかった。 (G1)	製造業者等が不明であり、事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/05/15)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0528 2007/02/15 (事故発生地) 青森県	石油温風暖房機（FF式） FFR-63CF-1D サンポット（株） 使用期間：約2年2か月	石油暖房機本体の後面カバー板に穴が開き、機器を設置している後面の壁が直径30cmほど焦げた。 (拡大被害)	FF式石油温風暖房機のバーナー用二次空気孔の一部が、異物（耐熱パテ）で塞がれた状態で燃焼したためバーナーの炎が片寄り、炎の近づいた燃焼室壁面の温度が局部的に上昇し、壁面を焦がしたものと推定される。 (A3)	同時期生産品で事故部分付近の現物確認を行ったところ、他に異物が確認されたものが無かったことから、単品不良と思われるため特に措置はとらなかった。	消費者センター 製造事業者 (受付:2007/05/08)
2006-0210 2006/03/31 (事故発生地) 長崎県	石油温風暖房機（FF式） OK-902B 松下電器産業（株） 使用期間：約15年	FF式石油ファンヒーターを使用中、「ボン」という音がして、炎が上がった。 (製品破損)	長期使用（約15年）により、当該品の制御盤のCNコネクターにはんだクラックを生じたため、コネクター部の抵抗値が変化し、気化筒の予熱完了前に、電磁ポンプが作動して油が気化筒へ供給され、予熱完了後、点火動作時にさらに油が供給されるため燃料過多となったことから、異常燃焼した炎が熱交換器の燃焼確認窓を通して、温風吹出口のルーバーに反射し、被害者が出火と誤認したものと推定される。 (C1)	経年劣化による事故とみられ、異常燃焼した場合でも周囲は全て金属で覆われているため製品外部に延焼することはないと、他に同種事故も発生していないことから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/04/20)
2007-4763 2007/00/00 (事故発生地) 栃木県	石油温風暖房機（FF式） 使用期間：約12年	石油ストーブを使用中、息苦しくなった。 (軽傷)	当該機バーナーの気化器に灯油と一次空気を導入するための部品（スロート）のねじ込み部が緩み、灯油の気化ガスが微量漏れ出たものと推定されるが、スロートが緩んだ原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/12/06)
2006-2957 2007/01/14 (事故発生地) 千葉県	石油給湯器 OQB-302YS (株)ノーリツ 使用期間：約8年2か月	石油給湯器内が焼損した。 (製品破損)	燃料通路に組み込まれた電磁弁内のSサイズニトリルゴム製リングが硬化・収縮し、漏れた灯油が燃焼室内に流入して溜まり、バーナーの火が引火し、給湯器内を焼損したものと推定される。 なお、リングの硬化・収縮は灯油の滞留と真鍮の触媒作用により灯油が劣化し、さらに高温の条件が重なったことにより発生したものと推定される。 (A1)	平成14年10月24日、平成15年6月2日及び7月22日、平成18年12月4日付けの新聞紙上に社告を行い、無償で点検・修理を行っている。また、平成18年12月4日付けで経済産業省はプレスリリースを行い、注意喚起を行った。なお、リングの劣化対策として、制御弁セット付属電磁弁のリング材質をNBRから化学的に安定なフッ素ゴムに変更しており、平成13年4月以降の器具については、対策を行っている。	製造事業者 (受付:2007/01/23)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3041 2007/01/23 (事故発生地) 長野県	石油給湯器 OTQ-302SAY (株)ノーリツ 使用期間：約8年3か月	石油給湯器内部が焼損した。 (製品破損)	燃料通路に組み込まれた電磁弁内のSサイズニトリルゴム製Oリングが硬化・収縮し、漏れた灯油が燃焼室内に流入して溜まり、バーナーの火が引火し、給湯器内を焼損したものと推定される。なお、Oリングの硬化・収縮は灯油の滞留と真鍮の触媒作用により灯油が劣化し、さらに高温の条件が重なったことにより発生したものと推定される。	平成14年10月24日、平成15年6月2日及び7月22日、平成18年12月4日付けの新聞紙上に社告を行い、無償で点検・修理を行っている。また、平成18年12月4日付けで経済産業省はプレスリリースを行い、注意喚起を行った。なお、Oリングの劣化対策として、制御弁セット付属電磁弁のOリング材質をNBRから化学的に安定なフッ素ゴムに変更しており、平成13年4月以降の器具については、対策を行っている。	製造事業者 (受付:2007/01/26)
2006-3657 2007/02/22 (事故発生地) 神奈川県	石油給湯器 OQB-403Y (株)ノーリツ 使用期間：約6年7か月	石油給湯器の内部が焼損した。 (製品破損)	燃料通路に組み込まれた電磁弁内のSサイズニトリルゴム製Oリングが硬化・収縮し、漏れた灯油が燃焼室内に流入して溜まり、バーナーの火が引火し、給湯器内を焼損したものと推定される。なお、Oリングの硬化・収縮は灯油の滞留と真鍮の触媒作用により灯油が劣化し、さらに高温の条件が重なったことにより発生したものと推定される。	平成14年10月24日、平成15年6月2日、7月22日及び平成18年12月4日付けの新聞紙上に社告を行い、無償で修理・点検を行っている。また、平成18年12月4日付けで経済産業省はプレスリリースを行い、注意喚起を行った。なお、Oリングの劣化対策として、制御弁セット付属電磁弁のOリング材質をNBRから化学的に安定なフッ素ゴムに変更しており、平成13年4月以降の器具については、対策を行っている。	製造事業者 (受付:2007/03/05)
2006-3658 2007/02/25 (事故発生地) 長野県	石油給湯器 OTQ-302Y (株)ノーリツ 使用期間：約9年6か月	石油給湯器の内部が焼損した。 (製品破損)	燃料通路に組み込まれた電磁弁内のSサイズニトリルゴム製Oリングが硬化・収縮し、漏れた灯油が燃焼室内に流入して溜まり、バーナーの火が引火し、給湯器内を焼損したものと推定される。なお、Oリングの硬化・収縮は灯油の滞留と真鍮の触媒作用により灯油が劣化し、さらに高温の条件が重なったことにより発生したものと推定される。	平成14年10月24日、平成15年6月2日、7月22日及び平成18年12月4日付けの新聞紙上に社告を行い、無償で修理・点検を行っている。また、平成18年12月4日付けで経済産業省はプレスリリースを行い、注意喚起を行った。なお、Oリングの劣化対策として、制御弁セット付属電磁弁のOリング材質をNBRから化学的に安定なフッ素ゴムに変更しており、平成13年4月以降の器具については、対策を行っている。	製造事業者 (受付:2007/03/05)
2006-4028 2007/02/13 (事故発生地) 茨城県	石油給湯器 RPH40KSS 東陶機器(株) 使用期間：約9年	石油給湯器から出火し、機器を全損した。 (製品破損)	油量調整弁付電磁ポンプの外部シール部に使用されているOリングのシール寸法確保の余裕が少なめだったため、燃焼時の電磁ポンプ発熱、燃焼熱等によりOリングの収縮が促進され、部品の寸法バラツキによっては一部シール性能が確保できないものが発生し、漏れた灯油が熱交換器フランジ部から燃焼室内に浸入して溜まり、バーナーの火が引火したため排気口から炎が吐出し、火災に至ったものと推定される。	平成14年10月24日、平成18年12月4日付けの新聞紙上に社告を掲載、安全点検を実施し、対策を行った部品ユニットに交換を行っている。また、平成18年12月4日付けで経済産業省はプレスリリースを行い、注意喚起を行った。	販売事業者 (受付:2007/03/27)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-4030 2007/02/13 (事故発生地) 北海道	石油給湯器 R P H 3 2 K F 東陶機器(株) 使用期間：約10年	給湯器の電源を入れて20分後に、大きな音がして機器が焼損し、周辺の設備機器も損傷した。 (拡大被害)	油量調整弁付電磁ポンプの外部シール部に使用されているリングのシール寸法確保の余裕が少なめだったため、燃焼時の電磁ポンプ発熱、燃焼熱等によりリングの収縮が促進され、部品の寸法バラツキによっては一部シール性能が確保できないものが発生し、漏れた灯油が熱交換器フランジ部から燃焼室内に浸入して溜まり、バーナーの火が引火したため排気口から炎が吐出し、火災に至ったものと推定される。 (A1)	平成14年10月24日、平成18年12月4日付けの新聞に社告を掲載し、安全点検を実施し、対策を行った部品ユニットに交換を行っている。また、平成18年12月4日付けで経済産業省はプレスリリースを行い、注意喚起を行った。	販売事業者 (受付:2007/03/27)
2006-4065 2007/03/15 (事故発生地) 長野県	石油給湯器 O T Q - 3 0 2 Y (株)ノーリツ 使用期間：約7年	石油給湯器から出火して、器内を焼損した。 (製品破損)	燃料通路に組み込まれた電磁弁内のNBR製リングが硬化・収縮し、漏れた灯油が燃焼室内に流入して溜まり、バーナーの火が引火し、給湯器内を焼損したものと推定される。なお、リング付近に滞留した灯油が黄銅の触媒作用により劣化し、さらに高温の条件が重なったため、リングの硬化・収縮が発生したものと推定される。 (A1)	平成14年10月24日、平成15年6月2日及び7月22日、平成18年12月4日付けの新聞紙上に社告を行い、無償で点検・修理を行っている。また、平成18年12月4日付けで経済産業省はプレスリリースを行い、注意喚起を行った。なお、リングの劣化対策として、制御弁セット付属電磁弁のリング材質をNBRから化学的に安定なフッ素ゴムに変更しており、平成13年4月以降の器具については、対策を行っている。	製造事業者 (受付:2007/03/28)
2007-0458 2007/04/17 (事故発生地) 茨城県	石油給湯器 O Q B - 3 0 2 Y (株)ノーリツ 使用期間：約9年7か月	石油給湯器を使用中に湯が出なくなり、電気ブレーカーが作動して、給湯器から発煙した。 (製品破損)	燃料通路に組み込まれた電磁弁内のNBR製リングが硬化・収縮し、漏れた灯油が燃焼室内に流入して溜まり、バーナーの火が引火し、給湯器内を焼損したものと推定される。なお、リングの硬化・収縮は灯油の滞留と真鍮の触媒作用により灯油が劣化し、さらに高温の条件が重なったことにより発生したものと推定される。 (A1)	平成14年10月24日、平成15年6月2日及び7月22日、平成18年12月4日付けの新聞紙上に社告を行い、無償で点検・修理を行っている。また、平成18年12月4日付けで経済産業省はプレスリリースを行い、注意喚起を行った。なお、リングの劣化対策として、制御弁セット付属電磁弁のリング材質をNBRから化学的に安定なフッ素ゴムに変更しており、平成13年4月以降の器具については、対策を行っている。	製造事業者 (受付:2007/04/27)
2002-0076 2002/04/09 (事故発生地) 富山県	石油給湯器 I B - 3 4 (株)長府製作所 使用期間：不明	1階のボイラー付近から出火し、ボイラーの一部等を燃した。 (拡大被害)	燃え残った送油ゴムホースに劣化によると思われるひび割れがあることから、そのひび割れから灯油が漏れて何らかの火が引火したものと推定される。 (C1)	製造業者は、改めて販売店に対し、劣化したゴムホースの点検・交換の指示を行った。	製品評価技術基盤機構 (受付:2002/04/18)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2759 2007/01/10 (事故発生地) 石川県	石油給湯器 I B - 3 4 (株)長府製作所 使用期間：約25年	1階石油給湯器置き場から出火し、壁を焼いた。 (拡大被害)	長期使用による燃焼室炉材の風化し、また、ドラフターを石で押さえて固定し、煙突位置の不適切な変更による排気不良などの条件下で、ノズルの噴霧不良及び電極の間隔不良による着火遅れ状態が繰り返されたことで、風化した炉材が缶体と土台の間から吹き出て隙間が発生。この隙間からの燃焼ガスが噴出し、ボイラー室の給気口が塞がれていたこともあって、器体内部が高温となり、内部の部品が発火したことが原因と推定される。 (C1)	特約店の協力のもと新聞折り込みチラシ等により、安全点検を呼び掛ける。	消防機関 製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/11)
2006-3698 2005/01/04 (事故発生地) 福岡県	石油給湯器 P D X - 4 0 3 D 長州産業(株) 使用期間：約8年	焦げたにおいがして給湯器から発火し、給湯器とエアコンの室外機が焼損した。 (拡大被害)	比例弁付電磁ポンプに使用している外部シールのOリングが劣化し硬化収縮していたため、比例弁の接続部である袋ナットが緩んだことにより漏油し、引火したものと推定される。 (C1)	平成17年1月24日、平成18年12月4日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、機器の点検及びOリングの材質をフッ素樹脂に変更した比例弁付電磁弁に交換している。また、平成18年12月4日付で経済産業省はプレスリリースを行い、注意喚起を行った。	製造事業者 (受付:2007/03/06)
2006-4064 2007/03/14 (事故発生地) 茨城県	石油給湯器 O R M - 2 4 0 Y (株)ノーリツ 使用期間：約20年	石油給湯器付ふろがまから出火して、器内を焼損した。 (製品破損)	約20年の使用により劣化し、き裂が生じた送油ゴムホースから油が漏れ、更に、バーナーから漏れた排気ガスの熱気により漏れた油が気化し、気化したガスをファンモーターが吸い込んだため燃焼室で逆火が生じ、バーナー及びコントローラーが焼損したものと推定される。 (C1)	経年劣化とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/03/28)
2006-3722 2007/01/14 (事故発生地) 北海道	石油給湯器 使用期間：約10年	石油給湯器から発火し、給湯器と天井裏断熱材を焼損した。 (拡大被害)	天井裏に延長されている排気筒の接続部分がメーカー指定以外の方法で接続されていたため、変形した接続部から留れた高温の排気、もしくは熱交換器に付着していたすすが火種となって天井に吹き付けられていた断熱材を焦がしたものと推定される。 (D1)	設置業者が不明であるため、措置はとれなかった。なお、当該集合住宅の管理者に対し、他世帯の設置状況を点検するよう要請した。	製造事業者 消費者センター (受付:2007/03/07)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-2066 2007/06/01 (事故発生地) 福井県	石油給湯器 使用期間：約26年8か月	浴槽にお湯を入れていたところ、プレーカーが落ちて異臭がし、ボイラーから火が出た。 (製品破損)	煙突の排気トップをT型に変更したことにより燃焼室内に多量の雨水が流入しやすくなり、規定よりも小さい排気筒接続口を使用したことにより給気量と排気量のバランスが悪くなり、不完全燃焼を起こしたため燃焼室底面の炉材の風化が進み、缶体と土台に隙間が発生、その隙間から燃焼ガスが漏れたことで電源コードと油ゴムホースが焼損したものと推定される。 (D1)	施工業者が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/06/29)
2007-1049 2007/05/27 (事故発生地) 石川県	石油給湯器 使用期間：約8年9か月	使用中の石油給湯器の排気口から黒煙が出た。 (製品破損)	事故以前の燃焼不具合時に熱交換器内にすすが付着し、燃焼不具合の修理時にバーナー部のススを除去した際、エレクトロードに触れ、間隔が狭くなり着火遅れが起こったため、熱交換器内のススの付着がさらに加速され黒煙が発生したものと推定される。 (D2)	特に措置しなかった。	消防機関 (受付:2007/05/29)
2006-1927 2006/11/08 (事故発生地) 新潟県	石油給湯器 使用期間：不明	住宅から出火し、台所など約30平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油給湯器の排気筒が長期間外れていたため、天井が排気熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した天井が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/11/13)
2006-2423 2006/12/12 (事故発生地) 岐阜県	石油給湯器 使用期間：約10年	木造2階建て住宅の横に増設した建物内のふる用ボイラー付近から出火し、住宅の1階部分約50平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	石油給湯器に近接して置いてあった野菜に被せた保存シートや布団等が接触し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/18)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-4024 2006/11/28 (事故発生地) 石川県	石油給湯器 使用期間：約15年	石油給湯器から発煙した。 (製品破損)	オイルストレーナー部が調整されバーナー部にも分解・手直しした形跡が認められることから、灯油の供給量と燃焼に必要な空気量のバランスが崩れたため不完全燃焼し、発煙したものと推定される。 (E4)	被害者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	販売事業者 (受付:2007/03/27)
2006-2699 2006/12/20 (事故発生地) 広島県	石油給湯器 使用期間：不明	石油給湯器でふろを沸かしていたところ、臭いにおいが部屋中に充満した。 (被害なし)	機器の異状は認められず、燃焼時にも問題がないことから、被害者の感受性によるものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2007/01/09)
2005-2700 2005/00/00 (事故発生地) 福井県	石油給湯器 使用期間：不明	石油給湯器から出火し、給湯器付近の小屋や家の壁を焼いた。 (拡大被害)	石油給湯器の天板のゴムパッキンが温水管と接触する部分から焼けている形跡が認められるものの、事故との因果関係は不明であり、他に異状がないことから原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2006/03/01)
2006-2145 2006/11/18 (事故発生地) 石川県	石油給湯器 使用期間：約21年	屋外にある石油給湯器から出火した。 (製品破損)	ファンモーター用コンデンサーが発熱しリード線被覆等に着火したため取り付け部分を焼き、ファンモーター上の点火用イグナイターに寄りかかったようになり落下し、イグナイターおよび各種リード線被覆を経て制御器を焼いたものと推定されるが、ファンモーター用コンデンサーの発熱原因については特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消防機関 (受付:2006/11/29)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2545 2006/12/19 (事故発生地) 栃木県	石油給湯器 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約66平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油給湯器の電源コードに短絡痕がみられ、電源コードが何らかの理由でショートし、火災に至ったものとみているが、事故品の焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2006/12/22)
2006-2766 2007/01/01 (事故発生地) 長崎県	石油給湯器 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、同住宅と木造平屋の小屋の計約240平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	石油給湯器から油が漏れ、漏れた灯油に給湯器の火が引火し、火災に至ったものと推定されるが、灯油が漏れた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/12)
2006-3081 2006/10/27 (事故発生地) 東京都	石油給湯器 使用期間：約15年	石油給湯器から出火し、給湯器本体、ポリタンク、波板を焼損した。 (拡大被害)	電源コードの断線部に溶融痕が認められたことから、当該部分で短絡・スパークし、基板ベース部に着火し、ファン、リード線を焼損し、延焼したものと推定されるが、出火当時の詳細状況が不明であり、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/01/30)
2006-4026 2006/12/20 (事故発生地) 山口県	石油給湯器 使用期間：約12年	石油給湯器付近から出火し、家屋を焼き、家人が軽い火傷を負った。 (軽傷)	当該機付近から出火したものと推定されるが、器具内部からの出火の痕跡は認められず、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	販売事業者 (受付:2007/03/27)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-0216 2007/04/06 (事故発生地) 石川県	石油給湯器 使用期間：約6年	屋外式石油給湯器から煙が出た。 (製品破損)	風呂フィンパイプ部に穴があいていたため、その穴から水が漏れて排気集合筒に溜まり、排気抵抗が増大し、炉内圧が上昇していき、着火遅れが生じたものと推定される。この着火遅れの繰り返しにより、ノズルの先端にすすが堆積していき、ノズル噴霧異常を起こし、一次空気筒に噴霧当たりを生じ、異常燃焼が継続されることで、発煙に至ったものとみられるが、風呂フィンパイプ部に穴があいた原因を特定することはできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/10)
2007-0879 2007/05/03 (事故発生地) 福島県	石油給湯器 使用期間：約9年6か月	浴槽に湯を入れていたところ、給湯器から黒煙が出た。 (製品破損)	電磁弁弁座部の異物かみこみにより漏れた灯油がバーナー内部及び燃焼室に溜まり、バーナーの火が引火し給湯器内を焼損したものと推定されるが、かみこまれた異物が確認できず、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製造事業者 (受付:2007/05/21)
2007-2191 2007/06/22 (事故発生地) 福井県	石油給湯器 使用期間：約5年1か月	使用中の石油給湯器から黒煙がでた。 (製品破損)	燃料用電磁ポンプのアクキュムレータ(燃料圧力脈動平滑装置)のダイヤフラム(NBR製)が、変質灯油により硬化・収縮したため圧力脈動平滑機能が低下し、最高燃料圧力が上昇したことにより、小火力での使用時に燃料の吐出量が正常時よりも増大して不完全燃焼を起こし、ススによる熱交換器の目づまりや黒煙発生に至ったものと推定されるが、変質灯油を使用したかどうかの履歴が不明のため、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	消費者センター (受付:2007/07/06)
2006-2548 2006/12/17 (事故発生地) 静岡県	石油給湯器 使用期間：約14年	石油給湯器の内部から灯油が漏れて、隣接している家屋の壁が黒くなっていた。 (拡大被害)	事故品が入手できないことから、調査できなかった。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。	消費者 (受付:2006/12/22)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2655 2006/12/21 (事故発生地) 福島県	石油給湯器(まき併用)	木造2階建て住宅から出火し、約207平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	焚き口を開けたまま使用していたことから、落下した火種が周囲の焚き付け用の新聞紙に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)
2007-0307 2007/04/10 (事故発生地) 愛知県	石油給湯器(まき併用)	木造2階建て住宅から出火して、約100平方メートルを全焼し、家人が顔に火傷を負った。 (軽傷)	石油給湯器付近に置いてあった灯油が入った容器が過熱されて引火し、火災に至ったものと考えられるが、焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/04/17)
2006-3677 2007/03/02 (事故発生地) 岩手県	石油給湯器(まき併用、煙突)	木造2階建て住宅から出火し、同住宅約280平方メートルを全焼し、裏の山林20アールを焼いた。 (拡大被害)	まき併用石油給湯器に設置されている煙突から飛散した火の粉が、煙突付近の屋根に堆積していた木の葉等の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E3)	被害者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/06)
2006-2661 2006/12/28 (事故発生地) 岩手県	石油給湯器(まき併用、煙突)	木造2階建て作業小屋から出火し、屋根裏約8平方メートルを焦がした。 (拡大被害)	煙突が屋根裏で外れているのに気づかず使用を続けていたことから、屋根裏木部が排気熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した屋根裏木部が低温発火したものと推定されるが、煙突の外れた原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 年月日
2006-3967 2007/03/21 (事故発生地) 岩手県	石油給湯器(床暖房用) 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、約257平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	屋内に設置されていた石油給湯器付近が出火元とみているが、事故品の焼損が著しいため、出火原因については特定できなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/23)
2007-2173 2007/06/23 (事故発生地) 宮城県	石油給湯機 PX-332MDG 長州産業(株) 使用期間：約10年	シャワーを使用していたところ、石油給湯機のボイラー排気口から発火した。 (製品破損)	10年以上使用した当該機器の送風ファンの不具合により、再着火を繰り返したため、機器内に灯油が溜まり、溜まった灯油に着火し排気口から炎が上がったものと推定される。 (C1)	他に同種事故はなく、経年劣化による事故とみられることから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2007/07/06)
2006-1300 2006/09/06 (事故発生地) 鳥取県	石油給湯機 使用期間：約22年	石油小型給湯機で爆発音がし、本体の天板がめくれた。 (製品破損)	22年の長期使用により熱交換部下部が劣化・変形し、機器リモコンにエラーコード(不着火)が表示されていたにもかかわらず、点火操作を繰り返したことから、燃焼室内に繰り返し燃料が放出され、気化ガスが溜まったところに着火し爆発燃焼したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2006/09/14)
2007-4230 2007/10/28 (事故発生地) 宮城県	石油給湯機 使用期間：約10年	木造一部2階建て牛舎から出火し、同牛舎355平方メートルと隣接する木造2階建て住宅171平方メートル及び鉄骨平屋建て物置5平方メートルを全焼し、牛舎の牛3頭が焼死した。 (拡大被害)	石油給湯機からの出火と推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/11/05)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2007-4452 2007/08/00 (事故発生地) 福岡県	石油給湯機 使用期間：約9年	石油給湯機の下から灯油が漏れていた。 (製品破損)	亜鉛合金ダイカスト製のオイルストレーナの一部が欠けていることから、オイルストレーナに溜まった水と金属材料が長期間（約9年間）接触していたことから腐食したものと推定されるが、事故品がすでに廃棄されているため、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/11/20)	消費者
2007-2702 2007/08/01 (事故発生地) 静岡県	石油給湯機（煙突） 使用期間：不明	木造2階建て民宿から出火して、約450平方メートルを焼き、客の女性2人が煙を吸って病院に搬送された。 (軽傷)	煙突の貫通部に遮熱施工を行わなかったため、貫通部が煙突の熱により炭化し、当日の加熱により炭化した貫通部が低温発火し、火災に至ったものと推定される。 (D1)	当該宿泊施設は数度の転売を経ており、煙突の設置・施工不良による事故であるが、設置施工業者及び施工時期が不明なため、措置はとれなかった。 (受付:2007/08/03)	製品評価技術基盤機構
2006-2339 2006/12/08 (事故発生地) 岩手県	豆炭あなか 使用期間：不明	住宅から出火し、寝室の壁など約8平方メートルを焼き、家人1人が死亡した。 (死亡)	ガス炊飯器の内釜にいこった豆炭を入れて布団の中で使用していたため、豆炭と布団が接触し、火災に至ったものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2006/12/12)	製品評価技術基盤機構
2007-0574 2007/05/01 (事故発生地) 鳥取県	豆炭あなか 使用期間：不明	鉄筋平屋住宅から出火して、約200平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	ベッドの足下にあった豆炭容器付近の焼損が著しいことから、豆炭あなかの火がふとんに着火し、火災に至ったものと推定されるが原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 (受付:2007/05/10)	製品評価技術基盤機構

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-2899 2007/01/17 (事故発生地) 愛媛県	豆炭こたつ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、約52平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	豆炭を入れる容器が破損していたため、破損部から漏れた豆炭の火が布団に着火し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/22)
2006-3740 2007/02/28 (事故発生地) 富山県	豆炭こたつ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約100平方メートルと隣接する木造2階建て店舗約110平方メートルを全焼し、家人が顔などに火傷を負った。 (軽傷)	豆炭こたつ(櫓こたつ)の燃焼器付近に衣類を入れたまま外出したため、豆炭の熱により衣類が過熱し、出火に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/09)
2006-2967 2007/01/16 (事故発生地) 茨城県	燃料缶(ペール缶) 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火して、約132平方メートルを全焼し、隣接する木造平屋住宅兼納屋の壁などを焦がした。 (拡大被害)	ペール缶を消し炭の容器に使用していたため、床が缶の熱により炭化し、当日の加熱により、炭化した床が低温発火したものと推定される。 (F2)	製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/24)
2006-0535 2006/05/25 (事故発生地) 高知県	燃料缶(携帯用) ガソリン携帯缶20L F-52 大自工業(株) 使用期間：約1年6か月	1年半程前に購入した携帯用ガソリン缶から船外機に給油する際、ガソリンが漏れた。 (被害なし)	給油専用ノズルはガソリン缶本体上面にセットされており、太陽光などにより給油専用ノズルのパッキン(アクリロニトリルブタジエンゴム製のOリング)が徐々に劣化し、給油する際に漏れたものと推定される。 なお、取扱説明書には使用上の注意として「パッキンは消耗品であり交換が必要である」旨を記載しているが、記載方法が十分でなかった。 (A4)	平成19年1月分より取扱説明書を改善し、付属として予備のパッキンを付けることとした。また、より寿命を延ばすために材質を変更した。	消費者センター (受付:2006/05/29)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2005-2716 2006/02/03 (事故発生地) 群馬県	保護ガード(石油ファンヒーター用) 不明 三富工業株式会社 使用期間：約5年	5歳児が石油ファンヒーターの吹き出し口に装着された保護ガードに接触して足に火傷を負った。 (軽傷)	保護ガードに植毛されているフロック(繊維)が脱落したことから、むき出しになった高温の金属部分に触れたため、火傷を負ったものと推定される。 なお、フロックが脱落した原因は経年劣化によるものと推定されるが、フロックが脱落した後の金属部分に触れた場合の危険性についての表示はなかった。 (A4)	保護ガードにさわると火傷の危険性がある旨の警告を取扱説明書で行うこととした。 なお、当該保護ガードは製造を中止した。	消費者センター (受付:2006/03/02)
2006-0332 2006/02/06 (事故発生地) 群馬県	保護ガード(石油ファンヒーター用) 不明 外山工業(株) 使用期間：約2か月	1才3ヶ月の子供が、転んだひょうしに石油ファンヒーターの保護ガードに手の甲を触れ、火傷を負った。 (軽傷)	保護ガードにフロック(繊維)を植毛する部分に油分が付着していたことから、フロックの接着力が低下して脱落したため、むき出しになった高温の金属部分に接触し、火傷を負ったものと推定される。 (A3)	製造工程の管理の徹底及び、取扱説明書への警告表示の追加(フロックが剥離した状態では、火傷の危険があるので使用しないこと。フロックがあっても高温部では、火傷の危険があること)を行うこととしている。	消費者センター (受付:2006/05/08)
2006-3192 2007/01/30 (事故発生地) 岩手県	木炭こたつ 使用期間：不明	木造2階建て作業小屋から出火して、同小屋121.5平方メートルと平屋の倉庫40.5平方メートルを全焼し、家人が顔や手に軽い火傷を負った。 (軽傷)	木炭を使用するこたつに起因する火災と見られるが、現場の焼損が著しいため原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/05)
2006-3519 2007/02/17 (事故発生地) 福島県	練炭こたつ 使用期間：不明	木造平屋住宅から出火し、約144平方メートルを全焼した。 (拡大被害)	練炭の輻射熱のため、こたつ内の足置き板が過熱し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2006-3594 2007/02/20 (事故発生地) 福島県	練炭こたつ 使用期間：不明	住宅から出火し、こたつぶとんなどを焼いた。 (拡大被害)	こたつ内の練炭にこたつ布団が接触し、火災に至ったものと推定される。 (E2)	消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/02/28)
2006-3949 2007/03/19 (事故発生地) 岩手県	練炭こたつ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火し、15平方メートルを焼いた。 (拡大被害)	練炭こたつの熱源としていた練炭こるるに可燃物が落下し、可燃物に練炭の火が着火し火災に至ったものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/03/22)
2006-3110 2007/01/27 (事故発生地) 岩手県	練炭こたつ 使用期間：不明	木造2階建て住宅から出火して、同住宅約416平方メートルと隣接する木造平屋物置小屋約80平方メートルを全焼し、家人1人が死亡した。 (死亡)	練炭こたつからの出火と推定されるが、焼損が著しく、原因の特定はできなかった。 (G1)	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/31)
2006-2871 2007/01/15 (事故発生地) 徳島県	練炭火鉢 使用期間：不明	住宅の居間で、家人2人が倒れているのが発見され、1人が死亡し、1人が重体になった。 (死亡)	火鉢の直径より大きな鍋を使用したことから、火鉢上部と鍋の隙間がなくなり、燃焼用空気の取り込みが不十分となったため、不完全燃焼となり、一酸化炭素が発生したものと推定される。 (E1)	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構 (受付:2007/01/19)